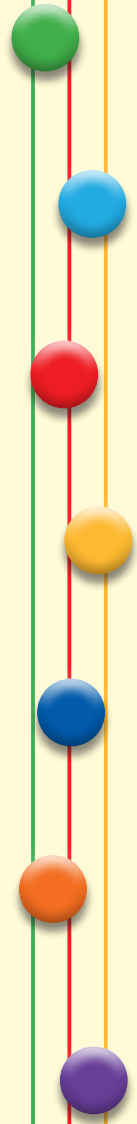




富士山の恵みを活かした
元気に輝く国際文化都市



第	5	次	
富	士	宮	市
総	合	計	画
後	期		
基	本	計	画
令和4年度▶令和7年度			

●市民憲章●

(昭和 42 年 11 月 1 日制定)

わたくしたちは、富士宮市民であることに誇りをもちお互いのしあわせをねがい、よい市民となるために、この憲章を定めます。

- 1 わたくしたちは、富士山を仰ぎ文化を高め、ゆたかな教養を身につけましょう。
- 1 わたくしたちは、明るい家庭をつくり、健康な青少年を育てましょう。
- 1 わたくしたちは、恵まれた自然を愛し、清潔な美しいまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたちは、社会のきまりを守り、人に迷惑をかけないようにつとめましょう。
- 1 わたくしたちは、心身をきたえ仕事にはげみ、郷土の発展につくしましょう。

●市の紋章●

(昭和 17 年 12 月 23 日制定)



富士宮市（旧大宮町）は、浅間大社の門前町として発展した町です。昭和 17 年 6 月 1 日、市制を施行しました。

市紋章は、大宮町が昭和 9 年 4 月 1 日町章に制定したものを、昭和 17 年 12 月 23 日に市紋章として富士宮市が制定しました。

中央は「宮」の字、周囲は富士山を桜形にかたどったものです。

●市の木・花・鳥・魚●



木・かえで
(昭和 44 年 5 月 5 日制定)



花・ふじざくら
(昭和 44 年 5 月 5 日制定)



鳥・ひばり
(昭和 44 年 5 月 5 日制定)



魚・にじます
(平成 21 年 6 月 1 日制定)

ごあいさつ

～心豊かに暮らせるまちづくり～

富士宮市では、平成28年3月に策定しました「第5次富士宮市総合計画」で3つの重点取組と7つの基本目標を掲げ、将来都市像「富士山の恵みを活かした 元気に輝く国際文化都市」の実現に向けて、これまで様々な施策を展開してまいりました。

そして、今般、本総合計画の前期6年間の計画期間が終了することから、「第5次富士宮市総合計画」を改訂いたしました。

この間、富士宮市を取り巻く環境は厳しさを増しており、人口減少社会の進行や安全・安心に対する市民の意識の高まりに加え、脱炭素社会の実現に向けた対応や地域社会におけるデジタル化の急速な進展への取組、新型コロナウイルス感染症対策など、新たな課題も生じております。

今回策定した後期基本計画では、これまで取り組んできた施策の成果を点検・検証するとともに、国内外の動向や経済情勢、新型コロナウイルス感染症の拡大とその後の社会スタイルの変化などに対してSDGs（持続可能な開発目標）といった新たな視点も踏まえ、市政運営を総合的に進めていくための分野別施策や特に力を入れて取り組むべき重点プログラムを深化させています。

平成から令和へと時代は移り変わり、富士宮市は、今年で市制施行80周年を迎えます。

現代に生きる私たちは、先人たちのたゆまぬ努力の積み重ねによってつくられてきたこの郷土の魅力をもっと高め、次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

市民の皆様がふるさとに対して自信と誇りを持ち、全ての市民が心身ともに健康で幸せに暮らせるまちづくりを目指して、これからも本総合計画で定めた各施策を着実に推し進めてまいります。

結びに、計画策定に当たり、御尽力を賜りました多くの市民の皆様をはじめ、慎重に御審議を重ねていただきました総合計画審議会委員の皆様並びに関係者各位に対しまして、心から感謝を申し上げますとともに、今後とも、市政に対する一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和4年3月
富士宮市長

須藤秀忠



目次

序論

第1章 計画策定の目的	2
第2章 計画の構成と期間	3
第3章 富士宮市の現状	4
第4章 社会経済環境の変化と課題	5
第5章 富士宮市が取り組むSDGs（持続可能な開発目標）	9

後期基本計画

第1章 3つの取組を推進するための重点プロジェクト	18
第2章 土地利用計画	34
■土地利用構想図	43
第3章 基本目標別計画	44

基本目標1 富士山の自然と調和した循環力があるまちづくり（環境） 46

政策1 地球環境保全とエネルギーの有効利用を推進するまち（地球環境）	46
政策2 資源循環により物を有効に使うまち（資源循環）	50
政策3 いつまでもきれいなまち（生活環境）	52
政策4 大切な自然環境を守り育てるまち（自然環境）	55
政策5 限りある水資源を守り有効に活用するまち（水利用）	57
政策6 安全な水で清潔・快適なまち（上下水道）	59

基本目標2 富士山の麓から創造力と活力がみなぎるまちづくり（産業） 62

政策1 富士山と豊かな水に育まれた食のまち（食）	62
政策2 美しい富士山と農林水産業が共存するまち（農林水産業）	66
政策3 人と地域を生かした創造性豊かな産業のまち（工業）	71
政策4 元気あり、笑顔あり、人が交わるにぎわいのまち（商業）	73
政策5 訪れる人に感動を与えるおもてなしのまち（観光）	75
政策6 安心していきいきと働けるまち（労働・雇用）	78

基本目標3 みんなの幸せと潤いを創出するまちづくり（健康福祉） 80

政策1 子どもと親の笑顔があふれるまち（子育て）	80
政策2 とともに助け合い誰もが健康で安心して暮らせるまち（健康づくり）	83
政策3 地域医療の充実により市民が健康に暮らせるまち（医療）	86
政策4 地域で支えあいやさしい心を育むまち（地域福祉）	88
政策5 生きがいと尊厳を持って元気に暮らせるまち（高齢者福祉）	90
政策6 自立と社会参加により自分らしく暮らせる思いやりのまち（障害者福祉）	92
政策7 充実した社会保障により安心して暮らせるまち（社会保障）	94

基本目標4 郷土に学び郷土を愛する心豊かな人を育むまちづくり（教育文化） …… 96

- 政策1 誰でも生涯にわたり学習できるまち（生涯学習） …… 96
- 政策2 豊かな人間性や社会性を育むまち（義務教育） …… 98
- 政策3 地域ぐるみで心身ともに健全な青少年を育てるまち（青少年健全育成） …… 101
- 政策4 豊かな心を育む学習環境の充実したまち（社会教育） …… 103
- 政策5 世界遺産富士山の文化を創造・継承するまち（文化・芸術） …… 105
- 政策6 スポーツによる健康づくりと人々の交流を創出するまち
（スポーツ・レクリエーション） …… 109

基本目標5 富士山の魅力を発揮した快適なまちづくり（都市整備） …… 112

- 政策1 富士山の歴史と文化が香るにぎわいのまち（市街地整備） …… 112
- 政策2 交通ネットワークが整備された便利なまち（幹線道路・交通網） …… 114
- 政策3 安全で快適な道が整備されたまち（生活道路） …… 116
- 政策4 富士山が美しく映えるまち（景観） …… 118
- 政策5 自然災害から市民の生活を守るまち（治山・治水） …… 120
- 政策6 潤いと安らぎに満ちた花と緑と水のまち（公園・緑地・水辺） …… 122

基本目標6 豊かなコミュニティを持つ安全・安心なまちづくり（市民生活） …… 124

- 政策1 自助、共助が実践される防災力の高いまち（防災） …… 124
- 政策2 災害に迅速に対応する体制が充実したまち（消防） …… 127
- 政策3 安全・安心に暮らせる犯罪のないまち（防犯） …… 130
- 政策4 交通安全意識が高い事故のないまち（交通安全） …… 133
- 政策5 公共交通が整備された便利なまち（公共交通） …… 135
- 政策6 安心して長く暮らせる居住環境のよいまち（住宅・住環境） …… 137
- 政策7 コミュニティ豊かな地域活動が活発なまち（コミュニティ活動） …… 139
- 政策8 消費者が安全・安心に生活できるまち（消費生活） …… 141
- 政策9 地域に生かす国際交流を推進するまち（国際交流） …… 143

基本目標7 市民と一緒に取り組むまちづくり（市民参加・行財政） …… 146

- 政策1 未来の元気と活力を創出するまち（地方創生） …… 146
- 政策2 男女ともに人権が尊重され個性と能力を発揮できるまち（男女共同参画） …… 150
- 政策3 知恵と力を生かすともに輝く市民協働を進めるまち（市民協働） …… 152
- 政策4 効率的な行政運営による自立したまち（行政運営） …… 154
- 政策5 持続可能な財政運営の確立したまち（財政運営） …… 156
- 政策6 広域連携で住みやすいまち（広域行政） …… 159
- 政策7 広聴広報の充実により広がりをもつまち（広聴広報） …… 161
- 政策8 情報通信技術を安全で有効に活用できるまち（高度情報化） …… 163

基本構想

第1章 将来都市像	166
第2章 将来都市像を実現するための3つの重点取組	167
第3章 将来都市像を実現するための分野別の基本目標と政策	170
第4章 将来人口	178
第5章 土地利用構想	180
■ゾーン別土地利用概念図	183
第6章 将来都市像の実現に向けたイメージ	184

資料編

第5次富士宮市総合計画後期基本計画策定の経緯・経過	188
総合計画策定体制図	190
総合計画諮問・答申	191
富士宮市総合計画審議会条例	195
富士宮市総合計画審議会委員名簿	196
関連組織別懇談会	197
地区別懇談会	198
市民まちづくり会議	199
中学生会議	201
高校生会議	204
市民アンケート調査	207
自由提案	208
パブリックコメント	208

序論

- 第1章 計画策定の目的
- 第2章 計画の構成と期間
- 第3章 富士宮市の現状
- 第4章 社会経済環境の変化と課題
- 第5章 富士宮市が取り組むSDGs(持続可能な開発目標)

第1章 計画策定の目的

現在、本市では、まちづくりに取り組むための基本的な考え方などを示す計画として、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10か年を計画期間とする第5次富士宮市総合計画を策定し、計画的にまちづくりを進めております。特に、平成28(2016)年度から令和3(2021)年度までの前期6か年においては、健全な財政のもとで、市民・企業・行政が一体となって活力あるまちづくりを推進し、世界遺産*「富士山」のまちとしての優位性を生かした個性あふれる都市づくりに取り組んできました。

そのような中、近年の地球規模での温暖化の進行は、激甚化する自然災害を引き起こす一つの要因となるなど、人々が安全・安心に生活できる環境の形成に多大な影響を及ぼしています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会や経済、そして人々のライフスタイルに大きな変化をもたらしました。

第5次富士宮市総合計画の折り返し地点を迎えた今、時代は大きな転換点に直面しています。今後は、脱炭素社会やポストコロナ社会を見据えた社会経済環境の変化、そして、平成27(2015)年の国連サミットにおいて採択された2030年までに達成すべき国際目標「SDGs*」の実現など、時代の変化に迅速かつ的確に対応していくことが求められています。

そこで、第5次富士宮市総合計画については、前期基本計画を検証し、必要に応じて見直しを行う中で、総合計画で示した将来都市像の実現に向けて本市が目指す姿と進むべき方向性を明らかにするための指針として、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までを計画期間とする後期基本計画を策定します。

■これまでの総合計画

計 画	計画期間	基本目標・将来都市像
富士宮市総合開発計画	昭和49年～昭和60年	人間尊重を基本とした平和にして 住みよい富士宮市の建設
富士宮市総合発展計画	昭和61年～平成7年	富士山と共に歩む 水と緑の国際文化都市
第三次富士宮市総合計画	平成8年～平成17年	富士山の自然を守り 安らぎと活力にみちた国際文化都市
第4次富士宮市総合計画	平成18年～平成27年	富士山の自然に抱かれた やさしく元気なまち



- ※ 世界遺産 ▶平成25(2013)年6月、ユネスコにより「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」として、世界遺産(文化遺産)に登録された。
- ※ SDGs ▶地球上に住む私たちが、これからもずっと生き続けられるように世界中のみんなできちんと取り組むべき目標のこと。平成27(2015)年に国連サミットで採択され、2030年までを目標期限としている。

第2章 計画の構成と期間

この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

1 基本構想

基本構想は、まちづくりに取り組むための基本的な考え方や本市が目指す将来都市像、基本目標、政策の基本方針などを示すものです。

●目標年次：令和7年度

2 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げた政策の基本方針に沿って、10年間に取り組むべき施策を総合的、体系的に示すものです。

なお、時代の変化に柔軟に対応できるよう中間年次において計画を検証し、必要に応じて見直しを行います。

●前期基本計画：平成28（2016）年度から令和3（2021）年度まで

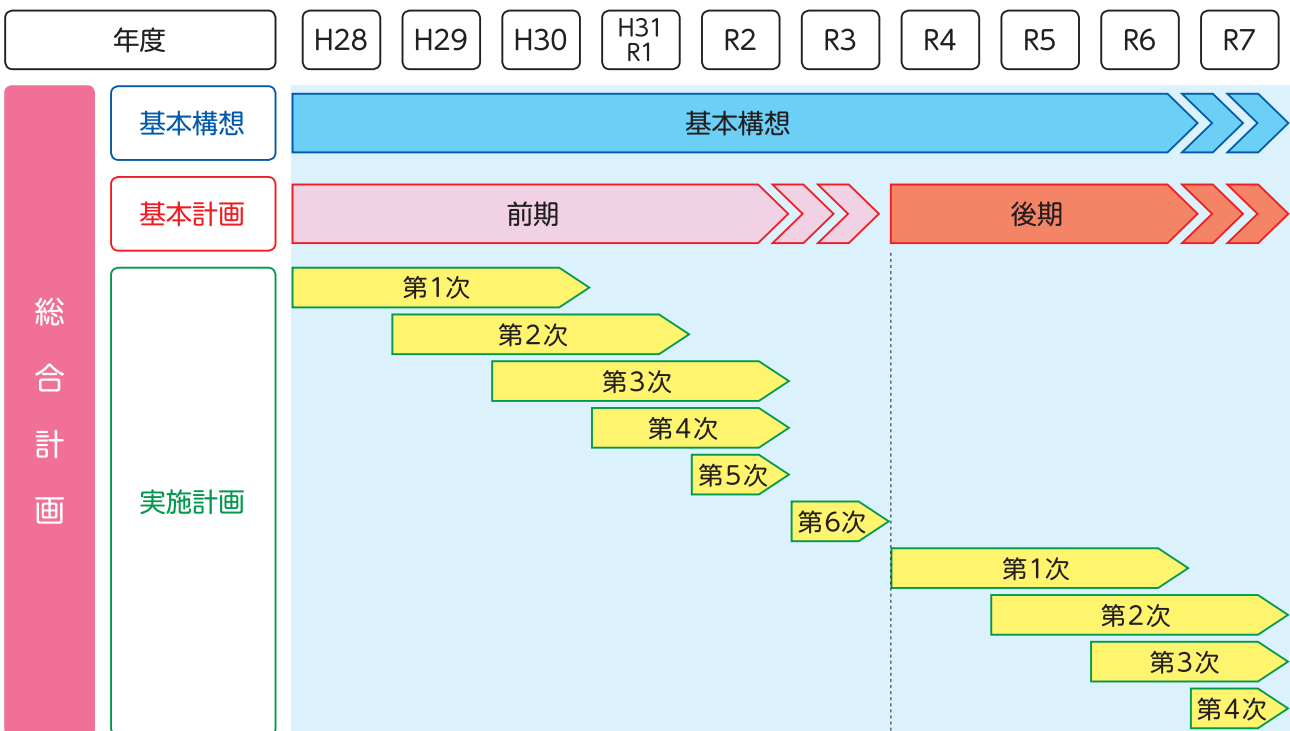
●後期基本計画：令和4（2022）年度から令和7（2025）年度まで

3 実施計画

実施計画は、基本計画に沿って、具体的な事業を定めるものです。

この計画は別に策定し、計画期間を3年間として、毎年度見直していきます。

■計画の期間



第3章 富士宮市の現状

本市は、富士山の南西麓に位置し、広大な森林や豊富な湧水などの自然に恵まれ、市域の46パーセントが富士箱根伊豆国立公園に指定されています。

豊かな自然の中で歴史と文化が育まれ、富士山本宮浅間大社の門前町として、また、富士山の代表的な登山口として栄えてきました。

このような中で、平成25（2013）年6月には、古来より日本の象徴として日本人の山岳信仰や葛飾北斎らの浮世絵の題材にもなるなどの文化的意義が評価され、富士山が世界遺産に登録されました。

本市の人口は、芝川町と合併した平成22（2010）年の135,764人をピークに減少傾向にありますが、ここ数年は13万人台で推移しており、静岡県東部の主要都市として安定した歩みを続けています。

また、市内には、国道139号、県道富士富士宮線、JR身延線が通り、これらは平成24（2012）年に開通した新東名高速道路をはじめ、東名高速道路、国道1号、JR東海道本線、同新幹線に連絡するとともに、静岡県と山梨県を結ぶ重要なルートとなっています。

なお、令和3（2021）年8月に、中部横断自動車道が全面開通し、国道469号（富士南麓道路）等の整備も進められていることから、こうした幹線道路を活用し、市内の連絡を強化することによって、東京都、愛知県、山梨県、長野県との結び付きがより一層強まるものと予測されます。



第4章 社会経済環境の変化と課題

1 富士山の世界遺産登録と本市の今後の取組

平成 25 (2013) 年 6 月、富士山が世界文化遺産に登録されました。

富士山周辺都市の中でも、本市は、富士山本宮浅間大社をはじめとする 6 つの構成資産を有していることから、構成資産及びその周辺整備を進めるとともに、多くの来訪者を受け入れる準備として、本市へのアクセスのための交通対策や宿泊施設の整備など、多様な取組を進めています。

中でも、富士山本宮浅間大社を含む拠点ゾーンは、平成 29 (2017) 年 12 月に静岡県富士山世界遺産センター*が開設されたことから、歴史と文化を生かしたにぎわいのあるまちづくりを継続的に進めています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国内外からの観光客が大幅に減少するなど、大きな課題に直面しています。今後は、ポストコロナ社会を見据えた新たなスタイルの観光振興や湧玉池を源泉とする神田川の清流を生かした水辺空間の創出など、世界遺産のまちにふさわしい環境整備に向けて、より一層の地元・市民・企業及び行政の連携が必要です。

2 人口減少・少子高齢化の進行と活力あるまちづくり

我が国の人口は、平成 20 (2008) 年がピークとなっています。そして、今後さらに少子高齢化は加速していくことが予測されます。

平成 29 (2017) 年 4 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」によると、我が国の総人口は、令和 10 (2028) 年に人口 1 億 2,000 万人を下回り、令和 33 (2051) 年には 1 億人を割り込むことが推計されています。

合計特殊出生率*は、平成 28 (2016) 年の 1.45 から、令和 2 (2020) 年には 1.34 まで減少しています。また、平成 25 (2013) 年には高齢化率が 25.1 パーセントとなり、約 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となりましたが、令和 17 (2035) 年には約 3 人に 1 人が高齢者という超高齢社会の到来が見込まれます。

本市においても、高齢化率や合計特殊出生率については、国と同様に推移することが見込まれますが、こうした人口減少や少子高齢化の進行は、経済規模の縮小や地域社会の担い手の減少、現役世代の負担増加にもつながるなど、経済活力の低下や生活全般への様々な影響が懸念されます。

人口減少の緩和に向けた施策は、将来にわたり活力あるまちを維持するための重要かつ喫緊の取組課題であります。そのためには、若年層を中心とした経済的不安を解消するための雇用対策のほか、結婚・出産後も仕事と育児が両立できるための子育て支援体制の充実とそれを受け入れる職場の理解と協力などが必要です。



* 富士山世界遺産センター ▶富士山に係る包括的な保存管理や来訪者の多様なニーズに対応する拠点となる施設のこと。
* 合計特殊出生率 ▶人口統計上の指標で、1人の女性が一生に産む子どもの平均数を示す。

3 経済活動の再生と活力ある産業の振興

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、我が国の経済は大きな打撃を受けました。

本市では、これまで市民の雇用拡大や市財政収入の増加策として工業団地等の整備を進めてきたほか、市内中小企業への新卒者のUIJターン*就職等を積極的に促し、市内企業における正規雇用の割合を増加させるなどの雇用形態の質の改善に向けた取組、そして大企業と中小企業をつなぐ多彩なネットワークの構築を進めてきました。

また、中心市街地の活性化に対する市民の期待の声が多く聞かれる中、現在は、中心市街地を買い物の場というだけでなく、市民が集まり楽しく過ごすことのできる場所、多くの観光客が行き交うにぎわいのある場所とするための整備にも取り組んでいます。

本市には、そのほかにも、広大な面積を有する農業、畜産業、養鱒業等がありますが、その多くが従事者の高齢化や後継者不足などの課題を抱えています。

今後も引き続き、地域の特性を生かした食のブランド化や6次産業*化、地域消費の拡大等を通して産業の活力を高めていくとともに、本市の特長である商業、工業、農林水産業、観光・サービス業がバランスよく整った産業構造の維持が求められています。

4 自然災害に対する国土強靱化の取組

近年、世界各地で深刻な豪雨災害や活火山の噴火などの大規模な自然災害が発生しています。また、富士山が噴火した宝永地震から約300年、安政の大地震から160年余が経過し、南海トラフ巨大地震の発生が間近に迫っているとの予測もあります。

本市にあっては、令和2（2020）年に「強くしなやかな富士山のあるまちづくり」を基本理念とした国土強靱化地域計画*を策定し、平時から大規模災害等に対する備えを計画的に実施する指針を示しました。

山岳地、森林、河川が多いという国土の特性に加え、気候変動の影響も懸念されている昨今、あらゆる災害の脅威から、市民の安全・安心な生活を守るため、施設の整備促進や防災意識の向上に努めるなどのハード・ソフト両面からの総合的な取組をこれまで以上に進めていく必要があります。

* UIJ ターン

▶人口大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは、出身地に戻る形態。Iターンは、出身地以外の地方へ移住する形態。Jターンは、出身地の近くの地方都市に移住する形態。

* 6次産業

▶サービス・付加価値を高め、産地の活性化や農業経営の安定を図るため、第1次産業である「農業・産業」に第2次産業の「加工・製造」と第3次産業の「流通・販売・観光」の機能を持たせ複合させた総合産業のこと。

* 国土強靱化地域計画

▶平時から大規模自然災害等に対する備えを行い、いかなる災害が発生しようとも、市民の生命・財産を守り、被害が致命的なものとならず、迅速に回復する地域をつくりあげるために策定した本市の国土強靱化に関する指針。



5 深刻化する環境問題と脱炭素社会の実現に向けた取組

温室効果ガスの増加による地球規模での温暖化は、近年の異常気象による激甚化する自然災害の要因の一つとなるほか、自然生態系等にも悪影響を及ぼしています。

このように、地球規模の環境問題は今後さらに深刻化していくことが予測されることから、現在、国では2050年までに温室効果ガスの排出量をゼロにする「グリーン成長戦略」を公表し、脱炭素社会の実現に取り組んでいます。

本市においても、令和3（2021）年1月、世界遺産富士山のまちとして、2050年までに二酸化炭素排出量をゼロにする「ゼロカーボンシティ」に取り組むことを宣言しました。

脱炭素社会の実現に向けた取組は、環境・エネルギー問題のみならず、地域の成長戦略にもつながる重要な問題であることから、本市にとってもカーボンニュートラルへの取組は喫緊の課題となっています。

今後は、官民が連携して省エネルギーの取組を進めるほか、再生可能エネルギーの導入と循環力のあるまちづくりを目指す地域循環共生圏*の推進や技術革新、産業構造の転換、森林整備による吸収源対策など、幅広い分野での大きな変革、世界遺産富士山の自然環境や景観との調和に配慮したまちづくりの実現が求められています。

6 持続可能な地域コミュニティの確立

社会の成熟化に伴い、人々のライフスタイルは、従来の画一的な価値観から個人が自由に選択できる多様な価値観に変化してきています。また、地域コミュニティにおいても、自治会離れが進み、地域のつながり以上に同じ趣味や目的がある人のつながりが重視されるなど、市民の地域コミュニティに対する価値観の多様化が見られます。

人口減少、少子高齢化により、地域のまちづくり活動の担い手が減少傾向にある中、今後、地域コミュニティの機能が弱まることで、地域の見守り活動や行政との連絡調整機能の低下などが懸念されます。

市民協働や多文化共生など、誰も取り残されず多様な市民がつながり、互いに尊重しあう豊かな地域コミュニティのあり方が問われている現在、自治会への加入促進や幅広い年齢層が参加・協力しやすい体制づくりなど、地域コミュニティの活性化に向けた取組を進めていくとともに、市民相互の多様な交流活動の促進を図るため、地域間の交流を推進していく必要があります。



※ **地域循環共生圏** ▶各地域が、美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

7 デジタル社会の到来と自治体 DX に向けた取組

近年、急速にIoT※、AI※、ビッグデータの活用やRPA※をはじめとするロボット技術の高度化による技術革新が進展するなど、社会経済システムは大きく変わろうとしています。情報流通のみならず、様々な産業でDX（デジタルトランスフォーメーション）※が進み、第4次産業革命※とも呼ばれる時代となっています。

本市においても、行政のデジタル化の推進により、行政サービスの質の向上や新たな技術を活用して市民生活の豊かさを創出する取組が重要となってきます。

今後は、コロナ禍をきっかけとした新しい生活様式への転換や情報セキュリティの確立などに対する課題を克服する中で、こうした社会経済環境の大きな変化を見据えて、デジタル社会に向けての必要な基盤整備や社会面・制度面での対応を検討していく必要があります。



© 富士宮市さくやちゃん

- ※ IoT ▶ 「Internet of Thing」の略。様々な「モノ」がインターネットに接続され情報交換することにより、相互に制御する仕組みのこと。直訳すれば、「モノのインターネット」。
- ※ AI ▶ 「Artificial Intelligence」の略。人が実現するさまざまな知覚や知性を人工的に再現するもの。直訳すれば、「人工知能」。
- ※ RPA ▶ 「Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）」の略称で、人力で処理しているデスクワークなどの業務を、コンピューターを使って自動化する技術のこと。
- ※ DX（デジタルトランスフォーメーション）▶ 「Digital Transformation」の略。進化したデジタル技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革すること。
- ※ 第4次産業革命 ▶ デジタル技術の進展やIoT等の発展により、新たな経済発展や社会構造の変革をもたらすこと。



第5章 富士宮市が取り組む SDGs (持続可能な開発目標)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsは、平成27(2015)年に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」として国連加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発目標」のことです。17のゴールと169のターゲットが掲げられ、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を願っています。

我が国でも、経済、環境、社会の諸課題に対して統合的に解決する重要性が示され、国、地方自治体、企業などで積極的な取組が始まっています。

本市では、令和元(2019)年をSDGs元年と位置付け、これまで市民への普及啓発や地域の課題解決に向けた様々な取組を進めてきました。令和3(2021)年度には、本市が提案した「富士山を守り未来につなぐ富士山SDGs」が内閣府のSDGs未来都市に選定されました。

これからも、本市の共有財産である富士山を守るため、地域資源の保全・活用とSDGs達成に取り組む人材が集まる「住んでよし、訪れてよし」のまちづくり、富士山の豊かな自然と様々な産業、文化の調和を目指し、次代につなぐ「富士山SDGs」の取組を推進します。

後期基本計画では、それぞれの基本目標ごとにSDGsに関わる取組を取り入れるとともに、市が総力を挙げてSDGsの達成に向かうこととします。





《本市における SDGs に該当する取組の紹介》


表の見方		SDGs の目標	出典：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構発行「私たちのまちにとっての SDGs（持続可能な開発目標）導入のためのガイドラインー2018年3月版（第2版）」 SDGs の 17 のゴールと自治体行政の関係	
	貧困をなくそう	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての市民が必要最低限の暮らしが確保することができるよう、きめ細かな支援策が求められています。	総合計画における 施策の説明	
総合計画	誰もが安心して生活できるよう、支援制度の充実や理解を深めるための情報提供、相談体制を整えています。			
主な取組	生活困窮者への支援 生活保護を受給していない経済的に困窮する人への支援プランの作成、個別支援	小中学校での就学援助 経済的な理由で教育費の支払いに困っている人への給食費や学用品費の助成	フードバンクの取組 社会福祉協議会等と連携し、家庭に眠る食品の寄附を呼びかけ、生活困窮者へ配布	本市における 主な取組の説明


	貧困をなくそう	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての市民が必要最低限の暮らしが確保することができるよう、きめ細かな支援策が求められています。		
総合計画	誰もが安心して生活できるよう、支援制度の充実や理解を深めるための情報提供、相談体制を整えています。			
主な取組	生活困窮者への支援 生活保護を受給していない経済的に困窮する人への支援プランの作成、個別支援	小中学校での就学援助 経済的な理由で教育費の支払いに困っている人への給食費や学用品費の助成	フードバンクの取組 社会福祉協議会等と連携し、家庭に眠る食品の寄附を呼びかけ、生活困窮者へ配布	


	飢餓をゼロに	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためには適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。		
総合計画	安全で特色のある多様な食材の地産地消を進めるとともに、農地の保全と耕作放棄地の解消を図るため、持続可能な農業の振興を推進しています。			
主な取組	食のまちづくりの推進 地場産品の PR、自治体交流（フードバレーサミット）、食育の推進ほか	茶園からの転換支援 耕作放棄地対策のため、茶園から他作物へ転換を図る農家への助成	農業の経営基盤の強化 認定農業者を中心とした担い手の育成や農業生産組織の強化	

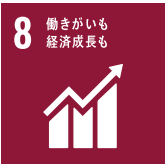
	すべての人に健康と福祉を		
	<p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>		
総合計画	<p>生涯を通じた健康づくり施策の推進や、切れ目のない支援体制の充実により、誰もが幸せを感じて暮らせるまちづくりを進めています。</p>		
主な取組	認知症への取組 市民、地域の事業所を巻き込んだ啓発や認知症サポーター養成講座の開催	不妊・不育症治療費の助成 国に先駆けて、不妊・不育症に悩む夫婦への治療費の助成	母子保健の充実 子育て世代包括支援センターを核とした切れ目のない妊娠・出産・子育て支援


	質の高い教育をみんなに		
	<p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>		
総合計画	<p>世代を超えて郷土の自然、歴史、文化を学び、後世へ確実に継承するとともに、心豊かな人を育むまちづくりを進めています。</p>		
主な取組	富士山学習の推進 富士山のあるまちに対する郷土愛、感動する心、誇りや自信などの醸成を図るための学習の推進	GIGA スクール構想の推進 児童・生徒1人1台の学習用端末の配備による子どもの資質・能力に合わせた学習環境の提供	教職員による海外派遣研修 教職員の英語指導力等の向上を図り、本市の英語教育の充実につなげるための海外派遣


	ジェンダー平等を実現しよう		
	<p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>		
総合計画	<p>性別に関わりなく個性と能力を発揮できるよう、性の多様性への理解の促進と男女共同参画施策の推進に努めています。</p>		
主な取組	女性の活躍を推進 女性応援会議やハハラッチ事業（母目線での情報発信）など、女性の活躍に向けた支援	男女共同参画の推進 小・中学校における男女共同参画への理解及び意識啓発のための講座や少子化対策シンポジウムの開催	性的マイノリティセミナーの開催 性の多様性への理解や性的マイノリティ支援のための講座等の実施


 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	安全な水とトイレを世界中に		
	<p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>		
総合計画	<p>より安全で安定した水の供給に努め、水の有効かつ適正な利用を図っています。</p>		
主な取組	安定した水供給と公共下水道の整備 計画的な水道施設や水道管の耐震化、公共下水道の整備・更新	水資源の保全 水源地域の森林の保全や整備、地下水・湧水調査を定期的に実施	合併処理浄化槽の設置促進 合併処理浄化槽の設置に対する助成及び周知啓発による環境美化への意識の高揚


 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	エネルギーをみんなに そしてクリーンに		
	<p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省エネ・再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>		
総合計画	<p>地球の環境を守るため、エネルギーの有効利用を推進するとともに、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を推進しています。</p>		
主な取組	再生可能エネルギーの推進 創エネ・蓄エネ機器等の設置費用に対する助成、小水力発電の導入等の支援	地域循環共生圏づくりの推進 地域資源を活用した再生可能エネルギー等の利活用やエネルギーの地産地消の推進	公共施設 LED 化の推進 公共施設 LED 化の推進によるエネルギー使用量の削減


 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	働きがいも経済成長も		
	<p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>		
総合計画	<p>富士山の恵みである豊かな資源を活用した特色ある産業を創造し、地域経済の活性化や雇用の創出を図ります。</p>		
主な取組	中小企業の振興 市内事業者等の受注機会の促進など、中小企業の振興と地域経済の活性化を目指した支援	障がい者の就労支援 ハローワーク、学校等との相互連携による雇用の場の確保及び就労の支援	地域に根差した人材の確保 地域の元気な企業情報をアピールするとともに、UIJターン希望者への就業を支援


	産業と技術革新の基盤をつくろう		
	<p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>		
総合計画	社会環境の変化や多様化・高度化する市民ニーズ等に的確に対応した基盤整備を進めています。		
主な取組	ビジネスコネクト ふじのみやの推進 商工会議所・商工会・金融機関と市との連携による中小企業事業者等への総合支援	行政デジタル化の推進 電子申請手続きの拡大のほか、住民票のコンビニ交付や市税のスマホ決済の推進	企業立地の推進 優良・成長産業の誘致や市内既存企業の留置を図るための工場の新設・増築等をした企業への助成


	人や国の不平等をなくそう		
	<p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>		
総合計画	市内で暮らす障がい者や外国人など、社会的弱者の方にも不平等のない対応を進めています。		
主な取組	外国人相談窓口の設置 本市に住む外国人居住者向けの相談窓口の提供	「やさしい日本語」の普及 多文化共生に向けた多言語対応や、わかりやすい情報発信、「やさしい日本語」講座の実施	地域での理解促進 自治会や関係団体などと協力して、社会的弱者の方も地域活動に参加できる体制づくり


	住み続けられるまちづくりを		
	<p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>		
総合計画	富士山の豊かな自然や景観のもと、誰もが安全で安心して暮らせるよう、生活しやすいまちづくりを進めています。		
主な取組	世界遺産のまちづくりの推進 世界遺産構成資産の整備や記念イベントの開催	公共交通の充実 市民の利便性を考慮した宮バス・宮タクの運行及び民間バス路線を維持するための助成	地域交流拠点施設の整備 地域の交流拠点施設の整備による地域での社会教育活動や交流活動の活性化の促進


12 つくる責任 つかう責任 	つくる責任 つかう責任		
	環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。		
総合計画	いつまでもきれいなまちにするため、ごみ処理対策の充実や循環型社会を形成するために廃棄物の再資源化を推進しています。		
主な取組	ごみ減量化の推進 ごみダイエットプロジェクトの推進（雑がみの資源化、食品ロスの削減）	資源ごみのリサイクル推進 ペットボトルや空き瓶のリサイクルの推進、衣類や廃食用油等の拠点回収など	公害防止対策の充実 不法投棄の防止、廃棄物の適正な処理による生活環境の保全の推進

13 気候変動に 具体的な対策を 	気候変動に具体的な対策を		
	気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。		
総合計画	地球温暖化による自然災害リスクを低減できるよう、防災・減災の取組を推進しています。		
主な取組	脱炭素社会の実現に向けた取組 市内の二酸化炭素排出量の実質ゼロに向けた市民や事業者と一体となったゼロカーボン行動計画の推進	防災マップの作成 自然災害等の被害を最小限に抑えるための各家庭への防災マップの配布	市街地の治水水門の改修 多発する豪雨被害に対応するための老朽化した水門の更新

14 海の豊かさを守ろう 	海の豊かさを守ろう		
	海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。		
総合計画	富士山からの豊かな湧水を保全・活用した産業振興や水に親しむ河川環境整備を進めています。		
主な取組	河川愛護の取組 海洋汚染の原因となる浮遊プラスチック等を減らすための市民協働による清掃活動等の取組への支援	市の魚「ニジマス」の振興 全国一の生産量を誇ることから市の魚として制定されている「ニジマス」の振興促進	地下水・湧水の調査 水資源の調査、遊水池の巡回監視等による水質保全の推進

 <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	陸の豊かさも守ろう		
	<p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>		
総合計画	<p>受け継いできた「世界遺産富士山」の自然環境・生態系の保全について、その恵みを後世に引き継ぐよう取組を進めています。</p>		
主な取組	自然環境保全活動の推進 自然保護・環境保全対策のための根原地区の火入れ等の実施	森林整備の推進 地域の特色ある森林育成の推進	小田貫湿原の乾燥化防止対策 富士山麓唯一の低層湿原である小田貫湿原の豊かな生態系の保持

 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	平和と公正をすべての人に		
	<p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>		
総合計画	<p>安全で安心な市民生活が営むことができるよう防犯体制の強化に向けた取組を進めています。</p>		
主な取組	防犯施設の整備 防犯灯の整備や公共施設、通学路等における防犯カメラ設置の推進	いじめ・不登校への対応 「いじめ防止基本方針」に基づく未然防止や「不登校初期対応マニュアル」による組織的な対応などの支援	市民相談・消費生活相談 市民相談員による日常生活の困りごと相談、専門の相談員による消費生活相談や消費者教育の実施

 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	パートナーシップで目標を達成しよう		
	<p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO/NPO など多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>		
総合計画	<p>市民や NPO、企業等の知識やアイデアを活用するとともに、参画の機会を拡充し、市民・企業・行政が一体となって活力のあるまちづくりを進めています。</p>		
主な取組	健全な財政運営 将来負担に配慮した財政運営の推進	広域行政の取組 富士山周辺自治体との連携による地域課題の解決に向けた取組の強化	NPO 等との市民協働 NPO 法人等の市民活動団体と市との協働による事業の推進

後期基本計画

令和4年度～令和7年度

- 第1章 3つの取組を推進するための
重点プロジェクト
- 第2章 土地利用計画
- 第3章 基本目標別計画

第1章 3つの取組を推進するための重点プロジェクト

基本構想において、将来都市像にふさわしい魅力あふれるまちづくりを進めるため、3つの重点取組を定めました。この3つの取組に沿った重点プロジェクトを設定し、人や予算をそこに重点的に投入することにより、結果を出していきます。また、この重点プロジェクトは、大きな課題に基づき、幅広い対応が求められることから、組織横断的に取り組んでいきます。

富士山の恵みを活かした元気に輝く国際文化都市

取組 1

恵み豊かな未来づくり

- 1-1 世界遺産のまちづくりプロジェクト
- 1-2 世界に飛躍する国際文化都市プロジェクト
- 1-3 富士山後世継承プロジェクト
- 1-4 自然環境と共生した持続可能なまちづくりプロジェクト

取組 2

いきいき元気な未来づくり

- 2-1 元気はつらつ健康長寿プロジェクト
- 2-2 災害に負けない強靱なまちづくりプロジェクト
- 2-3 地域コミュニティ充実プロジェクト

取組 3

誰もが輝く未来づくり

- 3-1 結婚・出産・子育ての希望実現プロジェクト
- 3-2 女性が輝く、さくや姫プロジェクト
- 3-3 ここで働き、ここに住むプロジェクト
- 3-4 みんながつながる関係人口創出プロジェクト
- 3-5 人口減少社会に打ち克つスマート自治体プロジェクト

- 基本目標 1 富士山の自然と調和した循環力があるまちづくり（環境）
- 基本目標 2 富士山の麓から創造力と活力がみなぎるまちづくり（産業）
- 基本目標 3 みんなの幸せと潤いを創出するまちづくり（健康福祉）
- 基本目標 4 郷土に学び郷土を愛する心豊かな人を育むまちづくり（教育文化）
- 基本目標 5 富士山の魅力を発揮した快適なまちづくり（都市整備）
- 基本目標 6 豊かなコミュニティを持つ安全・安心なまちづくり（市民生活）
- 基本目標 7 市民と一緒に取り組むまちづくり（市民参加・行財政）

土 地 利 用

取組 1 恵み豊かな未来づくり

～世界遺産富士山の恵みを保全し、活用する～

富士山の保全と活用の両立を図り、富士山のあるまちとして市民が誇りを持てるまちづくりに取り組みます。

その取組の施策としては、第一に市内に存在する構成資産の環境保全と世界遺産としての本質的な歴史・文化価値を踏まえ、魅力を高めることが必要です。また、市内外からの来訪者を迎える体制を整えることも重要です。

そのため、中核となるべき富士山本宮浅間大社と富士山世界遺産センターを結ぶ中心的地区の再整備により、訪れる方に感動を与え、当地から富士山の歴史・文化を巡る起点となるような地区を形成することを目指します。

以下、4つの重点プロジェクトを定め、そのプロジェクト達成のための主要取組を掲げます。

重点プロジェクト 1-1

世界遺産のまちづくりプロジェクト

世界遺産のまちにふさわしい、中心市街地や各構成資産などの整備を進めます。

主要取組		概要
■	富士山世界遺産センターから富士山本宮浅間大社までの参道軸創出事業	湧玉池を源泉とする神田川の清流を生かした空間を創出し、世界遺産富士山の表玄関にふさわしい庭園都市を目指します。また、安全で快適な歩行者動線の確保と、景観に配慮したにぎわいのある参道軸を創出します。
■	富士山本宮浅間大社西側市有地整備事業	積極的な民間活力の導入を図り、飲食・物販施設を整備します。
■	富士山本宮浅間大社及び富士山世界遺産センター周辺歩道整備事業	歩行者空間の創出により来訪者の安全を確保し、回遊性の向上を図ります。
■	世界遺産構成資産環境整備事業 (史跡富士山・白糸ノ滝)	構成資産である富士山本宮浅間大社、山宮浅間神社、村山浅間神社、人穴富士講遺跡及び白糸ノ滝の整備を図ります。
■	史跡大鹿窪遺跡整備事業	国指定史跡である大鹿窪遺跡を史跡公園として整備を図ります。

主要取組		概要
■	富士宮駅前広場等施設整備事業	富士宮駅前広場及び周辺施設のバリアフリー化などを進めます。
■	商工業振興事業 (商店街活性化事業・空き店舗等対策事業)	商店街イベントなどに対する助成や商店街の空き店舗等出店者に対する創業を支援します。

重点プロジェクト 1-2

世界に飛躍する国際文化都市プロジェクト

世界に飛躍する国際文化都市を目指し、国内外からの誘客を進めるとともに、おもてなしの対応と広域的な取組を進めます。

主要取組		概要
■	観光誘客活動事業	国内外における誘客活動を実施するとともに、旅行客を滞留させるため、受入環境の整備、ターゲットに合った情報発信を進めます。
■	宿泊施設等誘致事業	国内外からの観光客を取り込み、滞在型観光を推進するため、ホテル及びキャンプ場を誘致します。また、国際観光ホテル*の登録を推進します。
■	スポーツ大会誘致事業	国際大会、全国大会などの誘致に取り組むとともに、スポーツ合宿などの受け入れにより地域の活性化を図ります。
■	国際交流事業	地域の活性化につながる新たな文化交流や経済交流を推進します。
■	中学生・高校生の海外派遣事業	友好都市や英語圏の都市へ中学生や高校生を派遣します。
■	外国語ハンドブック作成事業	子どもが使える外国語ハンドブック改訂版を作成します。

重点プロジェクト 1-3

富士山後世継承プロジェクト

富士山をはじめとする、このまちが誇る豊かな自然や景観、歴史、文化を守り、しっかり後世へ引き継ぎます。

主要取組		概要
■	世界遺産推進事業	富士山世界文化遺産富士宮市行動計画に基づき、市民や来訪者に富士山の文化的価値を周知する情報発信を推進します。
■	富士山世界文化遺産富士宮市行動計画推進員活動事業	行動計画推進員の活動に対する支援、協働による推進員相互の連携を促進します。
■ ■	富士山一斉清掃	企業、民間団体、行政等が連携して富士山の一斉清掃を実施します。
■	景観形成推進事業	富士山の景観形成を図ります。
■	富士山学習の推進	富士山のあるまちに対する郷土愛、感動する心、誇りや自信などのかん養を図ります。
■	(仮称) 郷土史博物館事業	豊かな歴史や文化を後世に伝える博物館の整備を進めます。
■	市史編さん事業	富士宮市の歴史、民俗を学ぶ機会を提供するため、富士宮市史を刊行します。
■	無電柱化推進事業	災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化を推進します。

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

重点プロジェクト 1-4 自然環境と共生した持続可能なまちづくりプロジェクト

ゼロカーボンシティ※の実現を目指し、富士山のふもとで、自然環境と共生した持続可能なまちづくりを進めます。

主要取組		概要
■	ゼロカーボンシティ推進事業	地域循環共生圏推進協議会を中心とした事業創出を支援し、電動車※導入等による地域交通の脱炭素化、省エネ対策の促進、地域エネルギーの地産地消※などを進めます。
■	地球温暖化対策事業	温室効果ガス排出量の算定及び環境教育を実施するとともに、ふじのみや地球温暖化対策地域協議会を中心に地球温暖化対策の普及啓発を行います。
■	再生可能エネルギー導入推進事業	創エネ・蓄エネ機器等設置費を助成するとともに、小水力発電導入等を支援します。
■	再生可能エネルギーの導入と災害の防止への配慮	地域の景観や環境との調和を図り、災害の防止に配慮した再生可能エネルギー等の導入を支援します。
■	資源ごみリサイクル事業	ごみの分別収集と資源化を進めます。
■	ごみ減量化等推進事業	ごみダイエットプロジェクト※を推進します。
■	自然環境保全事業	根原地区火入れなどを実施し、草原環境の保全に努めます。
■	自然公園管理事業	小田貫湿原乾燥化防止対策などを実施し、湿原環境の保全に努めます。
■	広葉樹育苗・植樹事業	富士山自生広葉樹の育苗、植樹を推進します。
■	森林環境整備事業	地域の特色ある森林育成を推進します。
■	監視体制の充実	大気汚染・水質汚濁・化学物質（ダイオキシン類など）の環境の状況を把握するとともに、騒音・振動・悪臭について調査を行い、生活環境の保全に努めます。



序論

後期基本計画

基本構想

資料編

- ※ 国際観光ホテル ▶ 訪日外国人旅行者が安心して宿泊できる施設として、施設基準や人員配置基準等を満たし、一定のサービスレベルが保証されたホテルのこと。
- ※ ゼロカーボンシティ ▶ 2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを旨とする地方自治体のこと。
- ※ 電動車 ▶ 電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、ハイブリッド自動車（HV）及び燃料電池自動車（FCV）のこと。
- ※ 地産地消 ▶ 地域で生産されたエネルギーや農林水産物などを、その地域で消費すること。
- ※ ごみダイエツトプロジェクト ▶ 清掃センターへのごみの搬入量削減のため、市民、事業者及び行政が協働で行うごみの減量化と資源化のための取組のこと。



取組 2 いきいき元気な未来づくり

～安全・安心なまちで、健康を育み元気に暮らす～

近年、多発する予測不可能な自然災害への備えはもとより、地域コミュニティの維持、福祉や医療の充実等、安全・安心で健康的に市民生活を過ごせるまちづくりに取り組みます。

防災面においては、富士山の噴火をはじめとする多様な自然災害を想定した対策が重要です。また、団塊世代が75歳以上になり、医療や介護の負担を軽減するために、市民の健康づくりに対する更なる取組が必要です。さらに、地域の基幹病院である市立病院の診療体制の整備は喫緊の課題です。そのほかにも、施設の耐震化や長寿命化への取組なども同様です。

これら社会保障費や施設の長寿命化に関しては、毎年度、多額の予算を要することとなります。

以下、3つの重点プロジェクトを定め、そのプロジェクト達成のための主要取組を掲げます。

重点プロジェクト 2-1

元気はつらつ健康長寿プロジェクト

いつまでも健康でいられるための健康増進や疾病・介護予防の取組を進めるとともに、市立病院をはじめとする地域医療との連携強化を図ります。

主要取組		概要
■	健康増進事業	妊娠・出産・乳幼児期から高齢期に至る各世代に応じた健康づくり、疾病予防などの保健事業に取り組みます。 併せて、感染症の予防等に向けた対策に努めます。
■	健康診査事業	各種がん検診や特定健診等の啓発及び体制整備を行うことにより、早期発見や早期治療・治療につなげます。
■	介護予防事業	要介護状態への移行を予防するため、高齢者自身の自発的な介護予防への取組や地域活動への参加を支援します。
■	市立病院の医師や看護師の確保	より質の高い医療サービスを提供するため、医師や看護師など医療スタッフの確保に努めます。
■	地域医療体制の確保	医療機関及び関係団体等との連携を強化し、地域医療体制の確保に努めます。

主要取組		概要
■	生活支援体制整備事業	住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の支え合い体制づくりを推進します。
■	地域づくり推進事業	高齢者の生きがいづくりのため、シニアクラブの活動を支援します。
■	生涯スポーツの充実	公民館などを活用した中・高齢者向けのスポーツ教室の充実を図ります。

重点プロジェクト 2-2 災害に負けない強靱なまちづくりプロジェクト

多様な災害から、市民の生命や財産を守り、被害を最小化するための強靱なまちづくりを目指します。

主要取組		概要
■	災害時要援護者支援事業	災害時要援護者支援台帳への情報登録、関係機関との情報共有、個別支援プランの作成促進など、災害時要援護者の支援体制の充実を図ります。
■	地域防災計画の見直し	地震、風水雪害、富士山噴火など様々な災害に対応した地域防災計画を見直します。
■	防災意識の高揚	防災研修会や出前講座などにより、市民及び市職員の意識の高揚を図ります。
■	自主防災組織の強化	各種防災訓練を実施するとともに、防災倉庫等の整備を図ります。
■	TOUKAI-0 事業	建築物の耐震診断や耐震補強工事、ブロック塀改修などを進めます。
■	防災都市づくり計画策定事業	多様な災害から市民の生命・財産を守る防災都市づくりを目指します。
■	空家対策総合支援事業	活用できる空家の有効な利用と特定空家等に対する適切な措置を図ります。

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

主要取組		概要
■	小・中学校地震対策事業	静岡県耐震診断判定基準による改築や耐震補強を実施します。
■	公共施設等総合管理事業	公共施設等の更新・長寿命化・再編などを計画的に実施します。
■	公共下水道（雨水）事業	市街地の浸水被害に対応するため、公共下水道事業による雨水渠や都市下水路の整備及び監視体制の確立を進めます。
■	市街地治水水門改修事業	市街地治水対策重要水門の改修及び遠隔操作装置や監視カメラの設置工事などを行います。
■	無電柱化推進事業（再掲）	災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化を推進します。

重点プロジェクト 2-3

地域コミュニティ充実プロジェクト

すべての地域において、誰もが住み続けられるようコミュニティの充実を図ります。

主要取組		概要
■	地域コミュニティ施設整備事業	コミュニティ活動の拠点となる区民館等の建設や用地取得費を支援します。
■	地域交流拠点施設整備事業	地域の交流拠点施設である（仮称）富士根交流センターの整備を進め、地域での社会教育活動や交流活動の活性化を促進します。
■ ■	集落における拠点機能の強化	市街地周辺部における中心集落の拠点機能の整備・改修を行うなど、拠点機能を高めるとともに、集落環境の整備を図ります。
■	自治会への加入促進	集合住宅等着工時に、施主に依頼し入居者の自治会への加入促進を図るとともに、区長会との協力による未加入者への呼び掛けと啓発に努めます。

主要取組		概要
■	公共交通の充実と利用促進	民間のバス路線の維持や宮バス・宮タクの運行を通じて、生活の中に公共交通を取り込んでいく機会を提供します。 また、高齢者をはじめとする全ての市民の移動が円滑となるよう、国・県などとの連携・調整に努めます。
■	多文化共生社会の推進	外国人と地域の人々が共に暮らしやすい多文化共生の地域づくりを目指し、地域や行政の活動に外国人も積極的に参加できるように努めます。

序論

後期基本計画



基本構想

資料編

取組 3 誰もが輝く未来づくり

～人とまちが輝き、人口減少社会に打ち克つ～

人口減少が進行する中、本市に誇りを持ち、住み、働き、子どもを育て、一生を過ごしたくなるよう、市民・企業・行政が協働してまちづくりに取り組みます。

人口減少社会の克服に向け、結婚を希望する人が、出会い、結婚し、子どもを産み育てることのできる切れ目のない対応が必要です。また、誰もが自分の持つ可能性を最大限発揮するため、社会の理解を促すための取組や環境の整備も必要です。

本市は、世界遺産富士山の麓で、住みよい環境が整ったまちです。ここに住み、ここで働くことができる基盤整備も非常に重要です。

以下、5つの重点プロジェクトを定め、そのプロジェクト達成のための主要取組を掲げます。

重点プロジェクト 3-1

結婚・出産・子育ての希望実現プロジェクト

結婚・出産・子育ての希望を実現させるとともに、切れ目のない支援を行い子育てしやすい社会環境の整備を図ります。

主要取組		概要
■	母子保健事業	不妊や不育症治療に対する医療費の助成を行うとともに、切れ目のない妊娠・出産・子育て支援に努めます。
■	子ども医療費助成事業	子育て世帯に対し、医療費を軽減するための支援を行います。
■	出会い・交流応援事業	若い世代の男女の出会いや交流の場の創出に対する支援を行います。
■	結婚新生活支援事業	結婚を希望する人に支援を行うことで、結婚の実現につなげます。
■ ■	妊娠・出産・子育てシェアサポート事業	妊娠期から子育て期にわたる継続したサポート体制の充実を図るとともに、子育て中の女性の社会参加や活躍を促進します。

主要取組		概要
■ ■	ふじのみやベビーステーション事業	地域のコンビニエンスストア等において、子育て世代が利用しやすいようベビーステーション登録を推進するとともに、店舗改装など子育てしやすいまちづくりに市民協働で取り組みます。
■ ■	子育て応援事業	男性の育休取得や子育て意識の向上を図ります。また、社会全体が仕事と家庭の両立に向けて取り組めるよう、環境を整備します。
■	児童館事業	児童の「居場所・遊び場」の拠点施設としての児童館の整備・運営を行います。
■	保育サービスの充実	延長保育、一時預かり保育、休日保育、病児・病後児保育などのサービスを充実させることにより、子育てと仕事が両立できる環境を整備します。
■	放課後児童健全育成事業	放課後の児童の健全育成のため、放課後児童クラブの提供体制の充実を図ります。
■	早期療育事業	幼稚園や保育園などの関係機関との連携による早期療育の支援を行います。

重点プロジェクト 3-2 **女性が輝く、さくや姫プロジェクト**

未来に向けて女性が、個性や能力を最大限発揮できる環境を作ります。

主要取組		概要
■ ■	妊娠・出産・子育てシェアサポート事業（再掲）	妊娠期から子育て期にわたる継続したサポート体制の充実を図るとともに、子育て中の女性の社会参加や活躍を促進します。
■ ■	ふじのみやベビーステーション事業（再掲）	地域のコンビニエンスストア等において、子育て世代が利用しやすいようベビーステーション登録を推進するとともに、店舗改装など子育てしやすいまちづくりに市民協働で取り組みます。
■	ハハラッチ事業	母親目線での情報発信を行うとともに、スキルアップにつなげます。

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

主要取組		概要
■	女性応援会議の活用	女性が輝く社会の実現に向けて、市民、関係団体等による会議を開催し、女性に係る施策の検証等を行います。
■	女性の登用の促進	社会のあらゆる分野における指導的地位を占める女性の割合を増やします。

重点プロジェクト 3-3

ここで働き、ここに住むプロジェクト

富士山の恵みを生かした産業の振興とこのまちで生き生きと働くことのできる場所の創出を図ることにより、子どもたちが夢や希望を持ち続け、このまちを選び住んでもらうことを目指します。

主要取組		概要
■	企業立地推進事業	地域の特性を生かした産業の創出や新たな工業用地の確保に努めるとともに、優良・成長産業の誘致や既存企業の留置を図ります。
■	6次産業化推進事業	若者をはじめとした新規就農者を確保するため、地域の伝統を継承するとともに、新しい農業や6次産業化などを積極的に進めます。 また、農商工連携により、地産地消や特産品の開発を推進します。
■	中小企業総合支援事業 (ビジネスコネクトふじのみや事業)	ビジネスコネクトふじのみやの連携を核に、事業者や創業希望者の支援を行います。
■	有徳の人づくり推進事業	富士宮市道徳資料「富士山をこころに」等を活用し、道徳教育の充実を図ります。
■	富士山学習の推進（再掲）	富士山のあるまちに対する郷土愛、感動する心、誇りや自信などのかん養を図ります。
■ ■	UIJ ターンの促進	地域の元気な企業の情報を幅広い世代にアピールするとともに、首都圏などからのUIJ ターン希望者への就業を支援します。
■ ■	移住・定住促進事業	住む場所と働く場所との連動を図るポータルサイト*やSNS等を活用し、本市での暮らしをイメージできる情報を発信するなど、移住定住プロモーションを効果的に展開します。

重点プロジェクト 3-4

みんながつながる関係人口創出プロジェクト

人口減少による課題の克服に向けて、様々な人が関わることで交流や連携を生み出す関係人口を創出し、地域の活性化を目指します。

主要取組		概要
■	首都圏シティセールス事業	豊かな自然を生かしたワーケーション※やエコツアーなど、ニューノーマル（新しい生活様式）に合った魅力を創造し、首都圏へ向けて発信します。
■	ふじのみや寄附金事業	ふるさと納税の募集及び市外寄附者に対する返礼品の提供を行い、まちの魅力を効果的に発信します。
■	農村コミュニティ支援事業	農村地域の豊かな地域資源を生かし、誘客事業等のイベントを行う活動を支援します。
■	情報発信推進事業	市民や団体、企業などと連携してまちの魅力の発信に取り組みます。 また、ICTを活用し、市民と行政との双方向コミュニケーションを進めます。

重点プロジェクト 3-5

人口減少社会に打ち克つスマート自治体プロジェクト

人口減少社会における行政サービスの更なる向上を図るため、行政のデジタル化を推進します。

主要取組		概要
■	行政手続オンライン化推進事業	行政手続のオンライン化を進め、住民の利便性を高めます。
■	マイナンバー制度活用事業	マイナンバーカードの機能を利用した手続きなど、利便性を実感できるよう、マイナンバーカードを活用した行政サービスの普及を進めます。
■	市民公開型地図情報整備事業	道路台帳などのデジタル化を進めるとともに、データ等を活用し、市民の利便性向上を図ります。

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

主要取組		概要
■	情報発信推進事業（再掲）	市民や団体、企業などと連携してまちの魅力の発信に取り組みます。 また、ICTを活用し、市民と行政との双方向コミュニケーションを進めます。



ふじのみやベビーステーション



富士宮市移住&定住ポータルサイト



- ※ ポータルサイト ▶ポータル (Portal) は「玄関」や「入り口」という意味があり、インターネットにアクセスするときの入り口となるウェブサイトのこと。
- ※ ワーカーション ▶「ワーク」(労働)と「バケーション」(休暇)を組み合わせた造語。観光地やリゾート地でテレワーク (リモートワーク) を活用し、働きながら休暇をとる過ごし方。



ふじさん
ギャラリー
1



序論

後期基本計画

基本構想

資料編

第2章 土地利用計画

土地利用計画は、基本構想における土地利用構想を受け、具体的な施策やそれらの施策をイメージした土地利用構想図などを定めたものです。

1 総合的かつ計画的な土地利用の推進

(1) 基本方針

本市は、富士山の南西麓の広大な裾野に位置し、正に富士山に抱かれた特徴ある土地条件を有しています。富士山麓や天子山系の雄大な自然環境、朝霧高原の広大な草原、富士山本宮浅間大社を中心とした市街地、旧町村役場等を中心とした集落地域、先人から引き継がれてきた田園地域等により構成されています。

市民がこのような土地の特徴を理解し、土地と人々との関わりの歴史を知り、そこから生まれた文化を学ぶことが土地利用計画を進めていく基礎となります。このため、市民の郷土意識を高めるとともに、適切な土地情報の提供を行います。

また、このような土地の特性を科学的に分析した土地分級※を作成し、それに基づく土地利用診断を指針とした施策の展開を図りながら、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

(2) 施策の内容

ア 土地利用構想図

「土地に聴き 人が拓く 均衡ある土地利用」の理念のもと、土地の特性を科学的に分析した土地分級による体系的な診断を行い、自然保全地域、環境緑地地域、防災・水資源保全地域、林業・森林保全地域、林業地域、農業地域、市街地・集落地域、政策推進エリアの地域区分を設定した土地利用構想図を作成するとともに、地域区別の土地利用の方針を、表1のとおり定めます。

また、土地利用構想図に基づき、土地利用事業の誘導・調整を行うとともに、国土利用計画や個別法等の適切な運用により、総合的かつ計画的な土地利用の実現を図ります。

イ 政策的な土地利用の推進

本総合計画土地利用構想及び土地利用計画の実現を目指すため、総合的かつ計画的な土地利用を推進する地域の設定が必要です。

このため、土地利用を積極的かつ計画的に推進する地域として「政策推進エリア」を設定するとともに、土地利用の基本方針を定め、適切な立地と誘導を図ります。

ウ 集落地域の土地利用の推進

旧町村役場等を中心とした集落地域では、農林水産業の振興、各産業のバランスの取れた雇用対策、都市農村交流などの活性化、計画的な定住推進や拠点機能の強化など、集落地域のまちづくりが必要です。

このため、中心集落におけるコミュニティの向上に努めるとともに、集落地域内の職住近接の実現に資する都市計画法の地区計画や指定大規模既存集落制度※、優良田園住宅制度※などの諸制度を活用し、適切な土地利用の推進を図ります。

エ 郷土を知る機会の創出と継承

市民が郷土の自然、歴史・文化を理解し、集落や都市の成り立ちを知ることが大切であるため、生涯学習を通じて郷土を知る機会を充実させます。

また、先人から引き継がれた郷土の自然、歴史・文化を適切に保全し、後世に継承していきます。

オ 土地情報の整備と活用

本総合計画土地利用構想及び土地利用計画を共有できるようにするため、引き続きホームページに掲載するなど、適切な情報提供を進めます。

また、土地に関する情報の一元化と地理情報システムの活用・公開により、業務における高度利用と行政サービスの向上を図ります。

※ 土地分級

▶地形や地質等の自然要因、農地や森林等の土地利用の現況、法規制等の土地の類型を図面上で重ね合わせ、土地の持つ特性や適合性を「市街地、農業、林業、自然保全」等の分野別に図化したもの。

※ 指定大規模既存集落制度

▶市街化調整区域に長年居住している人や子が、大規模既存集落内の土地に、自己用住宅を建築できる制度のこと。

※ 優良田園住宅制度

▶農山村地域、都市の近郊その他の良好な自然的環境を形成している地域に所在する一戸建ての住宅を建築できる制度のこと。



2 富士山、天子山系等の豊かな自然環境との共生

(1) 基本方針

本市は、富士山麓と天子山系の雄大な自然環境の中、豊かな緑地と清らかな湧水に恵まれています。そして、そこには貴重な動植物が生息・生育するなど富士山の恵みは、人々に憩いと安らぎを与えています。

また、富士山の恵みを土台にした農林水産業、良好な景観を生かした観光業、豊かな自然環境の中で操業する工業など、富士山麓で自然環境と産業が共存しています。

豊かな自然環境を保全するとともに、このような自然環境と共生した産業振興を図ります。

(2) 施策の内容

ア 森林の適切な維持・管理

本市は、豊かな森林を有する富士山、天子山系、南の丘陵部に囲まれています。そのため、雄大な土地・澄んだ空気・清らかな水に恵まれ、貴重な種や植物群落をはじめ、多様な野生動植物が生息・生育しています。

このような自然環境は、本市固有の共有財産であり、これからも維持していくためには、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させる必要があります。

このため、森林の適切な維持・管理を推進します。

イ 地下水の保全と活用

本市の貴重な財産である豊かな地下水は、住民生活や産業基盤を支えています。その重要な地下水を保全するため、森林の適切な維持・管理を通じて森林の持つ水源かん養機能を高度に発揮させます。

これからも、市民・企業の適正な地下水量の利用を推進するとともに、湧水量や地下水位の調査を継続し、保全策や適切な活用を図ります。

ウ 自然環境と共生した産業振興

富士山の恵みである自然環境や豊富な湧水、良好な景観資源は、本市の産業にとって大切な地域資源であるため、産業振興に伴う生態系の破壊や地下水の枯渇や汚染などの自然環境への影響がないよう、地域資源の適切な保全・活用を図ります。

特に、「緑・産業振興地域」については、豊かな緑に囲まれた森の中のまちづくりをイメージし、富士山の景観や自然との調和した整備を進めます。

3 安全・安心な土地利用の確立

(1) 基本方針

豪雨により発生する河川の氾濫、急傾斜地の崩壊、地滑り、土石流の発生等は、市民生活を直ちに脅かすものです。また、富士山は豊かな恵みを私たちに与えてくれる一方、噴火という市民生活に深刻な被害をもたらす側面もあります。

自然災害から市民の生命と財産を守り、被害を最小限に抑えるために、自然災害の発生が予測される地域では、土地利用を適正に規制するとともに、治山・治水対策を図り、安全で安心な土地利用を推進します。

(2) 施策の内容

ア ハザードマップの適切な活用

富士山の噴火や河川の氾濫、土砂災害などに備え、富士山ハザードマップ^{*}や洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップなどが作成されています。

このため、これらに示された災害予測地域は、常に情報を更新し、今後も引き続き、土地利用構想図における「防災・水資源保全地域」として土地利用を抑制していくとともに、富士山火山広域避難計画の改定などの社会的状況による見直し等も実施し、土地利用の適切な規制・誘導を行います。

イ 自然災害に強いまちづくりの推進

過去の大規模地震では、建物やブロック塀の倒壊・損壊による人的な被害を被っていることから、自然災害時の被害を最小限に抑えるため、建物の耐震補強やブロック塀の撤去などを進めます。

また、水害や土砂災害の未然防止を図るため、河川や水路の改修、都市下水路等の排水対策及び土砂災害防止施設の整備を進めます。

さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、その他自然災害の危険性が高い区域については、災害リスクの把握及び周知を図るとともに、警戒避難体制の整備を進めます。

序論

後期基本計画

基本構想

資料編



^{*} ハザードマップ ▶災害指定区域や避難場所、避難情報の伝達経路、過去の災害などを住民に分かりやすく示した図のこと。

4 自然を活用した既存産業の育成と基幹道路を生かした産業基盤の整備

(1) 基本方針

本市は、富士山の広大な土地と豊かな水資源を活用し、農林水産業の第1次産業や観光業などの第3次産業が営まれています。

第2次産業については、豊かな水を活用した化学、医療用機器から輸送用関連産業等の広がりのある構造となっています。

産業間の連携を強化するとともに、新たな産業用地を確保していくため、既存集落の維持に向けた住宅政策と併せ、インターチェンジ周辺への産業誘導を図ります。

(2) 施策の内容

ア 緑・産業振興地域内の産業立地の推進

本市では、第4次富士宮市総合計画の土地利用計画において、国道469号（富士南麓道路）などの広域幹線道路や本市の立地特性を生かし、富士山の景観や自然環境との調和した産業立地を図ってきました。

本計画においては、第4次富士宮市総合計画に引き続き、政策推進エリアの一つとして「緑・産業振興地域」を位置付け、国道139号や国道469号（富士南麓道路）といった恵まれた交通アクセスを生かし、積極的な産業立地を推進します。

イ 既存集落の維持に向けた就業の場の創出

本計画では、旧町村役場等を中心とした集落地域における人口の維持に向けた住宅施策と併せ、就業の場を創出するため、既存の工業団地やインターチェンジ周辺の交通利便性の高い地域の特性を生かし、政策推進エリアの一つとして「職住近接産業地域」を位置付け、職住が近接した地域振興となる産業立地を推進します。

ウ 農林水産業の振興

農業の振興については、農業振興地域整備計画に基づき、農業の振興と生産性の向上を図るため、農用地を確保し、生産基盤の維持保全を図ります。

また、営農環境を整えるため、認定農業者を中心とした担い手や農業生産組織の育成強化と農地の流動化による遊休農地の解消を図るなど、農業経営基盤の強化を進めます。

林業の振興については、広大な森林の適切な管理を推進し、生産コストの低減と省力化を図るため、林道、作業道等の整備を進めます。

また、林業経営の改善を図るため、集約化施策の推進など、良好な森林整備を進めるとともに、担い手の育成、ブランド化の推進、木材需要の拡大を図ります。

漁業の振興については、全国一の生産量を維持するため、既存養鱒場の維持とニジマスの消費拡大を図ります。

5 魅力ある都市空間・生活空間の形成

(1) 基本方針

本市の中心市街地は、富士山本宮浅間大社の門前町として繁栄してきた歴史を持ち、商店街や住宅地を形成してきました。

富士宮駅や富士山本宮浅間大社、更には世界遺産富士山の情報発信拠点である富士山世界遺産センターを核とし、本市の中心部にふさわしい都市機能の再構築や世界遺産にふさわしい魅力あふれるにぎわいの再生を図りながら、市街地のスプロール化*の防止や計画的な市街地の整備を図ります。

さらに、市街地内の社寺林や市街地の周辺にある樹林地を適切に保存しながら、緑豊かな都市環境と富士山と調和した美しい景観の形成を図ります。

(2) 施策の内容

ア 中心市街地の拠点機能の強化

中心市街地の拠点機能の強化を図るため、富士宮駅や富士山本宮浅間大社、富士山世界遺産センターを核とし、円滑な交通網体系の確立を図りつつ、中心市街地内の土地の有効利用を促進します。

また、世界遺産にふさわしいまちづくりとして、富士山本宮浅間大社の門前町の街並みやにぎわいを再生するとともに、魅力あふれる店舗づくりなど商店街の活性化に取り組みます。

さらに、神田川の清流を生かした魅力あふれる空間の創出に取り組み、「清流の美」、「空間の美」、「庭園の美」をコンセプトとした品格のある庭園都市づくりを進めます。

イ 居住環境の向上と市街地の整備

市街化区域内の快適な居住環境を形成するため、適切な土地利用を誘導し、地区計画や建築協定などの導入やブロック塀の生け垣化、宅地の細分化防止などにより、居住環境の保全・改善を図ります。

ウ 良好な都市環境の形成

市街地においては、緑豊かな都市環境及び市街地景観を形成するため、身近な緑として街区公園*やその他の小規模な公園緑地などを配置するとともに、住宅地、商業地、工業地、公共施設における緑化を推進します。

また、中心市街地においては、潤いと風格のある都市環境及び市街地景観を形成するため、花・緑・水による演出を図ります。



- ※ **スプロール化** ▶スプロールとは不規則に広がるという意味で、都市の郊外に無秩序・無計画に宅地が伸び広がっていくこと。
- ※ **街区公園** ▶市街地などの中にあり、主にその街区に住む人々が利用する小規模な公園のこと。

エ 魅力的な景観の形成

富士山を擁する本市は、富士山という日本有数の景観資源を持ち、市街地や集落などの様々な場所から、四季折々に変化する美しい全姿を望むことができます。

また、富士山麓に広がる美しい田園風景や広大な高原景観、芝川地域特有の谷間景観は、本市固有の景観であるとともに、貴重な共有財産です。

このため、景観法や富士宮市富士山景観条例などにに基づき、富士山への眺望景観を保全し、美しい景観を後世に継承します。特に、富士山本宮浅間大社近隣における景観計画の重点地区に位置付けられている地域などでは、門前町にふさわしい趣と落ち着きのある街並みや、富士山の眺望保全など魅力ある景観形成を図ります。

このように、地域の資源等を適切に保全・活用し、市民のまちづくり活動を発展させながら、魅力的な富士山景観の形成を図るとともに、土地利用転換などの際には、富士山の眺望や周辺景観との調和に配慮し、地域の良好な景観形成を誘導します。



6 伝統・文化を引き継ぐ集落環境の維持

(1) 基本方針

本市は、昭和 17 (1942) 年に大宮町と富丘村の合併により誕生し、その後、昭和 30 (1955) 年に富士根村、昭和 33 (1958) 年に白糸村、上井出村、北山村、上野村と合併をしています。一方、芝川町では、昭和 31 (1956) 年に芝富村と内房村の合併、昭和 32 (1957) 年に柚野村の合併を経ています。

昭和から平成に移り、平成 22 (2010) 年に芝川町と合併することで、現在の富士宮市となりました。このように、町村の合併を繰り返しながら、市域を拡大し、発展してきました。

これら旧町村役場等を中心とした集落地域には、地域の伝統文化が今日まで引き継がれています。しかし、近年の少子高齢化の影響を受け、各集落地域では地域の担い手や継承者が減少し、コミュニティの維持が懸念されているため、地域における人材の育成や郷土愛の醸成のほか、旧町村役場等を中心とした集落地域の拠点機能の強化を図りつつ、集落環境の整備や計画的な住宅地の確保を図ります。

さらに、集落にある樹林地や先人から引き継がれてきた田園風景を適切に保全しながら、富士山の景観と調和した緑豊かな集落環境の形成を図ります。

(2) 施策の内容

ア 集落環境の整備と拠点機能の強化

市街地周辺部における中心集落の拠点機能を高め、集落環境の整備を図るため、政策推進エリアの一つとして「集落拠点地域」を位置付け、集落ごとにその地域特性に応じた計画的なまちづくりを推進し、その実現を目指します。

イ 伝統文化を引き継ぐ担い手の定住推進

少子高齢化や人口減少が急速に進む社会情勢の中、地域人口の絶対数が少ない各集落地域では、コミュニティの維持存続が脅かされているため、若年層世代の地域離れを抑制するとともに、次世代の担い手の U ターンなどが望まれています。

このため、国土利用計画及び個別法の適切な運用を図るとともに、集落環境の整備や空家などの既存ストックの有効活用も含めた計画的な住宅政策を進めます。

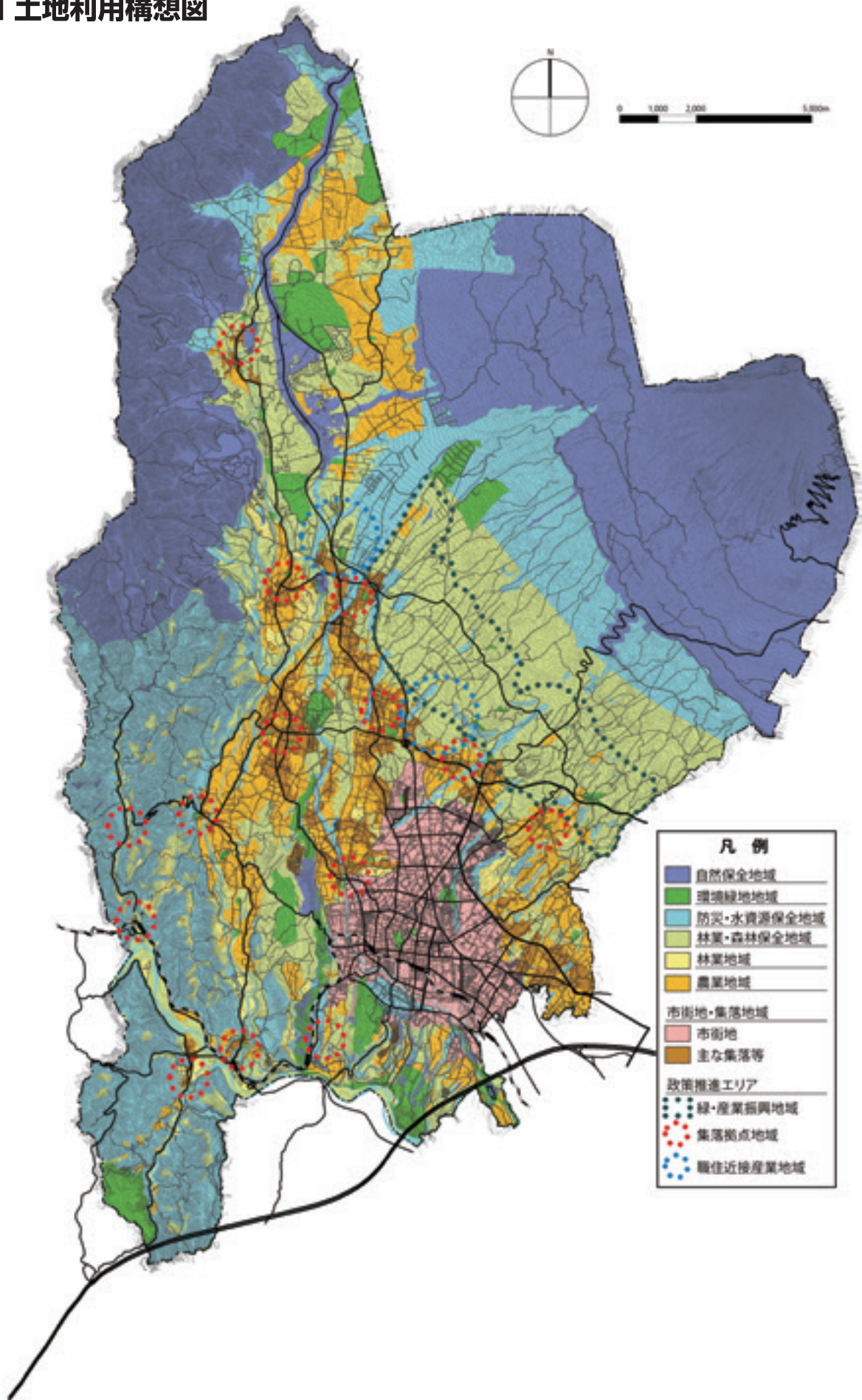
表1 地域区分別の土地利用方針

地域区分	土地利用方針
1 自然保全地域	良好な自然環境や優れた自然の風景地を保護するための保全・整備を図ります。
2 環境緑地地域	都市空間の秩序、緩衝、遮断などの諸機能を持つ緑地環境として保全・整備を図ります。
3 防災・水資源保全地域	(防災保全地域) 土地の形質の変更を規制します。
	(水資源保全地域) 水の流出を抑制し、水の量的・質的な保全、汚染防止、浄化及び水害防止を図ります。
4 林業・森林保全地域	防災、水資源保全などの公益的機能に留意しつつ、地域の実態に即して、林業地域、採草地などの利用を図ります。
5 林業地域	林木生産や特用林産物の生産によって達成される森林の経済機能を維持保全し、再生産を図ります。
6 農業地域	農業の生産に供する田・畑・樹園地・採草放牧地として整備保全し、農業農村基盤整備を図ります。
7 市街地・集落地域	交通その他の都市基盤の整備状況、整備計画、土地所有の動向、地元意向などから見た宅地利用の適地において、市街地、工業地、集落などの整備・開発を図ります。

(政策推進エリア)

地域区分	土地利用方針
緑・産業振興地域	豊かな自然環境を保全するとともに、国道469号（富士南麓道路）などの広域幹線道路や本市の立地特性を生かし、富士山の景観や自然との調和に配慮した産業振興を図ります。
集落拠点地域	周辺の自然環境や営農環境と調和し、集落の拠点機能の維持強化を図りつつ、緑豊かで富士山と調和した集落環境の形成を図ります。
職住近接産業地域	豊かな自然環境や優良農地を保全しつつ、国道139号や国道469号（富士南麓道路）などの広域的な幹線道路の利便性を生かし、周辺の自然環境や集落環境、景観と調和した産業の立地を推進します。

■ 土地利用構想図



序論

後期基本計画

基本構想

資料編

第3章 基本目標別計画

基本目標の見方

後期基本計画では、基本目標の各分野において、「基本目標」「政策」「施策」「みんなで目指す目標値」「主要な事業」を示します。

基本目標

分野ごとに目指す将来像を記載しています。

基本目標 1

富士山の自然と調和した循環力があるまちづくり

富士山の優れた自然環境や景観を保全するとともに、自然との調和を図り、好循環をいつまでも持続させるまちづくりを進めます。

環境

政策

各分野での政策を分かりやすく記載しています。

政策 1

地球環境保全とエネルギーの有効利用を推進するまち (地球環境)

SDGs への貢献



SDGs への貢献

各政策に対応しているSDGsの目標を示しています。

基本方針

地球環境を守るため、市民の環境保全意識を高め、環境保全活動につなげるように努めます。また、エネルギーの有効利用を推進するとともに、地球環境への負荷が少ないエネルギーの導入を推進します。

基本方針

政策の基本となる方針を記載しています。

施策の内容

施策 1 地球環境保全活動の推進

(1) 地球環境保全意識の高揚

○環境フェアの開催や環境学習などの啓発活動を実施し、地球環境保全意識の高揚を図ります。

(2) 地球温暖化防止対策の推進

○市域の温室効果ガス排出量を把握するとともに、排出の抑制を図ります。
○環境教育事業を通じて地球温暖化防止対策を推進します。

(3) 環境管理活動の充実

○地球温暖化対策実行計画（事務事業編）や環境マネジメントシステム*に基づき、環境管理活動の充実を図ります。
○SDGsの考え方を踏まえた環境マネジメントシステムの導入を促進するため、事業者に対する普及啓発活動を行います。

施策の内容

分野ごとに、後期基本計画期間に実施する取組と、その具体的な内容を記載しています。

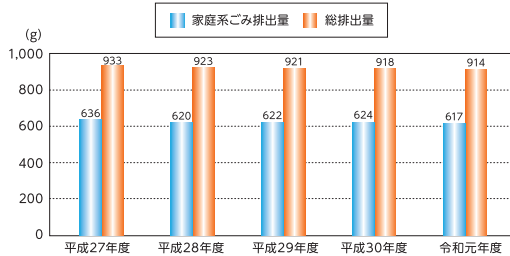
みんなで目指す目標値

達成状況を測るため、令和7年度の目標値を記載しています。

(3) 公衆衛生の向上

- 蚊などの害虫衛生予防のため、空地等の管理指導に努めます。
- 犬や猫の適正な飼い方の指導に努めます。

1人1日当たりごみの排出量



みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1人1日当たりのごみ総排出量を減らします。	951g (うち家庭系ごみ排出量648g)	914g (うち家庭系ごみ排出量617g)	868g (うち家庭系ごみ排出量585g)
主要地点の水質、大気等の環境基準の適合箇所を維持します。	85.0%	95.5%	95.5%
清掃運動の参加者を増やします。(参加率)	25.2%	25.6%	27.7%
合併処理浄化槽を増やします。	6,571基	8,269基	9,700基

主要な事業

事業名	事業内容
合併処理浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽設置費の助成
清掃センター施設保全事業	効率的・合理的な主要設備機器の整備
焼却灰外部処理推進事業	焼却灰の外部処理委託、最終処分場の延命化に伴う保全
環境監視測定事業	水質や大気環境等の調査及び測定

主要な事業

政策における主要な事業と事業内容を記載しています。



※ 海洋プラスチックごみ防止6R県民運動 ▶ 県がプラスチックごみの海洋流出防止や発生抑制のため、6R「リデュース：ごみを増やさない、リユース：再利用、リサイクル：再資源化、リフューズ：レジ袋などを断る、リターン：持ち帰る・店頭回収に出す、リカバー：清掃活動への参加」を推進する取組のこと。

用語説明

分かりやすように用語の説明を記載しています。

富士山の自然と調和した循環力があるまちづくり

富士山の優れた自然環境や景観を保全するとともに、自然との調和を図り、好循環をいつまでも持続させるまちづくりを進めます。

環境

政策

1

地球環境保全とエネルギーの有効利用を推進するまち (地球環境)

SDGs への貢献



基本方針

地球環境を守るため、市民の環境保全意識を高め、環境保全活動につなげるように努めます。また、エネルギーの有効利用を推進するとともに、地球環境への負荷が少ないエネルギーの導入を推進します。

施策の内容

施策 1 地球環境保全活動の推進

(1) 地球環境保全意識の高揚

○環境フェアの開催や環境学習などの啓発活動を実施し、地球環境保全意識の高揚を図ります。

(2) 地球温暖化防止対策の推進

○市域の温室効果ガス排出量を把握するとともに、排出の抑制を図ります。
○環境教育事業を通じて地球温暖化防止対策を推進します。

(3) 環境管理活動の充実

○地球温暖化対策実行計画（事務事業編）や環境マネジメントシステム※に基づき、環境管理活動の充実を図ります。
○SDGs の考え方を踏まえた環境マネジメントシステムの導入を促進するため、事業者に対する普及啓発活動を行います。

施策2 ゼロカーボンシティの推進

(1) ゼロカーボンシティに取り組む意識の高揚

○市民、事業者とともに、ゼロカーボンシティの実現に取り組む機運の醸成を図ります。

(2) ゼロカーボンシティ実践行動の推進

○富士宮市ゼロカーボン推進戦略に基づき、計画の推進を図ります。

○電動車導入等による地域交通の脱炭素化を推進します。

施策3 エネルギーの有効利用と地産地消の推進

(1) 省エネルギーの推進

○エネルギー使用量の削減に努めるとともに、省エネルギー機器や設備等の導入を推進します。

○省エネルギー行動の実践や取組を推進します。

(2) 効率的なエネルギー利用の推進

○スマートコミュニティ※などの導入を推進します。

○自立分散型エネルギー※システムの構築を推進します。

(3) 再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの地産地消の推進

○地域資源を活用した再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの地産地消を推進します。

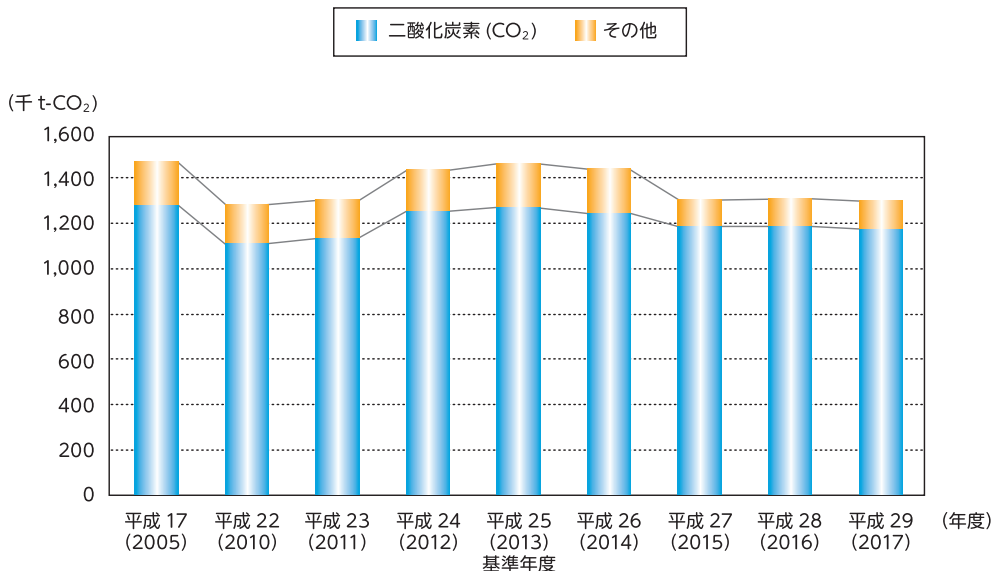
○地域の景観や環境との調和を図り、災害の防止に配慮した再生可能エネルギー等の導入を支援します。

○公共施設での再生可能エネルギー等の導入を推進します。

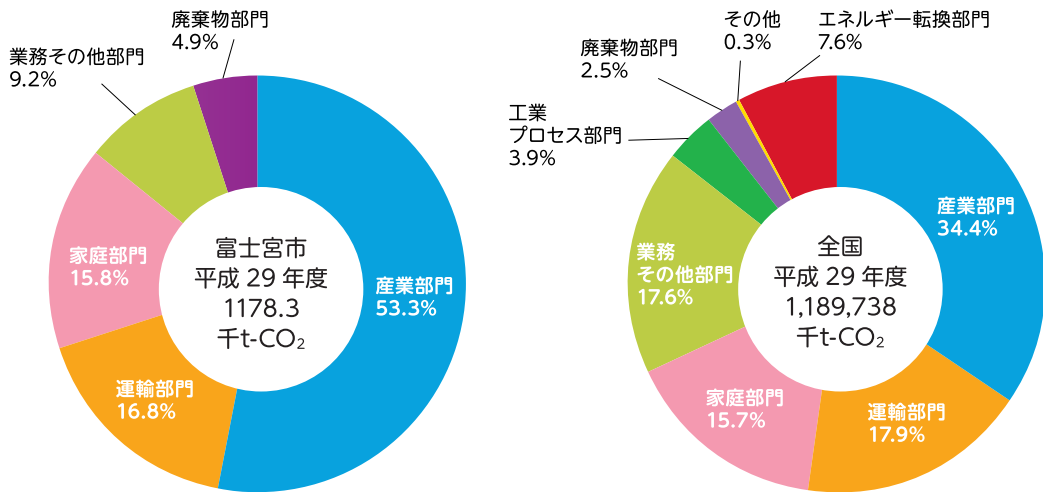
(4) 地域循環共生圏づくりの推進

○地域資源を活用した持続可能な事業の創出を支援します。

市域からの温室効果ガス排出量の推移



部門別二酸化炭素排出量



※小数点第2位を端数処理(四捨五入)しているため合計と合わない場合があります。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
環境に関するイベントや講座への参加者を増やします。	3,234 人	3,881 人 →	3,900 人
市域の温室効果ガスを減らします。	0%※1	- 10.7% →	- 32.0%
環境マネジメントシステムを導入し地球温暖化対策に取り組む事業者を増やします。	76 事業者	76 事業者 →	91 事業者
再生可能エネルギーの導入を増やします。	158,998 千 kWh/年	215,790 千 kWh/年 →	252,330 千 kWh/年
乗用車数に占める電気自動車等の割合を増やします。(電気自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車)	7.9%	18.9% →	31.0%

※ 1 国の地球温暖化対策計画に合わせ基準年度を平成 25 年度とする。

主要な事業

事業名	事業内容
ゼロカーボンシティ推進事業	ゼロカーボン推進戦略に基づく脱炭素社会の推進 富士宮市地域循環共生圏推進協議会を中心とした事業創出の支援
環境基本計画推進事業	環境施策の取組状況をまとめた環境白書の作成など
地球温暖化対策事業	地球温暖化対策の普及啓発活動や環境教育の実施など
再生可能エネルギー導入推進事業	創エネ・蓄エネ機器等設置費の助成、小水力発電導入等の支援など



環境フェア



環境教育



環境講座「水の探検隊」(井之頭小)



地域循環共生圏視察研修

- ※ **環境マネジメントシステム** ▶ 事業活動を行う組織が、法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価する仕組みのこと。
- ※ **スマートコミュニティ** ▶ ICT を活用しながら、再生可能エネルギーの導入を促進しつつ、電力、熱、水、交通、医療、生活情報など、あらゆるインフラの総合的な管理・最適制御を実現し社会全体のスマート化を目指すこと。
- ※ **自立分散型エネルギー** ▶ エネルギーの地産地消を実現し、災害時に電力系統からの電力供給が停止した場合でも地域資源を活用して電力を供給・消費できるエネルギーシステムのこと。



SDGs への貢献



基本方針

循環型社会を形成するため、分別品目の拡大や市民及び事業者の積極的な協力を促し、自主的なリサイクル活動を推進するなど廃棄物の資源化を推進します。

施策の内容

施策1 循環型社会形成意識の高揚

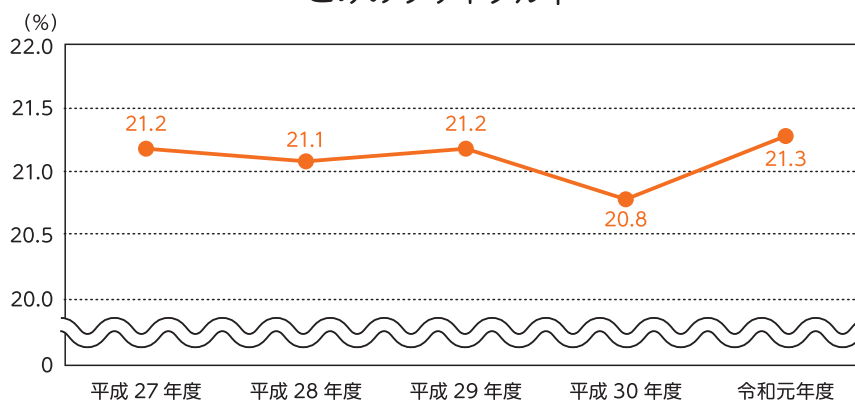
(1) 循環型社会形成意識の高揚

- 広報や環境教育などを通じて、意識の高揚を図ります。
- 市民や事業者に対して、雑がみの分別や食品ロスの削減など、ごみの減量化と資源化に取り組むごみダイエットプロジェクトの周知・啓発を図ります。

施策2 資源循環の推進

(1) リサイクル活動の推進

- 自治会等による自主的な活動への支援や、古紙、衣類、廃食用油等の拠点回収事業によりリサイクル活動を推進します。


ごみのリサイクル率*¹

*¹ リサイクル率 (%) = 資源化量合計 (t) ÷ ごみ総排出量 (t) × 100

(2) 資源化の推進

○ごみの収集方法や収集運搬経費、資源化の手法等を把握し、プラスチックごみなど新たな資源化のための分別品目の可能性について検討します。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
ごみのリサイクルを進めます。	21.8%	21.3% 	26.2%

主要な事業

事業名	事業内容
資源ごみリサイクル事業	ごみの分別収集と資源化
ごみ減量化等推進事業	ごみダイエットプロジェクトの推進



衣類・革類回収ボックス



廃食用油回収容器



ごみダイエットプロジェクトキックオフ

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

SDGs への貢献



基本方針

生活環境を安全で快適に保つため、ごみ処理対策の充実及び不法投棄の防止を図るとともに、処理施設の適正な管理、公害防止対策の充実、環境美化の推進及び環境衛生の充実に努めます。

施策の内容

施策1 ごみ処理対策の充実

(1) ごみ減量化の推進

- 物の再使用や「海洋プラスチックごみ防止 6R 県民運動」※を推進し、廃プラスチックごみなどの発生・排出の抑制を図ります。
- ごみの分別排出の徹底による古紙などの資源化を図るとともに、食品ロスを削減し、ごみダイエットプロジェクトの取組を推進します。

(2) 処理施設の効率的な維持・管理

- ごみ排出量を的確に見極め、清掃センターを適正に維持・管理します。
- 清掃センターから排出される焼却灰などの処理は、最終処分場への埋め立て量を減量するため、外部に委託し資源化を進めます。

(3) ごみ集積所の適正な管理

- 自治会や環境美化推進委員と連携し、ごみ集積所への適正なごみ排出、清潔なごみ集積所の管理について、周知・徹底します。
- ごみの排出ルールの周知・啓発を図ります。

(4) 不法投棄の防止

- 富士山麓環境パトロール隊のパトロールや環境美化推進委員の巡視活動など、市民との協働により、年間を通してごみのポイ捨て・不法投棄の監視活動を進めるとともに、国、県、警察などと連携し、不法投棄の防止を図ります。

(5) 廃棄物の適正な処理

- 事業者・処理業者による適正な処理についての指導・監督を強化するとともに、処理体制の整備や減量化・資源化を促進します。

施策 2 し尿処理体制の整備**(1) 合併処理浄化槽の設置の促進**

- 合併処理浄化槽の設置に対する支援を継続するとともに、浄化槽の適正な維持・管理について県などと連携し、周知・啓発を行い、河川等の水質向上を通して環境美化を図ります。
- 施設の老朽化が生じている民間設置型集中浄化槽の利用地域においては、合併処理浄化槽設置の推進等を検討します。

(2) 処理施設の効率的な維持・管理

- 搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の質量の動向等を見極め、衛生プラントを適正に維持・管理します。
- 星山浄化センターとの効率的な共同処理について検討します。

施策 3 公害防止対策の充実**(1) 公害防止意識の高揚**

- 広報や環境教育などを通じて、環境保全に関する知識の普及と意識の高揚を図ります。

(2) 指導体制の充実

- 新たに立地する事業場や設備を増設する事業場については、市の指導指針を遵守するよう指導するとともに、環境負荷の大きな事業場については、環境保全協定の締結などの指導を行い、公害の未然防止に努めます。
- 既に立地している事業場については、調査や監視などを実施し、公害の発生防止に努めます。

(3) 監視体制の充実

- 大気汚染・水質汚濁・化学物質（ダイオキシン類など）の環境の状況を把握するとともに、騒音・振動・悪臭について調査を行い、生活環境の保全に努めます。

施策 4 環境美化の推進**(1) 環境美化意識の高揚**

- 広報や環境教育などを通じて、環境美化意識の高揚を図ります。

(2) 環境美化活動の推進

- 環境美化都市宣言の理念に基づき、地域の清掃運動や企業・学生が行うボランティア清掃活動などを通じて、環境美化活動を周知・啓発し、参加の促進を図ります。

施策 5 環境衛生の充実**(1) 火葬場の維持・管理**

- 火葬場の適切な維持・管理に努めます。

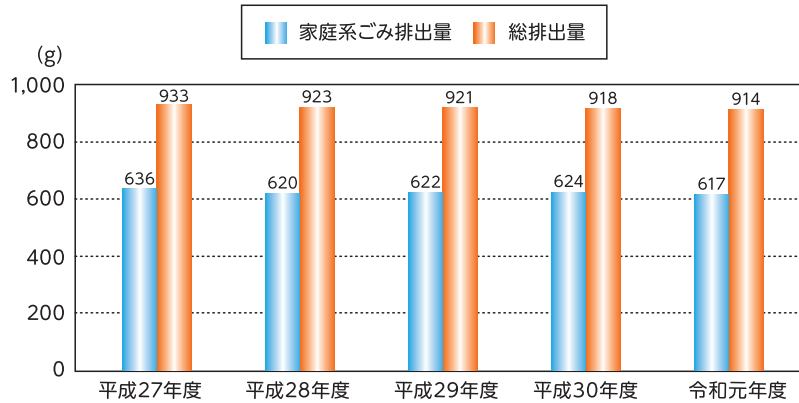
(2) 墓園の維持・管理

- 市営墓地の適切な維持・管理に努めます。

(3) 公衆衛生の向上

- 蚊などの害虫衛生予防のため、空地等の管理指導に努めます。
- 犬や猫の適正な飼い方の指導に努めます。

1人1日当たりごみの排出量



みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
1人1日当たりのごみ総排出量を減らします。	951g (うち家庭系ごみ排出量 648 g)	914g (うち家庭系ごみ排出量 617 g)	868g (うち家庭系ごみ排出量 585 g)
主要地点の水質、大気等の環境基準の適合箇所を維持します。	85.0%	95.5%	95.5%
清掃運動の参加者を増やします。(参加率)	25.2%	25.6%	27.7%
合併処理浄化槽を増やします。	6,571 基	8,269 基	9,700 基

主要な事業

事業名	事業内容
合併処理浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽設置費の助成
清掃センター施設保全事業	効率的・合理的な主要設備機器の整備
焼却灰外部処理推進事業	焼却灰の外部処理委託、最終処分場の延命化に伴う保全
環境監視測定事業	水質や大気環境等の調査及び測定



※ 海洋プラスチックごみ防止 6R 県民運動 ▶ 県がプラスチックごみの海洋流出防止や発生抑制のため、6R「リデュース：ごみを増やさない、リユース：再利用、リサイクル：再資源化、リフューズ：レジ袋などを断る、リターン：持ち帰る・店頭回収に出す、リカバー：清掃活動への参加」を推進する取組のこと。

政策

4

大切な自然環境を守り育てるまち

(自然環境)

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

SDGs への貢献



基本方針

受け継いできた優れた自然について、自然保護・環境保全対策を積極的に推進します。特に、世界遺産となった富士山について、その恵みを後世に引き継ぐよう努めます。

施策の内容

施策1 自然環境保全活動の推進

(1) 自然環境保全意識の高揚

○自然観察会や出前講座などの自然を学ぶ機会を通じて、意識の高揚を図ります。

(2) 生物多様性保全対策の推進

○自然保護団体などと連携し、その場所に適した自然環境の保全に努めます。
○草原環境や湿原環境の保全活動などを継続し、希少野生動植物の保全に努めます。

(3) 自然環境調査の実施

○富士宮市域自然調査研究会による調査報告を「富士宮市の自然」として発行します。

(4) 監視・指導の強化

○自然環境の保全や保存樹・保存樹林・保存湧水池の保全を図るため、自然監視員による巡視活動を継続します。

施策2 富士山環境保全の推進

(1) 自然林の保全・復元

○富士山自生広葉樹種の種から育てた苗を使い、植樹を行うことにより自然林の復元を図ります。
○植樹地において育樹管理を行い、市民とともに自然林を守り育てます。

(2) 富士山環境保全対策の推進

○静岡県や富士山周辺市町と協力し、車両乗り入れ防止パトロールやごみ拾いイベントを開催します。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
自生種の植樹を進めます。	25.1ha	28.8ha 	35.1ha

主要な事業

事業名	事業内容
広葉樹育苗・植樹事業	富士山自生広葉樹の育苗、広葉樹の植樹、植樹地の管理
自然環境保全事業	根原地区火入れなど
自然公園管理事業	小田貫湿原乾燥化防止対策など



朝霧高原（根原）の火入れ



富士山ごみ減量大作戦



小田貫湿原



アサマフウロ（フウロソウ科）

政策

5

限りある水資源を守り有効に活用するまち (水利用)

序論

後期基本計画

SDGs への貢献



基本方針

「水は限りある資源である」という考えのもと、水資源の調査、湧水池の巡回監視等持续开展、水資源をかん養し、水の有効かつ適正な利用を図ります。

施策の内容

施策1 水資源の保全

(1) 地下水・湧水の調査

- 市域の地下水・湧水調査を定期的実施します。また、岳南地域地下水利用対策協議会による調査を継続し、地下水・湧水量を把握します。
- 水源保全監視員による巡視活動を継続し、地下水・湧水を監視します。

(2) 水資源かん養の推進

- 水源地域の森林の保全や整備を進め、かん養力の高い森林の拡充・強化を図ります。

(3) 水質の保全

- 市域の河川や地下水・湧水の水質調査を定期的に行い、水質の保全に努めます。

施策2 水の合理的な利用

(1) 有効利用の推進

- 環境に配慮しつつ産業の振興を図るため、限りある水資源を有効に活用します。

(2) 適正な利用の指導

- 富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例等に基づき、地下水の適正な利用を指導します。

(3) 再利用の推進

- 事業所等での再利用を促進し、節水意識の高揚を図ります。

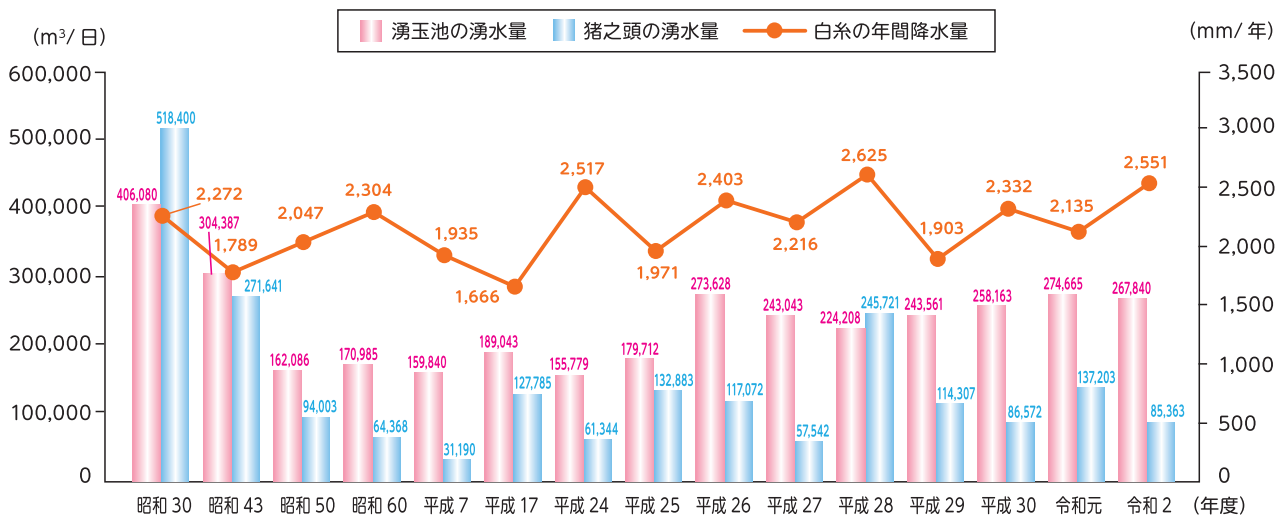
基本構想

資料編



湧玉池・神田川一斉清掃

湧水量及び年間降水量



みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
伐採地への広葉樹の植樹を進めます。	25.1ha	28.8ha →	35.1ha
森林の間伐実施面積を増やします。	2,616ha	4,271ha →	6,026ha

主要な事業

事業名	事業内容
地下水保全対策事業	地下水位・湧水量調査など
広葉樹育苗・植樹事業	富士山自生広葉樹の育苗、広葉樹の植樹、植樹地の管理
環境監視測定事業	水質や大気環境等の調査及び測定

政策

6

安全な水で清潔・快適なまち

(上下水道)

序論

後期基本計画

SDGs への貢献



基本方針

富士山からの豊富な地下水の清廉さを維持し、安全で安定した水の供給に努めます。また、河川水質を保全するために、下水道施設の計画的な施設整備や水洗化を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置促進等を徹底し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

施策の内容

施策 1 生活用水の安定した供給

(1) 上水道の整備・充実

○水道施設や水道管の耐震化及び新水源の開発を推進し、安定した供給に努めます。

(2) 民営簡易水道等の整備補助・指導

○民営の簡易水道などの施設更新に対して、補助・指導を行います。

(3) 専用水道等の指導・技術支援

○民間の専用水道などに対して、運営状況や衛生面についての指導・技術支援を行います。

施策 2 公共下水道事業（污水）の推進

(1) 整備計画の推進

○公共下水道事業に対する意識の高揚に努めながら、公共下水道事業基本計画に基づき推進します。

(2) 浄化センターの効率的な運営

○下水道ストックマネジメント計画に基づく設備の更新を行い、浄化センターの機能維持に努めます。

○衛生プラントとの効率的な共同処理について検討します。

(3) 下水汚泥の資源化の推進

○下水処理により発生する汚泥について、引き続き焼成セメント・肥料等への資源化を行うとともに、民間活力を活用した再生エネルギー化について検討します。

(4) 水洗化の推進

○広報や戸別訪問などを通じて、水洗化を推進します。

基本構想

資料編

(5) 下水道管渠の長寿命化の推進

○下水道ストックマネジメント計画に基づいた点検・調査の結果を踏まえ、修繕改築の優先順位や対策を検討します。

施策3 生活排水対策の推進

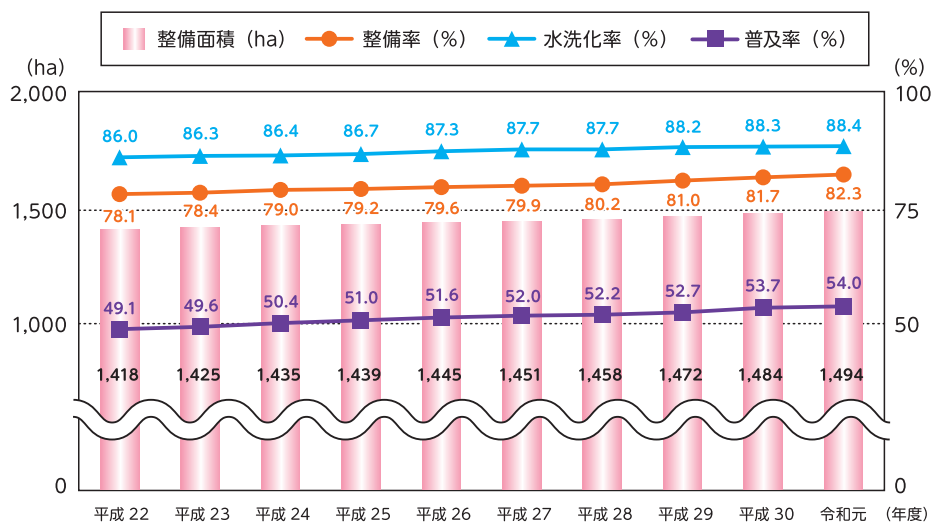
(1) 生活排水処理基本計画の推進

○総合的かつ計画的な排水処理を図るため、進捗状況を見極め、推進します。

(2) 合併処理浄化槽の設置の促進

(「生活環境」(53 ページ) の項 参照)

下水道の整備状況



北山浄水場



デザインマンホール
(にじます・さくやちゃん・
逆さ富士)

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
災害に強い水道施設の整備を進めます。 (配水池等の耐震化率)	53.8%	70.7% →	80.0%
下水道の整備を進めます。	1,445ha	1,494ha →	1,555ha
下水道を使用する人を増やします。(水洗化率)	87.3%	88.4% →	89.0%
下水道区域内の河川の水質を良くします。 (BOD※濃度)			
1 神田川 (南神田川橋)	0.5mg/L	0.9mg/L →	0.5mg/L
2 弓沢川 (源道寺小橋)	1.3mg/L	1.3mg/L	1.2mg/L
3 潤井川 (くすの木橋)	1.2mg/L	1.3mg/L	0.7mg/L
下水道区域外の河川の水質を維持します。 (BOD 濃度)			
1 芝川 (横手沢橋)	1.1mg/L	0.8mg/L →	0.8mg/L
2 潤井川上流 (狩宿橋)	1.2mg/L	1.0mg/L	1.0mg/L
3 芝川 (めんどり橋)	0.5mg/L	0.8mg/L	0.5mg/L

主要な事業

事業名	事業内容
上水道老朽管布設替事業	上水道老朽管の更新整備
水道施設耐震化整備事業	浄水場、配水池、水源などの耐震化
水道水源開発事業	新水源の開発・調査
浄化センター更新事業	設備の更新など
公共下水道管渠長寿命化事業	下水道管渠の点検・調査による修繕改築計画策定



※ BOD ▶ 「Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量)」の略。最も一般的な水質指標の一つであり、水中の有機物が微生物によって酸化されるときに必要な酸素の量を表したものの。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

富士山の麓から創造力と活力がみなぎるまちづくり

富士山からの恵みである豊かな資源を活用した特色ある観光、農林水産業、商工業を創造し、国内はもとより世界の各地から多くの人が集まる元気なまちづくりを進めます。

産業

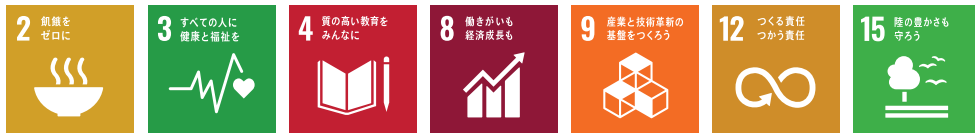
政策

1

富士山と豊かな水に育まれた食のまち

(食)

SDGs への貢献



基本方針

富士山麓の広大な森林・高原や豊富な湧水等の恵まれた自然環境に育まれて生産される、おいしく、安全で特色ある多様な食材の地産地消・地産外消※を進め、農林水産業をはじめとする、観光、商業、工業等の産業振興とともに、心身の健康づくりや食育※を推進します。

施策の内容

施策 1 食の豊富な資源を生かした産業振興

(1) 水を中心とした循環システムの構築

○水を中心とした食・農林水産業・環境・健康の循環を基本に、地域資源を連携させた産業の振興を図ります。

(2) 食関連産業の振興

○豊富な食資源を活用することにより、国内外の販路拡大を推進し、産業振興を図ります。

(3) 新しい農業の振興

○若者をはじめとした新規就農者を確保するため、地域の伝統を継承するとともに、新しい農業や6次産業化などを積極的に進めます。

(4) 食と観光の連携

○世界遺産富士山とその構成資産などの魅力ある観光と豊富な食の連携により、国内外からの誘客を推進します。

施策2 食のネットワーク化による経済の活性化**(1) 生産・加工・流通・消費システムの確立**

○食に関連する生産者、食関連産業、宿泊施設、飲食店などとのネットワークを拡大し、生産・加工・流通・消費システムの確立を目指します。

(2) 農林水産業と商工業との連携

○農林水産業と商工業との連携を図ることにより、地産地消や特産品の開発を推進し、経済を活性化させます。

(3) 研究企業とのネットワーク化

○民・産・学・官のネットワーク化とともに、食・健康・医療関連企業との連携を図ることにより、企業等の誘致につなげます。

(4) 大学や研究機関、自治体等との連携

- 大学や研究機関などと連携し、食と農についての学術的な研究・提案を行い、科学的な根拠を加えた地域ブランドの確立に努めます。
- 食のネットワークを活用し、各種イベントを開催及び参加することで、関係機関と連携の強化を図ります。

施策3 食と環境の調和による安全・安心な食生活**(1) 食の安全性の向上**

○減農薬、減化学肥料等の環境に配慮した栽培や生産を推進し、食の安全性の確立を図ります。

(2) 循環型システムの確立と環境学習の推進

- 地域環境の保全に取り組むため、循環型システムの確立を図ります。
- 食品ロスをはじめ、食を通じた環境学習を推進します。

施策4 「地食健身※」「食育」による健康づくり**(1) 地食健身の推進**

- 地元のものを食べることにより健やかな心身を作るため、安全で安心な地場製品の安定的な供給と消費を図ります。
- 学校などの教育機関と連携し、地場産品を活用した講座等を行うことで、学童期から地場産品への理解を深めます。
- 保育園・学校給食に地場産品を積極的に取り入れ、地域の食材についての情報発信を行います。

(2) 生涯食育の推進

- 各年代向けに料理教室や食育講座を実施し、ライフステージごとの生涯食育を推進します。
- 家族や仲間と食卓を囲む共食の良さを広めるため、「食卓の日」を推進し、心身の健康増進を図ります。
- 生活習慣病*の予防など健康づくりを進めるため、望ましい食生活の啓発に努めます。
- 郷土料理や家庭料理の普及・定着を図ることにより、伝統的な食文化を次世代へ引き継ぎ、食を大切にする心を育みます。

施策5 食の情報発信による富士宮ブランドの確立



(1) 水による付加価値の向上

- 良質な水とその水を育む環境を積極的に情報発信し、付加価値の高い農林水産物の創出を図ります。

(2) ブランド化と観光交流人口の増加

- 日本酒や農畜産物、ニジマス、ジビエ（野生鳥獣肉）などの地場産品に、ストーリー性や付加価値を付けて全国に情報発信することでブランド力を上げ、観光交流人口の増加につなげていきます。
- 観光客に向けて富士宮の地域食材の情報を発信し、地域全体のブランド化を図ります。
- 食の情報発信やブランド化など、ソフト面に特化した人材育成に取り組みます。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
食育に関心のある人の割合を増やします。	62.2%	74.1% 	80.0%
新規の特産品開発数を増やします。(累計数)	—	2 件 	12 件

主要な事業

事業名	事業内容
食のまちづくり推進事業	フードバレースマートフォンサイトによる情報発信ほか
6次産業化推進事業	産業の組合せによる6次産業化の推進
市内ブルワリー PR 促進事業	日本酒、ビール、ワインなど市内に醸造所を有する事業者の PR 支援



富士宮市9蔵の酒



田んぼの学校



にじます



フードバレー 15周年記念祭 (2019年)



学校給食で提供される富士宮産の牛乳

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

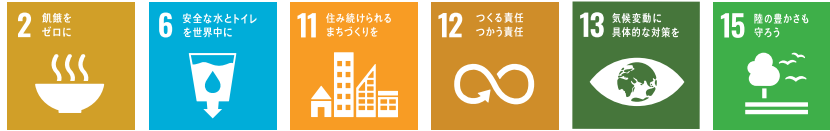


- ※ **地産外消** ▶ 地域で生産された農林水産物などを、都市部などの他の地域で消費すること。
- ※ **食育** ▶ 様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
- ※ **地食健身** ▶ その土地で採れたものを食べ、心身ともに健やかになること。
- ※ **生活習慣病** ▶ 食事や運動、ストレス、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に深く関与する病気の総称をいう。

美しい富士山と農林水産業が共存するまち

(農林水産業)

SDGs への貢献



基本方針

担い手の育成や基盤整備の促進に努めるとともに、農地の保全と耕作放棄地の解消を図るため、鳥獣被害防止対策や新規就農者の支援のほか、農地所有適格法人等企業の農業参入について検討します。また、安全で安心な付加価値の高い農林水産物の生産を推進してブランド化を図るなど、農林水産業の振興に努めます。

施策の内容

施策1 農業の振興

(1) 経営基盤の強化

- 認定農業者を中心とした担い手や農業生産組織の育成・強化と農地の流動化による農地の集積・集約化と遊休農地の解消を図るなど農業経営基盤の強化を進めます。
- 経営継承や認定新規就農者への農地の斡旋などの支援を進め、担い手の確保・育成に努めます。
- 茶園からその他の作物への作物転換を支援します。

(2) 生産基盤の整備の促進と保全

- 農業生産性の向上や集落の総合的な居住環境の整備を図るため、土地改良事業及び農道や用排水路の改良整備など優良農地の整備・保全に努めます。
- 農業の近代化を図るため、農業施設の整備を支援します。
- スマート農業を総合的に推進するため、先端技術の現場への導入・実証や環境整備等の取組を支援します。

(3) 次世代につなぐ身近な農業への意識の高揚

- 耕作放棄地の解消を図れるよう、農地を取得しやすくし、新たに農業に関心を持つ人を増やすことで、農業を身近な存在に感じることができるよう努めます。
- 身近に農業と触れ合えるよう、市民農園の整備・開設を促進します。

(4) 販売の強化・消費の拡大

- 地域特産品を観光や商業などと連携しながら広く紹介するなど販売の強化に努めます。
- 農業祭などのイベントにより、消費者との交流を通じた農産物の販売の促進に努めます。
- 消費者の安全・安心志向に的確に応えることができるよう、本市の農産物を材料とした優良な加工品を研究開発することにより、地域特産品のブランド化を進め、消費の拡大に努めます。

施策2 畜産の振興

(1) 生産基盤の整備と経営の安定化

- 畜産農家をはじめ、畜産支援団体や地域の関係者と連携・協力して、地域全体で畜産の収益性を向上させるための取組を推進します。
- 未利用となっている牧草地や畜舎等の経営資源を、新たな担い手が継承するための制度を推進します。
- 家畜の生産性の向上を図るため、畜舎環境の改善等を推進し、家畜の伝染病予防及びまん延防止に取り組みます。

(2) 地域環境の保全

- 悪臭の軽減、地下水の水質保全を図るため、家畜排せつ物の適正な管理を促進します。
- 良質堆肥生産技術の向上と堆肥の広域流通システムの構築を図り、耕畜連携による資源循環型農業の定着を推進します。

(3) 販売の強化・消費の拡大

- 市民や観光客が畜産に親しみ、理解を深める機会として酪農体験や観光・商業などと連携したイベントを通してPRすることで、消費の拡大を推進します。
- 畜産農家が安全・安心な畜産物を生産できるよう支援し、高品質・高付加価値なブランド力が高まる取組を推進します。

施策3 林業の振興

(1) 経営の改善

- 小規模な森林所有者の森林を集積し、一体施業による収益性の向上を図ります。
- 富士ヒノキ*の安定的な供給を通じて、収益の確保に取り組みます。

(2) 森林整備の推進

- 森林経営計画の事業区域の拡大を支援し、効率的な森林整備を促進します。
- 手入れがされず放置されている森林に対して、森林環境譲与税などを活用し、地域の特色ある森林育成を推進します。
- 良好な森林環境の創出や保全を推進するため、林道施設の計画的な改修と維持管理に努めます。
- 森林認証を取得した森林面積の拡大を促進し、持続可能な森林資源の保全に努めます。

(3) 森林の多目的機能の発揮

- 森林空間を活用したキャンプや散策などの保健休養活動を推進します。
- 水源かん養能力や生物多様性の保全などの森林の公益的な機能の発揮を目指し、間伐などの森林整備を推進します。

施策4 養鱒業の振興

(1) 消費の拡大

- 市の魚「にじます」を観光や商業などと連携しながら広く宣伝するとともに、富士宮産にじますの独自の価値を発信し、ブランド化を促進します。

(2) 経営基盤の整備

- 養鱒農家が新たな取組や施設整備をするための制度の活用を推進します。

施策5 鳥獣被害防止対策の推進

(1) 捕獲体制の構築

- 鳥獣被害対策実施隊や猟友会の有害鳥獣捕獲活動を推進するとともに、隣接市町・県・国と連携し、地域に生息する有害鳥獣の捕獲を推進します。
- 地域住民に有害鳥獣の知識を学んでもらい、対象となる鳥獣を実施隊や猟友会とともに地域ぐるみで捕獲できるよう推進します。

(2) 被害防止対策の強化

- 被害状況や効果的な被害防止方法の情報交換など、県市町域を超えた周辺地域との連携を促進します。
- 有害鳥獣被害防止設備の設置をする費用の助成を継続的に行うとともに、その周知を図ります。
- 地域における技術指導者の育成や、研修会等による地域住民に対する啓発を図ります。

(3) 捕獲鳥獣の活用

- 捕獲動物を資源として生かすため、処理加工施設の稼働率の向上を図ります。

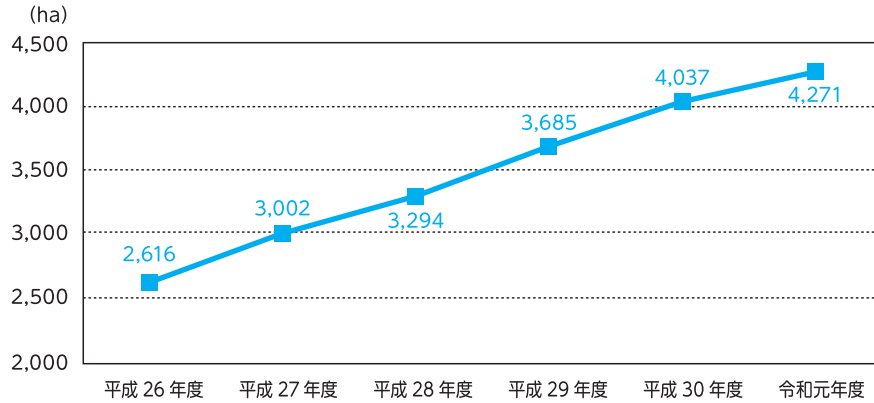


朝霧高原



スマート農業（ドローンの活用）

森林間伐実施面積



みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
認定新規就農者を増やします。(累計認定件数)	3 件	20 件 →	34 件
認定農業者を維持します。	181 人	156 人 →	156 人
畜産堆肥の利用量を増やします。	756t	639t →	1,350t
森林の間伐実施面積を増やします。	2,616ha	4,271ha →	6,026ha
ニジマスの出荷額を維持します。	3.5 億円	3.6 億円 →	3.6 億円
野生鳥獣による農作物の被害金額を減らします。	1,258 万円	765 万円 →	630 万円
茶園を普通畑に転換します。	0a	701a →	1,700a

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

主要な事業

事業名	事業内容
茶園転換支援事業	畑に転換する茶農家への助成
富士ヒノキの家宮クーポン事業	富士ヒノキを使用した新築住宅への助成
林道整備事業	林道天子ヶ岳線新設工事（県営）、林道入山線整備工事（市単独）ほか
鳥獣害防止対策事業	鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動など
森林環境整備事業	地域の特色ある森林育成の推進
遊休農地対策事業	農地取得面積の緩和など
農地中間管理事業	農地の中間的受け皿（農地中間管理機構）による農地の集積と集約化の推進
茶園集積推進事業	農地中間管理事業を活用した茶園の集積に対する助成
担い手育成支援事業	農業の担い手として経営発展の取組を行う認定農業者等に対する支援
県営土地改良事業	農地、農道、用排水路、集落道などの生産基盤整備
スマート農業推進事業	農地への先端技術の導入及び実証に対する支援
農畜産物消費拡大事業	イベント開催等を通しての農畜産物の販売促進
畜産クラスター事業	家畜糞尿処理を効率的に進める機械及び施設整備に対する支援
畜産堆肥利用促進事業	市内畜産農家が生産した堆肥を利用する認定農業者等に対する助成
家畜防疫事業	家畜の伝染病の予防や飼育環境の整備等に対する支援



※ 富士ヒノキ ▶富士山南麓で植栽されているヒノキのこと。

政策
3**人と地域を生かした創造性豊かな産業のまち (工業)**

序論

後期基本計画

SDGs への貢献

**基本方針**

特色ある産業基盤の構築を図るため、地域ブランドを発信する食品、医療、環境等の産業の誘致や留置を積極的に行うとともに、中小企業の支援のため、創造的人材の育成強化、知的財産*の保護及び活用の推進に努めます。

施策の内容**施策1 産業基盤の強化****(1) 優良・成長産業の集積**

- 富士山からの良質な伏流水や豊かな自然など、地域の特性を生かした産業の創出や新たな工業用地の確保に努めます。
- 既存の企業の操業環境の改善や成長分野の企業誘致等を推進します。
- 市域経済の実態把握に努め、課題解決や活性化に必要となる支援を行います。

(2) 多彩な連携関係の構築と展開

- 次世代産業等への展開に向け、専門知識を有する支援機関等との連携を図ります。
- 関係機関との連携を強化し、市内企業の新技術・新製品の開発や高付加価値化を支援します。

施策2 地域産業の振興**(1) 経営基盤の強化**

- 地域や企業における人材の育成を進めるとともに、設備投資による生産性の向上や労働環境の向上を支援します。
- 中小企業、経済団体、金融機関等との連携を強化し、経営革新、事業拡大等の市内企業の抱える経営上の課題解決を支援します。
- 不確実性への備えとして、市内企業の事業の継続性の確保、新たな常態への対応を支援します。
- ビジネスコーディネーターによる相談支援を実施し経営基盤の強化につなげます。

基本構想

資料編

(2) 知的財産の保護及び活用

- 中小企業が有する革新的な技術を知的財産として保護し、活用を促進するため、知的財産権の取得に要する費用の一部助成を行います。また、弁理士相談やセミナーなどの実施により、中小企業者の経営戦略を支援します。
- 多彩な連携を柱に、大企業の開放特許と中小企業の技術力をマッチングし、自社製品の開発に結びつけるなど、顔の見えるネットワークで「大企業と中小企業」「中小企業と中小企業」をつなぐ異業種交流を進めます。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
製造品出荷額を増やします。	7,750 億円	9,391 億円 →	1 兆円
知的財産権の取得・活用を目指す事業者を増やします。(相談受付件数)	20 件	31 件 →	36 件

主要な事業

事業名	事業内容
企業立地推進事業	市域産業の活性化、新たな工業用地の確保、企業の誘致・留置など
中小企業振興事業	中小企業振興懇話会など
中小企業総合支援事業	ビジネスコネクトふじのみや※ビジネスコーディネーターによる総合相談・課題解決、知的財産権の取得に係る費用の助成、弁理士相談、創業支援など



北山工業団地



※ 知的財産

▶発明や創作によって生み出されたものを、発明者の財産として一定の期間保護する権利のこと。

※ ビジネスコネクトふじのみや

▶富士宮市・富士宮商工会議所・芝川商工会・富士宮信用金庫の4者連携による、事業者やこれから事業者になろうと思っている人たちのための総合相談事業のこと。

政策
4**元気あり、笑顔あり、人が交わるにぎわいのまち（商業）****SDGs への貢献****基本方針**

商業の振興を図るため、小売業、サービス業等の経営基盤の強化を支援します。また、中心商店街において、商品力・販売力・個店魅力を向上させ、富士山本宮浅間大社、富士山世界遺産センターを中心に、にぎわいのあるまちづくりを進めます。

施策の内容**施策1 経営基盤の強化****(1) 魅力ある商品の開発・ブランド化・販路拡大**

○中小企業者が生産する製品等が多くの消費者に認識されるように、オリジナル商品の開発、地域産品のブランド化、イベント・物産展参加への支援により、魅力ある新製品の創出と販路拡大を図ります。

(2) 多彩な連携関係の構築と展開

- 事業者及び創業者支援を目的として、ビジネスコネクトふじのみやを核に商工業団体や金融機関等の連携強化を図ります。
- 事業者と連携した事業を実施することにより、地域経済の活性化、並びに市内消費の喚起につなげます。

(3) 制度融資の充実

○小口資金・短期経営改善資金、小規模事業者経営改善資金及び富士宮市経済変動対策貸付資金の融資利子補給制度を実施するとともに、融資の相談窓口となる金融機関と連携した支援を行うことで中小企業者の資金調達を円滑にし、経営の安定化を図ります。

施策2 中心商店街の振興**(1) 中心商店街活性化の推進**

- 商店街に新たなスポットを創造し、富士山本宮浅間大社、富士山世界遺産センターを中心としたにぎわいづくりを図るため、関係組織と一体となり商店街に出店する事業者を支援します。
- 商店街が主催するイベントに対する助成を実施することにより、商店街全体の活性化を図ります。

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

(2) 中心市街地の整備

(「市街地整備」(112 ページ) の項 参照)

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
市内の商品販売額を維持します。 (市内年間商品販売額)	1,103 億円	1,131 億円 →	1,131 億円
中心商店街の営業店舗を増やします。 (営業店舗率)	71.4%	70.3% →	71.4%

主要な事業

事業名	事業内容
中小企業総合支援事業	ビジネスコネクトふじのみやビジネスコーディネーターによる総合相談・課題解決、創業支援事業計画に基づく起業に向けた支援など
中小企業対策事業	小口資金・短期経営改善資金、小規模事業者経営改善資金及び富士宮市経済変動対策貸付資金の借入金の利子補給
商工業振興事業 (商店街活性化事業・空き店舗等対策事業)	商店街イベントなどに対する助成、商店街の空き店舗等出店者に対する創業支援
住宅リフォーム・宮クーポン事業	住宅関連事業を中心とした地域経済の活性化と市民の住環境の改善対策



ビジネスコネクトふじのみや



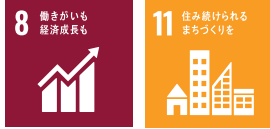
宮町まつり

政策
5**訪れる人に感動を与えるおもてなしのまち (観光)**

序論

後期基本計画

SDGs への貢献

**基本方針**

富士山を生かした新たな観光企画づくりに努め、ソーシャルネットワーキングサービス*を活用した広報・宣伝活動を展開します。また、イベントや体験型観光を生かし、国内外から観光客の誘客を図ります。

施策の内容**施策1 観光基盤の整備****(1) 観光資源の発掘と観光振興の充実**

- 白糸の滝や朝霧高原など、地域にあるあらゆる資源を活用し、景観や体験を生かした観光振興を図ります。
- 広域観光団体と連携し、デスクティネーション・マネジメント機能を推進します。
- 観光客への案内サインを適切に管理するとともに、ガイド機能の充実を図ります。

(2) 市内を回遊できる二次交通の充実

- 国道139号の移動を中心とした公共交通を充実します。
- 富士山静岡空港、新幹線新富士駅、富士宮駅から市内観光地へのアクセスを充実します。

(3) 宿泊施設等の充実

- ホテル誘致やキャンプ場等の設置の推進などにより、国内外からの観光客が滞在できる環境整備を図るとともに、多くの集客交流が見込まれる場の確保に向けた検討を進めます。

(4) 観光拠点・施設の充実と整備

- 芝川地区の地域振興と観光施設等の整備を図ります。
- 田貫湖キャンプ場の整備や観光案内表示などの充実を図ります。
- 朝霧高原エリアの新たな観光拠点として、静岡県猪之頭公園の整備を推進します。
- 富士山富士宮口五合目の安全性や利便性の向上を図るため、来訪者施設の整備を推進します。

基本構想

資料編

施策2 観光誘客の推進

(1) 国際化と情報発信機能の強化

- SNS 等を活用して国内外への観光 PR を展開します。
- 観光客の特徴を捉え、ターゲットに合った情報発信技術を高めます。
- 広域観光団体との連携を強化し、国内外に向けたセールス活動を展開します。

(2) 新たな観光スタイルの構築と特産品やイベントを生かした誘客活動

- 魅力ある観光資源、特産品やイベントの魅力を伝え、更なる誘客を図ります。
- 地域の自然環境と歴史・文化の魅力を生かした様々な体験型観光を結び付け、長期滞在型の観光誘客を図ります。

(3) 富士山世界遺産センターと富士山本宮浅間大社を生かしたまちなかエリアの誘客

- まちなかの回遊性を高め、観光客が長時間滞在するための取組を図ります。

(4) 観光客のリスクマネジメント

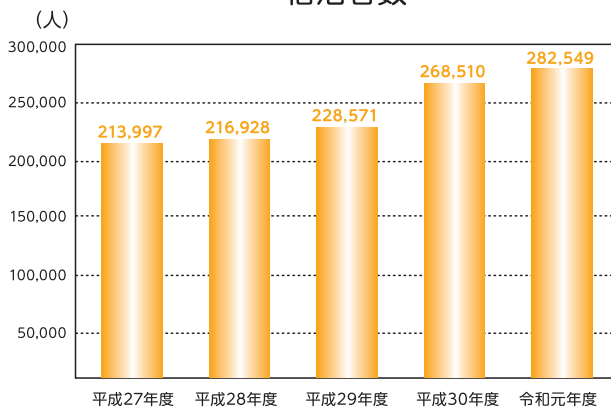
- 国や県と連携し、富士山防災対策に取り組むとともに、台風、地震、土砂災害等への対応を図ります。

施策3 サイクルツーリズムの推進

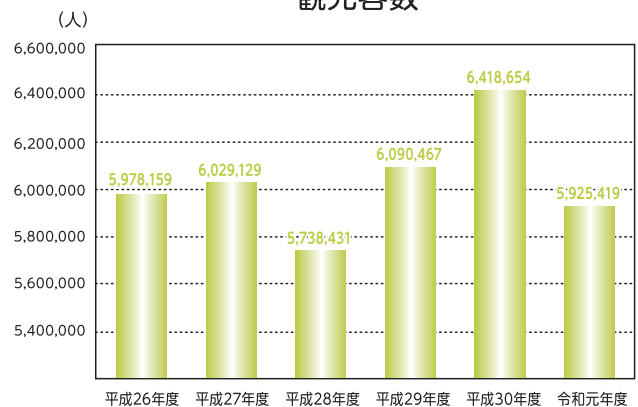
(1) サイクリングによる観光客の誘客

- 富士宮市自転車活用推進計画に基づき、サイクリングルートを整備や自転車を活用した観光誘客に取り組みます。

宿泊者数



観光客数



みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
宿泊者を増やします。	19 万人	28 万人 →	32 万人
観光客を増やします。	598 万人	593 万人 →	666 万人

主要な事業

事業名	事業内容
観光誘客活動事業	モニターツアーや誘客活動、受入環境の整備、ターゲットにあった情報発信技術の向上
田貫湖キャンプ場北サイト整備事業	田貫湖キャンプ場北サイトの環境整備
世界遺産のまちづくり整備基本構想・案内サイン等整備事業	ガイド機能の充実、案内サインの充実
宿泊施設等誘致事業	ホテル誘致及びキャンプ場等の設置の推進
E-BIKE を活用した観光誘客事業	E-BIKE を活用した新たな観光客の誘客、回遊の創出



田貫湖キャンプ場



E-BIKE によるサイクリング



富士宮まつり



富士登山



※ ソーシャルネットワーキングサービス

- ▶ 「Social Networking Service (コミュニティ型 Web サイト)」略して SNS と表し、インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。Facebook や Twitter などその代表的なサービス。本文中では SNS と表記する。

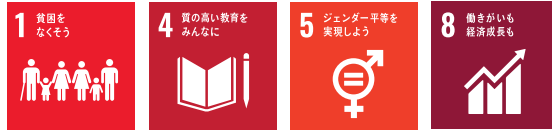
序論

後期基本計画

基本構想

資料編

SDGs への貢献



基本方針

勤労者の福利厚生の充実及び労働環境の改善のため、融資制度を通じて、勤労者の生活を支援します。また、すべての勤労者が安心して働けるように、就業の場の確保と安定した質の高い雇用の創出に努めます。

施策の内容

施策1 魅力的な就労環境の創出

(1) 勤労者福祉の充実

○中小企業の福利厚生の実施を支援するとともに、融資制度等を通じて勤労者の安定的な生活を支援します。

(2) 労働環境の改善

○市内企業におけるワーク・ライフ・バランス※を推進し、誰もがいきいきと働くことができる環境整備に努めます。

○ハローワーク等の関係機関との連携を強化し、労働者の待遇改善を支援します。

施策2 地域に根ざした人材の確保

(1) 就業機会の拡大

○地域資源を活用した雇用環境の創出に努めます。

○地域の元気な企業の情報を幅広い世代にアピールするとともに、首都圏などからのUIJ ターン希望者への就業を支援します。

○企業ガイダンスや就職セミナー等を実施し、就業機会の拡大に努めます。

○ものづくり人材や技能労働者の豊富な経験や知識を次世代に承継し、地域産業の底上げに活用する機運の醸成に努めます。

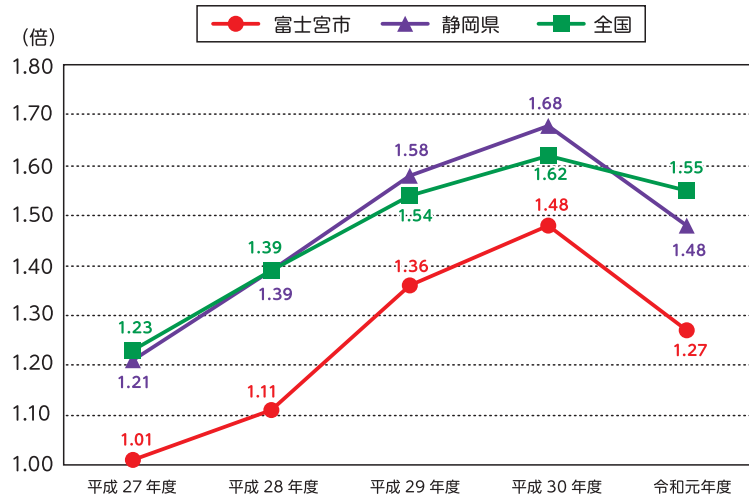
(2) 雇用環境の整備

○成長分野の企業誘致や地域産業の活性化等を推進し、就業の場の拡大に努めます。

○新たな常態における働き方として、サテライトオフィスやワーケーションの推進などテレワーク等の活用を図ります。

○外国人を含む多様な人材と企業のニーズに応じた就労環境の整備を図ります。

有効求人倍率



みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
市内で働く勤労者を増やします。(製造業)	19,212 人	19,801 人	21,000 人

主要な事業

事業名	事業内容
勤労者福祉事業	勤労者のための住宅融資、生活融資、教育融資など
UIJ ターン者就業支援事業	企業ガイダンス、企業紹介ガイドブック、UIJ ターン就業希望者への情報発信など



企業説明会



※ **ワーク・ライフ・バランス** ▶ 仕事と生活の調和。やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できること。

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

みんなの幸せと潤いを創出するまちづくり

生涯を通じて、切れ目のない支援体制の充実と住民主体による地域の充実により、誰もが幸せと潤いを感じて暮らせるまちづくりを進めます。

政策

1

子どもと親の笑顔があふれるまち

(子育て)

SDGs への貢献



基本方針

すべての子どもが笑顔で成長し、すべての家庭で育てる喜びを感じながら安心して子育てができるよう、子育て支援施策の充実を図ります。また、身体に障がいがある子ども、発達が気になる子ども一人ひとりに応じた療育を行うなど、成長に応じて様々な機関と連携を図り、切れ目のない支援に努めます。

施策の内容

施策 1 地域における子育て・子育ての支援

(1) 地域連携による支援

- 市民と連携し、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター※などの地域子育て支援事業の提供体制の充実を図ります。
- 富士宮市社会福祉協議会が進める子育て支援拠点（子育てサロン※）を支援し、その充実を図ります。
- 校区に放課後児童クラブがない小学校の児童について、児童クラブへの通所を支援します。

(2) 子どもの居場所の充実

- 子どもが安全に遊べるよう、公園・児童遊園に設置する遊具等の適切な維持・管理に努めます。
- 公立保育園の園庭を開放し、未就園児の安全な遊び場の確保とその親が気軽に子育ての相談ができるような環境づくりに努めます。
- 児童館を拠点に、公共施設の整備に合わせて、遊び場の確保と子どもが集える環境整備に努め、地域や関係団体と連携し、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを目指します。

施策2 良質な保育・教育の提供

(1) 保育・就学前教育の体制確保

- 幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であるため、保育園、認定こども園※、小規模保育所※、幼稚園等において子どもの発達に応じた質の高い保育や教育を提供します。
- 保育園舎などの整備について、改築、改修などの緊急性や必要性を整理し、計画的に施設整備を進めます。

(2) 保育・就学前教育の推進

- 幼児期における保育・教育は、豊かな感性や自主性を育てる大切な役割があることから、子どもの健やかな育ちにつながるきめ細やかで質の高い保育・教育を推進します。
- 延長保育、一時預かり保育、休日保育、病児・病後児保育などのサービスを充実させることにより、子育てと仕事が両立できる環境を整備します。

施策3 配慮が必要な児童・家庭の支援

(1) 児童虐待防止対策の推進

- 要保護児童対策地域協議会を中心に連携を密に取りながら、ハイリスク家庭の早期発見、早期対応を行い重篤化しないよう、児童虐待の防止に努めます。
- 虐待のない社会を目指していくため、11月の児童虐待防止月間にオレンジリボン運動を実施するなど、虐待防止の啓発に努めます。

(2) 発達が気になる子の療育支援

- 発育や発達が気になる子の早期発見に努め、療育支援につながるよう関係機関との連携を図ります。
- 就学前の子どもの発達を支援するため、療育支援体制の充実を図り、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援に努めます。

施策4 経済的な支援の充実

(1) 子育て家庭への経済的な支援の充実

- 児童手当の支給、子ども医療費の助成、教育・保育施設等の利用料の無償化等により、子育てに伴う家計負担の軽減を図ります。
- 小・中学校の就学援助制度、各種奨学金制度の活用により、生活に困窮する子育て世帯への経済的な支援を行います。

(2) ひとり親家庭の自立の支援

- ひとり親家庭の児童扶養手当や母子家庭等自立支援給付金等の支給により、生活の安定と自立に向けた支援を行います。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
教育・保育の認可施設における利用定員を増やします。	3,866 人	4,715 人 →	4,747 人
児童虐待防止支援の充実を図ります。 (延べ相談件数)	260 件	213 件 →	280 件

主要な事業

事業名	事業内容
放課後児童健全育成事業	放課後の児童の健全育成（放課後児童クラブ）
民間保育所施設整備補助事業	民間保育所施設の整備に対する助成
子ども医療費助成事業	18 歳までの医療費に対する助成
早期療育事業	幼稚園や保育園などの関係機関との連携による支援
家庭児童相談事業	要保護児童対策地域協議会との連携による支援、児童虐待の予防・防止
小規模校児童放課後活動支援事業	校区に放課後児童クラブがない児童の保護者に対しての、通所に係る交通費の助成
児童館事業	児童の「居場所・遊び場」の拠点施設としての児童館の整備・運営
病児・病後児保育事業	病気療養中から回復期にある小学校 3 年生までの児童の専用保育室での受入
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭もしくは両親のいずれかが重度の障害にある世帯などに対する助成



- ※ ファミリー・サポート・センター ▶ 仕事と育児の両立支援のため、子育てを手助けしてほしい人とお手伝いしたい人が、会員として登録し、育児サービスの活動を支援する会員組織のこと。
- ※ 子育てサロン ▶ 地域の集会所などの身近な場所において、子育て中の親同士が気軽に集い、仲間づくりや情報交換を行える場のこと。
- ※ 認定こども園 ▶ 保護者の就労の有無にかかわらず、教育・保育を一体的に行うことができ、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設のこと。
- ※ 小規模保育所 ▶ 0～3 歳未満児を対象に、少人数で行う保育事業所のこと。

政策
2ともに助け合い誰もが健康で安心して暮らせるまち
(健康づくり)

SDGs への貢献



基本方針

市民一人ひとりの健康意識を高め、生涯にわたり心身ともに健康でいきいきとした生活が送れるよう、健康づくり施策の推進と、地域で健康づくりを担う人づくり、地域のコミュニティを生かした支援体制の充実に努めます。

施策の内容

施策1 健康づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

- 妊娠・出産・乳幼児期から高齢期に至る各世代の健康課題に対応した保健事業に積極的に取り組みます。
- 生活習慣の重要性の啓発と健康教育・健康相談等の充実に図り、一人ひとりの健康増進の支援に取り組みます。
- こころの健康づくりとして、予防的視点を持ち、地域や周囲の疾病理解、見守りを中心とした啓発活動、早期発見・早期治療体制の充実に努めます。

(2) 健康づくり組織の育成・支援

- 地域の健康づくりの推進を図るため、保健委員や健康づくりに関わる組織を育成するとともに、地域における健康づくり活動を支援します。
- 地域で活動している組織や団体と連携し、健康づくりを推進します。

(3) 食育の推進

- 生涯にわたって食育に取り組めるよう、家庭・学校・保育所・地域等食に関わる関係者と連携し、食育を推進します。
- 正しい食生活への支援に取り組み、生活習慣病の予防や健康増進の推進に努めます。

(4) 保健・医療・福祉の連携の強化

- 病院連携や病診連携、医療・介護連携等の原点となる「かかりつけ医[※]」を持つよう啓発活動に努めます。
- 保健・医療・福祉計画策定推進委員会等により、各分野相互の連携を図ります。

施策2 保健・予防の推進

(1) 母子保健の充実

- 子育て世代包括支援センターを核に、切れ目のない妊娠・出産・子育て支援の一層の充実を図るよう、継続した支援に努めます。
- 安心して子育てできるような地域づくりを推進し、子育てに不安を持つ保護者や社会から孤立しがちな保護者の支援に努めます。
- 児童虐待予防のため、地域や関係機関と連携を強化し、特定妊婦や乳幼児健診未受診者等の早期支援に努めます。
- 関係機関との連携により、発育や発達が気になる子の早期発見と早期療育等の支援に努めます。
- 不妊や不育症に悩む夫婦の治療費助成を行い、経済的な支援に努めます。
- 流産死産経験者に対して、関係機関と連携し、支援に努めます。

(2) 成人保健の充実

- 生活習慣病の発症や重症化予防のため、正しい食生活や運動習慣等生活習慣改善に向けて啓発や保健指導の充実に努めます。
- 各種がん検診や特定健診等の啓発及び体制整備を行うことにより、受診率の向上を図り、早期発見や早期治療・治癒につなげます。

(3) 歯科保健の充実

- むし歯や歯周病等歯科疾患の予防と口腔機能の維持向上に努め、オーラルフレイル※とならないように、生涯を通じた歯と口の健康づくりを支援します。

(4) 介護予防の充実

- 介護予防の趣旨普及を促進するとともに、フレイル※予防のため、高齢者自身による自発的な介護予防への取組や、地域活動への参加につながるよう支援します。
- 要介護状態への移行を予防するために、関係機関や団体と連携し介護予防事業に取り組みます。

(5) 感染症対策の推進

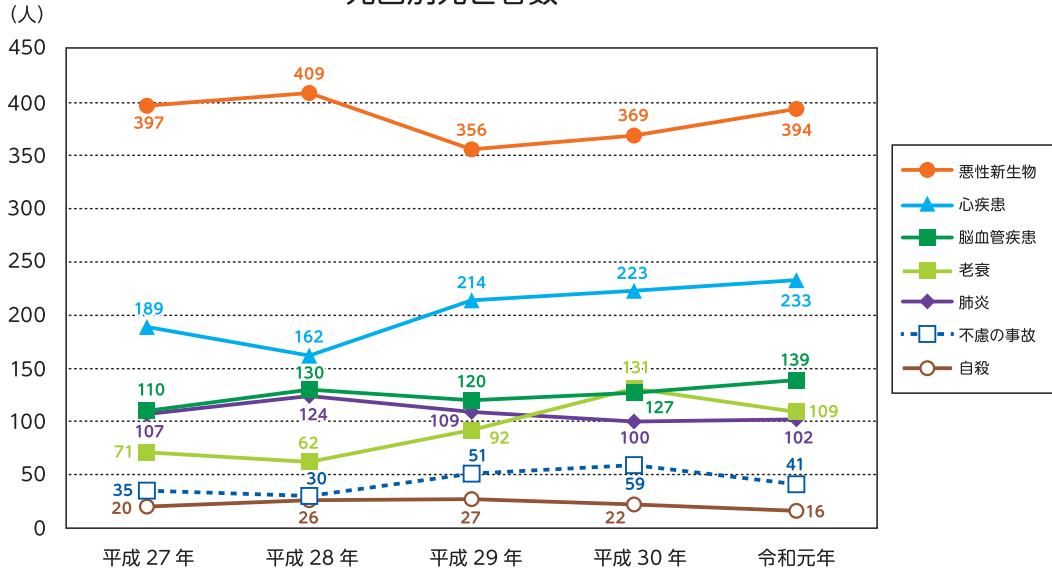
- 予防接種に関する情報を積極的に提供し、感染症の予防対策を推進します。
- 感染症の情報を周知するとともに、感染症予防の啓発に努めます。
- 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等への対策として、保健所等の関係機関との連携強化に努めます。

施策3 自転車を活用した健康づくりの推進

(1) 自転車を活用した健康づくりの推進

- 富士宮市自転車活用推進計画に基づき、自転車による通勤・通学を促進するなど、自転車を活用した健康づくりを推進します。

死因別死亡者数



みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
健康寿命(平均自立期間)を延ばします。	—	男 79.3年 女 83.9年	男 80.5年 女 84.5年

主要な事業

事業名	事業内容
健康増進事業	健康教育・健康相談、ラジオ体操奨励事業に対する助成
母子保健事業	妊産婦等の健康診査、乳幼児健康診査、母子教育・母子相談、不妊・不育症治療費に対する助成
健康診査事業	各種がん検診、骨粗しょう症検診、歯周病検診など
自殺対策事業	市民への自殺防止対策の啓発、相談窓口の周知、ゲートキーパー※養成などによる自殺対策計画の推進
介護予防事業	介護予防の把握、介護予防の普及啓発、地域介護予防活動の支援



- ※ かかりつけ医 ▶ 日常的な診療や健康管理等を行ってくれる、身近で気軽に相談できる医師のこと。
- ※ オーラルフレイル ▶ フレイルの中でも口腔の状態や機能に関すること。
- ※ フレイル ▶ 加齢により心身が老い衰えた状態のこと。対策を行えば、元の健常な状態に戻ることができる。
- ※ ゲートキーパー ▶ 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

地域医療の充実により市民が健康に暮らせるまち

(医療)

SDGs への貢献



基本方針

地域の中核病院として市立病院の機能の整備充実及び災害時に即時対応できる体制整備を進めるとともに、地域の診療所と病院による病診連携の強化を図ります。また、市民の健康と安心して受診できる医療の情報提供を実施します。

施策の内容

施策 1 医療機関の充実

(1) 市立病院の機能の整備・充実

- 地域の中核病院として急性期機能の高度化を図るため、最適な医療機器の整備を推進します。
- より質の高い医療サービスを提供するため、医師や看護師など医療スタッフの確保に努めます。
- 災害拠点病院としての的確に対応できる職員及び DMAT^{*}の育成に努めます。
- 病院機能の充実に向けた取組を進めます。
- 新たな感染症に対応できる体制の整備に努めます。
- 地域包括ケア病棟において、在宅復帰に向けた診療支援等を行います。

(2) 医療機関相互の連携の強化

- 市立病院と近隣病院との病診連携や地域の診療所（かかりつけ医）との病診連携の強化を図ります。

(3) 市立病院の安定した経営基盤の確立

- 将来にわたり安定した経営基盤の確立を図るため、経営戦略会議等で協議・検討した取組を推進し、収入の確保及び支出の削減に努めます。

施策2 地域医療体制の確保

(1) 地域医療体制の確保

○医療機関及び関係団体等との連携を強化し、地域医療環境を守り、支えるための体制づくりに努めます。

(2) 救急医療体制の確保・連携

○市民が安心して救急医療を受けられるよう1次救急医療、2次救急医療の機能強化に努めます。

(3) 保健・医療・福祉の連携の強化

(「健康づくり」(83ページ)の項 参照)

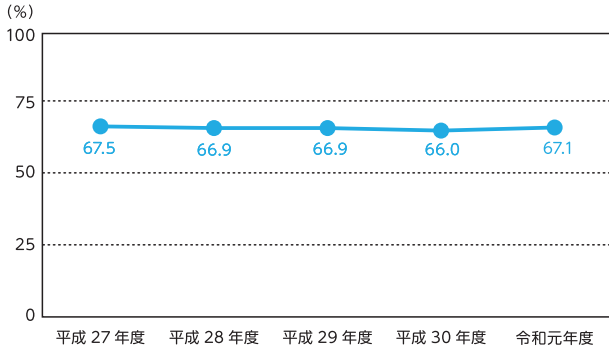
みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
病診連携を進めます。 (診療所等から市立病院への紹介率) (市立病院から診療所等への紹介率)	67.2% 43.7%	67.1% 56.9%	75.0% 60.0%

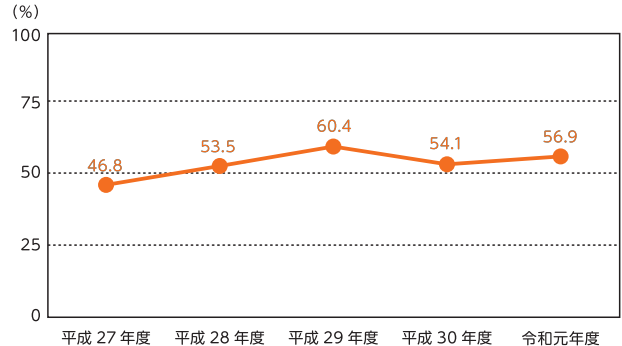
主要な事業

事業名	事業内容
高度医療機器更新等整備事業	市立病院の医療機器の更新
医学生修学資金貸与事業	医学生への修学資金の貸与
看護学生修学資金貸与事業	看護学生への修学資金の貸与

診療所等から市立病院への紹介率



市立病院から診療所等への紹介率



※ DMAT ▶地震などの自然災害や大規模な災害発生時に、災害現場での救命処置や災害拠点病院の支援、重症患者の広域医療搬送などを行う災害派遣医療チームのこと。専門的な訓練を受けた医師・看護師などが、災害発生直後から、負傷者が多数発生する災害現場で、消防や警察、自衛隊などの関係機関と連携しながら、救助活動と並行して医療活動を行う。

SDGs への貢献



基本方針

住み慣れた地域や家庭で誰もが安心して自立した生活ができるよう、地域のネットワークづくり、地域を担う人づくりにより、地域福祉の充実を図るとともに、地域住民、福祉団体等との協働により、住民主体の地域福祉活動を推進します。

施策の内容

施策1 福祉意識の高揚

(1) 福祉意識の高揚

- 福祉教育や学習会などを通じて福祉意識の高揚を図ります。
- 地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会を通して、地域福祉意識の啓発を図ります。

施策2 地域福祉の推進

(1) 地域福祉の推進

- 世代を超えた住民が参加し協力し合う地域づくりができるように、富士宮市社会福祉協議会と協力し、市内各地区において地域福祉活動を主体的に展開する地区社会福祉協議会を支援します。

(2) 地域福祉体制の整備

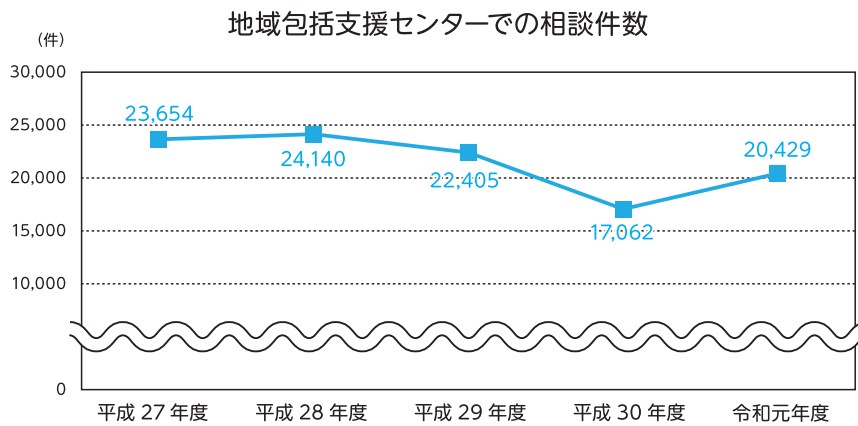
- 地域福祉活動の担い手が増えるよう、自治会などの様々な主体に対し共助の必要性や重要性などの啓発に努めます。
- 災害時要援護者*の支援体制の充実を図ります。
- 地域福祉計画などを通じて、福祉サービスの適切な利用を促進するための総合支援や子どもの育成に係る連携体制の一層の充実を図り、地域共生社会の実現を目指します。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
災害時要援護者支援の理解を高めます。 (説明会受講者数)	140 人	1,638 人 →	2,400 人

主要な事業

事業名	事業内容
社会福祉協議会支援事業	地域福祉推進事業に対する助成
災害時要援護者支援事業	災害時要援護者支援台帳の管理（情報登録、関係機関の情報共有、個別支援プランの作成促進）



シニアクラブの輪投げ大会



認知症パネル展（市役所市民ホール）

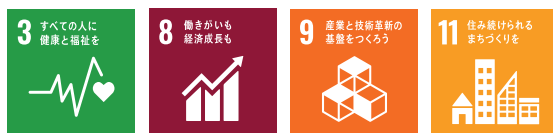


※ 災害時要援護者 ▶ 避難行動や避難現場での生活において、周りの人の手助けなどの支援を必要とする人のこと。

生きがいと尊厳を持って元気に暮らせるまち

(高齢者福祉)

SDGs への貢献



基本方針

高齢者が充実した生活を送ることができるよう、地域活動等の生きがいづくりを推進します。また、その人らしく尊厳を持って元気に暮らせるように、多様な支援やサービスを柔軟に組み合わせた支援体制を整備します。

施策の内容

施策1 生きがい対策の推進

(1) 自立と社会参加の促進

- 保健施策の活用や介護保険サービスの利用により自立した生活を送ることができるよう支援します。
- 高齢者がもつ知識・技術・経験を生かし、地域で活躍できる場と機会を確保します。
- 敬老事業や行事を通して地域における交流や仲間づくりを支援します。
- ふじさんシニアクラブ、シルバー人材センター等の高齢者の活動を支援します。

施策2 福祉サービスの充実

(1) 福祉環境の整備・充実

- 住民に身近な圏域で福祉総合相談を受け止め、増加する一人暮らしの高齢者等が住み慣れた地域で尊厳を持って生活できるよう、複数の地域包括支援センターを設置するとともに、複合化・複雑化した課題に的確に対応するため、関係機関との連携を強化し、包括的に相談を受け止める体制の整備を推進します。
- 介護保険制度や保健施策、インフォーマル活動団体と連携を図りながら、健康的で安心できる地域生活を支援するためのサービス等の充実に努めます。
- 成年後見制度の周知と、市民後見人の育成や活動支援を行いながら、制度利用を推進します。

(2) 地域生活支援体制の推進

- 住み慣れた地域で安心して生活できるよう、民・産・学・官・専門職・専門機関等との規範的統合や連携を推進し、地域包括ケアシステム*を構築します。
- 認知症になっても本人の意志が尊重され、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、認知症サポーター*の養成や支援体制の整備に努めます。
- 様々な生活支援サービスを充実することにより、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、地域の支え合う体制づくりを推進します。

序論

後期基本計画

みんなで目指す目標値

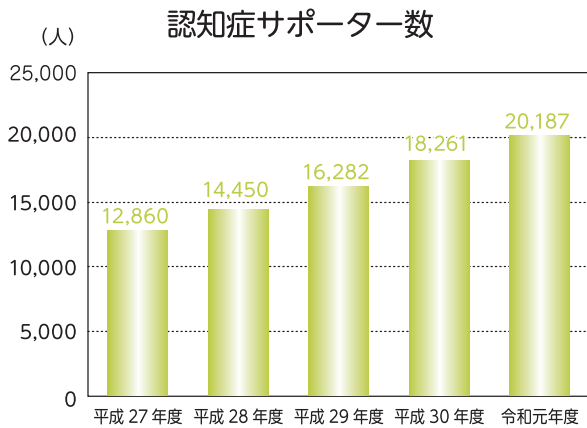
成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
認知症サポーターを養成します。	10,668 人	20,187 人 ➡	26,000 人

主要な事業

事業名	事業内容
地域づくり推進事業	老人クラブ活動の支援など
在宅福祉事業	訪問理美容サービス、ホームセキュリティシステム使用料等の一部に対する助成
地域介護福祉空間整備事業	老人福祉施設整備費への助成
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置・運営
成年後見推進事業	成年後見制度の普及啓発、市民後見人の育成及び活動支援など

基本構想

資料編



認知症サポーター養成講座



- ※ **地域包括ケアシステム** ▶ 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される体制のこと。
- ※ **認知症サポーター** ▶ 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のこと。

自立と社会参加により自分らしく暮らせる 思いやりのまち（障害者福祉）

SDGs への貢献



基本方針

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる社会、当たり前に行ける社会の実現を目指し、身近な場所で質の高い障害福祉サービスが利用できるよう、地域の理解・協力の一層の拡大に努め、更なる地域生活の実現と社会参加を推進します。

施策の内容

施策1 自立生活を支援する環境整備

（1）障がいに対する正しい知識の普及

- 福祉団体や市民と連携し、広報紙等を通じて障がいに対する理解を深めるための啓発活動に努めます。
- 次世代を担う児童・生徒の福祉の心を育むため、福祉教育を推進します。

（2）相談体制の充実

- ライフステージを通じた切れ目のない相談体制を確保し、適切な支援につなげます。

（3）地域生活の場の確保・整備

- 地域で自立した生活ができるよう、グループホーム※等、利用者のニーズに適した生活の場の確保に努めます。

（4）包括的な支援体制の整備

- 保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関との連携により、地域で自立した生活を可能とする支援体制を整備し、生活の質の向上を図ります。

施策2 安心して地域生活を送るための環境整備

（1）障がい特性に応じた適切なサービス提供

- 地域で安心して暮らすことができるよう、訪問系・日中活動系・居住系の各サービスの適切な提供や、補装具の給付などを行います。

（2）人材の育成

- 手話通訳者、点字翻訳者等の養成講座を開催し、情報保障※に努めるとともに、意思の疎通を支援する人材を育成します。

施策3 社会参加を支援する環境整備

(1) 雇用と就労の支援

○公共職業安定所、学校、就労移行型施設、企業等との相互連携体制の充実による雇用の場の確保を図るとともに、就労を支援します。

(2) 社会参加のより一層の推進

○スポーツや文化芸術活動を通じて積極的に社会参加できるよう支援します。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
就労支援施設から一般企業への就職者数を増やします。(累積数)	5人	96人	157人

主要な事業

事業名	事業内容
地域生活支援事業	相談支援、移動支援、日中一時支援、意思疎通支援事業など
障害福祉サービス事業	介護給付、訓練等給付など
地域生活支援拠点整備事業	障がい児者やその家族の緊急時に備えるための体制整備



就労支援施設の製品



障害福祉サービス事業所で包装した再生品
(環境にも人にもやさしい取組)

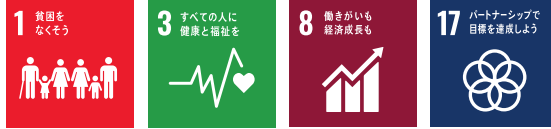


※ **グループホーム** ▶障がい者等が、主に夜間に、相談や日常生活上の援助を受け、共同生活を行う住居のこと。
 ※ **情報保障** ▶身体的なハンディキャップにより情報を収集することが困難な人に対し、代替手段を用いて情報を提供すること。一般的に、聴覚障がい者に対するコミュニケーション支援を指す。

充実した社会保障により安心に暮らせるまち

(社会保障)

SDGs への貢献



基本方針

誰もが安心して生活し、医療・介護保険や要保護世帯への支援等、様々な社会保障制度の充実を図ります。また、公的な制度そのものの理解を進めるための情報提供の方法や相談体制を整え、多世代に対して理解を深めるための取組に努めます。

施策の内容

施策 1 生活困窮者の支援

(1) 要保護世帯の生活の安定

○生活保護制度に沿った適切な支援を行うことにより、要保護世帯の生活の安定と自立を支援します。

(2) 生活困窮者の自立支援

- 生活困窮の原因を分析し、個々の実情に応じた支援プランを作成します。このプランに基づいて、生活困窮者の自立を支援します。
- 8050 問題*を含む「ひきこもり」の相談窓口を周知するとともに、自立に向けて生活困窮者支援事業を活用し、継続的に支援します。

施策 2 国民健康保険の安定運営

(1) 医療費の適正化

○レセプト（診療報酬明細書）の点検の充実、ジェネリック医薬品*の利用促進等を行うことにより、医療費の適正化に努めます。

(2) 健康づくりの推進

○特定健診、特定保健指導の受診率の向上を図るとともに、人間ドックや脳ドックの受診の機会を通じて被保険者の健康の維持増進を図ります。

(3) 標準保険税率の統一に向けた取組

○静岡県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険の安定的な財政運営と市町間における保険料の格差を解消するため、県内市町における標準保険税率の統一に向けて取り組めます。

施策3 後期高齢者医療制度の運用**(1) 後期高齢者医療制度の適切な事務の執行**

○市町事務の適切な執行と、市民への制度の周知及び収納対策に努めます。

(2) 健康づくりの推進

○健康診査等の受診率の向上に努めるとともに、その健診結果をもとに健康課題を把握し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に進め、被保険者の健康の維持増進を図ります。

施策4 国民年金制度の普及・啓発**(1) 広報・相談活動の充実**

○国民年金制度についての情報を提供するとともに、若い世代への保険料の納付相談を通じて、将来の年金受給について理解を深めるための取組に努めます。

施策5 介護保険の安定運営**(1) 介護保険給付の適正化と自立支援**

- 要介護者が必要とする適正な介護サービスの提供を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように介護、医療、生活支援及び介護予防が一体的に提供される体制の実現に努めます。
- 介護予防事業の推進に努めます。
- 市民への制度の周知と安定した介護保険運営のため、収納対策に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
国民健康保険の1人当たりの医療費(増加率)を抑制します。	314千円/人 (平成22~26年度 年間平均増加率 103.6%)	348千円/人 (平成27~令和元年度 年間平均増加率 102.1%)	390千円/人 (1年間の増加率 101.9%以内)

主要な事業

事業名	事業内容
生活困窮者支援事業	自立相談支援、家計改善支援、就労準備支援、子どもの学習・生活支援、一時生活支援など



- ※ 8050問題 ▶ 80代の親が50代の子どもの生活を経済的に支えるという問題のこと。背景にあるのは、長期化している子どもの「ひきこもり」と言われている。
- ※ ジェネリック医薬品 ▶ 医薬品の有効成分そのものに対する特許である物質特許が切れた医薬品を他の製薬会社が製造・供給し、安価で提供できる医薬品のこと。

郷土に学び郷土を愛する心豊かな人を育むまちづくり

世代を超えて郷土の自然、歴史、文化を学び、郷土に愛着を感じ、心豊かな人を育むまちづくりを進めます。



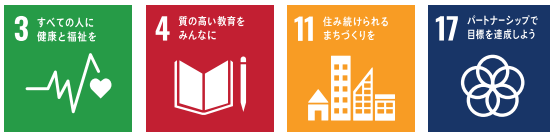
政策

1

誰でも生涯にわたり学習できるまち

(生涯学習)

SDGs への貢献



基本方針

誰もが生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習を続けることができるように学習環境を整備するとともに、学習の成果を生かしたまちづくりを推進します。

施策の内容

施策 1 生涯学習の推進

(1) 世代に応じた学習情報の提供

○自ら学習の機会や場を求めるあらゆる世代の市民に、ICT を活用した学習情報の提供や相談体制を整備します。

(2) 生涯学習活動の啓発

○誰もが充実した人生を送るために、生涯を通じて生活の質を維持、向上させる生涯学習活動を啓発します。

(3) 生涯学習の成果を生かしたまちづくりの推進

○生涯学習を通じて得た知識や技術を地域社会に還元し、互いに学び合いながら学習の成果を地域づくりに生かす基盤を作ります。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
児童・生徒と地域の人と一緒に学びます。 (学校・社会教育融合事業参加者数)	35,610 人	37,282 人 →	37,800 人
地域学校協働活動※を推進します。 (地域学校協働本部設置校数)	5 校	11 校 →	17 校

主要な事業

事業名	事業内容
学校・社会教育融合事業	地域の人材を活用した学習活動の実施
読書と読み聞かせ推進事業	読み聞かせやセミナーの開催など
地域学校協働本部事業※	学習支援や学校周辺環境の整備など

序論
後期基本計画



地域文化をほりおこす市民のつどい



読書と読み聞かせ推進事業

基本構想
資料編



- ※ 地域学校協働活動 ▶ 幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動。
- ※ 地域学校協働本部事業 ▶ 従来の地域と学校の連携体制を基盤として、幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する事業。

SDGs への貢献



基本方針

「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」の育成を目指して、学校・家庭・地域が連携し、教育内容の充実と信頼関係の醸成を図り、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた生きる力を育みます。また、学校の施設・設備の充実と長寿命化を図るとともに、防災・防犯体制を充実させ、安全・安心で快適な教育環境づくりに努めます。

施策の内容

施策1 学校教育の充実

(1) 学校づくりへの支援

- 学校力を高め、子ども一人ひとりの生きる力が育つ学校づくりのために、教職経験年数や職務に応じた各種研修会の実施など、教職員の資質向上に向けて支援します。
- 学校評価を活用し、学校運営の改善及び充実を図ります。
- 一人ひとりの障がいの状態や発達の段階に応じた特別支援教育の充実を図ります。

(2) 確かな学力が育つ授業の充実

- 資質・能力を育む学び合いを大切にした授業の充実を図り、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組みます。
- GIGA スクール構想*による1人1台端末の導入により期待できる「個別最適な学び」と、これまで取り組んできた「協働的な学び」の実現を図ります。
- 自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、郷土愛を育む富士山学習の充実を図ります。
- 小学校教員の英語指導力の向上を図り、子どもが英語に慣れ親しむとともに、主体的に英語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを味わえる授業を推進します。

(3) 人間関係を築き、徳のある人間性とたくましい体を育てる環境づくり

- 富士宮市道徳資料「富士山をこころに」等を活用し、学校の教育活動全体を通して行う道徳教育の充実を図ります。
- 「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止に取り組みます。また、子どもたちの実態を共感的に理解し、不登校の未然防止など適切に支援します。
- 各学校で「不登校初期対応マニュアル」を作成し、組織的に対応します。
- 子どもの体力向上や食の自立、健康教育を推進します。

(4) 学校の安全・安心の一層の推進

- 各学校において、危険を制御し、安全に行動できる危機管理対応能力を培う活動を計画的に実施します。
- 感染症への取組やアレルギー疾患への対応などを通して、子どもの健康保持増進を図ります。

施策2 学校・家庭・地域の連携と協力

(1) 学校・家庭・地域の連携と協力

- 学校・家庭・地域が連携・協力し、社会全体で子どもを支え育んでいく体制づくりを推進します。
- 地域人材の活用、教育活動への参加・協力など、学校・家庭・地域の連携・協力を推進します。

(2) 防災・防犯体制の充実

- 教職員・保護者・地域のボランティア組織による見守り活動、青色回転灯装着車両によるパトロールなどにより、子どもの登下校の安全・安心に関する取組を一層充実させます。また、地域防災訓練への積極的な参加により、地域と密着した実践活動を推進します。
- 危機対応マニュアルを基に、緊急時の学校の役割と対応を保護者や地域に周知し、共通理解を図ります。

施策3 教育環境の整備

(1) 学校環境の適正化

- 良好な教育環境づくりを推進するため、通学区域の見直し等を検討します。

(2) 学校施設の充実と長寿命化

- 安全で安心な教育環境の確保のため、校舎や屋内運動場の耐震補強事業を継続するとともに、施設・設備の改修や修繕、長寿命化に向けた取組を計画的に実施します。

(3) 学校給食センターの活用

- 食の拠点施設として、食べることの重要性や学校給食の大切さ、郷土の食文化、食によるまちづくりの取組など「学びの場」を創造します。

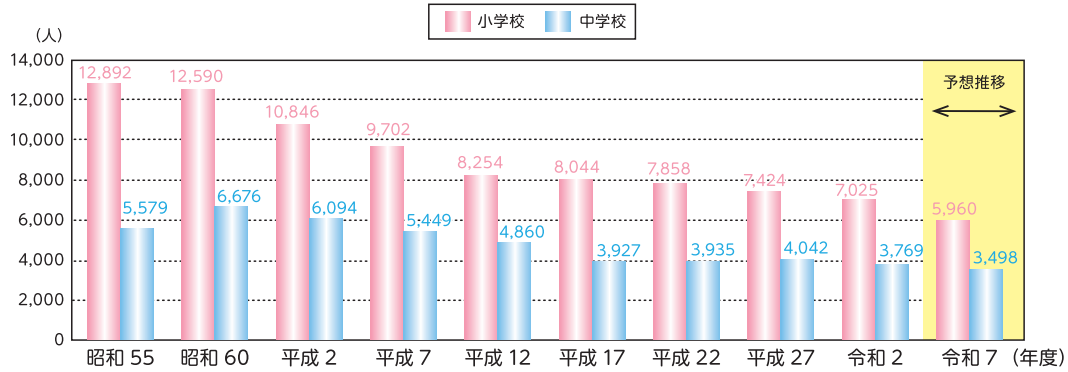
(4) 学校給食の充実

- 安全でおいしい給食を提供するため、衛生管理を徹底するとともに、積極的に地場産品を取り入れていきます。

(5) ICT教育のための学習環境の整備

- GIGAスクール構想に基づき導入した1人1台端末等、ICT教育のための学習環境の整備を推進します。

児童・生徒数の推移



みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
「生活の中で英語を使っている」という小学生の割合を増やします。	51.3% (平成 27 年度)	74.9% →	83.0%
「子どもに力が付く、楽しい英語の授業をしている」という小学校教員の割合を増やします。	64.4% (平成 27 年度)	83.3% →	83.5%
児童・生徒が学校生活において、ICT を活用するための支援ができる小・中学校教員の割合を増やします。	—	75.0% →	100%
小・中学校の耐震化を図ります。(静岡県 の判定基準による耐震化率)	89.3%	93.6% →	100%

主要な事業

事業名	事業内容
学校 ICT 環境整備事業 (GIGA スクール構想)	ICT 教育のための学習環境の整備
外国語ハンドブック作成事業	子どもが使える外国語ハンドブックの改訂版の作成
有徳の人づくり推進事業	富士宮市道徳資料の活用
小・中学校地震対策事業	静岡県耐震診断判定基準による改築や耐震補強の実施
小・中学校校舎等整備事業	長寿命化事業、トイレの洋式化等改修工事の実施など



※ GIGA スクール構想 ▶児童・生徒 1 人 1 台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたち一人ひとりの資質・能力が確実に育成できる教育 ICT 環境を実現するという構想。

政策

3

地域ぐるみで心身ともに健全な青少年を育てるまち (青少年健全育成)

SDGs への貢献



基本方針

郷土に根差した心豊かなたくましい青少年を育てるために、社会及び自然体験を通じた学習・交流の場と機会を充実します。また、家庭や地域の教育力を向上させるため、家庭・学校・地域の連携を強化し、青少年のための教育相談・指導体制を充実します。

施策の内容

施策 1 青少年活動の充実

(1) 学習・交流機会の充実

○ボランティアや職場体験などを通じて、たくましい精神力の養成、思いやる心の育成、社会参加への意欲向上を図ります。

(2) 指導者・育成団体等の充実

○指導者の資質向上のための研修会や育成団体への支援の充実を図ります。

施策 2 育成環境の充実

(1) 家庭や地域の教育力の向上

○家庭教育学級や「地域の青少年声掛け運動」、地域と学校をつないでいく事業の推進により、家庭と地域の教育力を高めます。

(2) 教育相談・指導体制の充実

○学校生活に関して悩みを抱える小・中学生に対して、青少年相談センターにおいて、電話やメール、面接での相談、適応指導教室（不登校指導）での支援を行うなど、教育相談・指導体制の充実を図ります。

○主に義務教育を終えた青少年の様々な相談に応じるため、青少年相談センター夜間開設を活用し、関係機関と連携を図りながら、教育相談・体制の強化を図ります。

(3) 非行防止指導の強化

○青少年指導員の活動、万引き非行防止連絡会等の充実により非行を防止します。

(4) ネットトラブルの防止

○携帯電話やスマートフォンなどの使用に伴うトラブルを防止するため、SNS の適切な利用に対する講座の開催などの啓発活動を実施します。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
声掛け運動の実践者を増やします。	12,838 人	15,152 人 →	16,300 人

主要な事業

事業名	事業内容
青少年教育相談事業	電話相談、面接相談、適応指導、夜間開設などの実施
成人式（二十歳を祝う集い）事業	20 歳を対象にした分散方式での成人式の実施



青少年指導員協議会の声掛けキャンペーン



青少年指導員協議会の全体研修会

政策

4

豊かな心を育む学習環境の充実したまち (社会教育)

序論

SDGs への貢献



後期基本計画

基本方針

市民の学習ニーズに対応する学習機会を充実させ、成果を発表する場を提供するとともに、地域や関係団体等と連携して協働するネットワーク型の社会教育活動を促進します。また、図書館の資料、施設及び設備の整備に努め、情報提供機能の充実を図ります。

施策の内容

施策 1 学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

○公民館、地域学習センターに加え、公民館機能を持った交流センターなどの地域コミュニティ施設を社会教育活動の拠点とし、多様な学習ニーズに応える学習プログラム・講座などの充実を図ります。

(2) 交流・発表機会の拡充

○学習活動に対する意識を高めるため、学習成果を発表する場や互いに交流できる場を作ります。

(3) 施設の整備・活用

○活動の場となる公民館などについて、ICT 環境整備等を行い、それぞれの施設を有効に活用します。

(4) 地域・関係団体との連携

○多様化、高度化する市民ニーズに対応するため、学校、大学、民間団体、企業などと連携し、地域住民と協働して学習活動を行います。

基本構想

資料編

施策2 図書館活動の推進

(1) 図書館サービスの充実

- 社会や地域の実情、利用者ニーズの変化、ICTの活用などに対応した図書館運営を行います。
- 充実したサービスを提供するために、十分な量の資料を計画的に整備するとともに地域資料のデジタルアーカイブ※など資料のデジタル化や図書館ホームページでの公開を図ります。
- 図書館関係機関との連携やネットワーク情報資源を活用し、レファレンスサービス※の充実・高度化を図ります。

(2) 図書館サービス提供拠点（サービスポイント）の拡充

- 各図書館のほかに、公民館・交流センターなどの施設を活用して、図書館サービス提供拠点の拡充を推進し、市全域サービス網の更なる整備を図ります。

(3) 利用環境の充実と整備

- すべての市民が図書館を安全かつ円滑に利用できるように、施設及び必要な機器の整備の充実を図ります。
- 図書館活動における市民の多様なボランティア活動の機会の提供と活用を積極的に行います。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
公民館等主催事業に参加する人を増やします。	32,447人	36,699人 →	50,000人
図書の出借冊数を増やします。 (人口1人当たりの貸出冊数)	7.0冊/人	6.8冊/人 →	7.0冊/人
図書館ホームページの内容を充実します。 (アクセス数)	232,136件	432,133件 →	550,000件

主要な事業

事業名	事業内容
地区公民館事業	各種講座や学習成果発表（公民館まつり等）の実施
公民館・交流センター図書室業務の電算化及び活性化事業	図書館サービス提供拠点（サービスポイント）の拡充



- ※ デジタルアーカイブ ▶ 図書館などの所蔵資料や所蔵品を、デジタルデータ化し、かつデータベースにしたもの。
- ※ レファレンスサービス ▶ 利用者が学習・調査・研究活動を進めるうえで必要な資料や情報を効率的に利用できるような相談に応じるサービスのこと。

政策
5世界遺産富士山の文化を創造・継承するまち
(文化・芸術)

序論

SDGs への貢献



後期基本計画

基本方針

富士山周辺の豊かな自然や歴史、文化を背景とした多彩な活動を通じて、市民主体の文化・芸術の振興を図ります。また、富士山のもとに創られ、守られてきた歴史・文化を後世へ確実に継承するとともに、国内外からの来訪者に向けてその文化的価値の理解を深めるため、効果的な情報発信に努めます。

施策の内容

施策 1 世界遺産富士山の継承

(1) 普及活動の推進

- 市民、企業、関係団体等との連携により、様々な機会を捉えて世界遺産富士山の文化的な価値を市内外に発信します。
- 将来にわたり世界遺産富士山の文化的な価値が継承されるよう、子どもたちへの学びの機会を提供します。

(2) 受入体制の確立

- 国内外からの来訪者を円滑に受入れるため、世界遺産富士山の文化的な価値を証明する構成資産の整備等を推進します。また、ガイド機能、ガイド体制の充実を図るとともに、官民一体で来訪者へのもてなしの心を醸成します。

(3) 効果的な情報発信

- 世界遺産富士山を後世に守り伝えていくための拠点施設である富士山世界遺産センターとの連携を図ります。また、様々な情報媒体を活用し、世界遺産富士山の文化的な価値についての効果的な情報発信を行います。

基本構想

資料編

施策2 文化・芸術の振興

(1) 文化・芸術活動の充実

- 市民の文化・芸術活動に対する意識を醸成するため、文化・芸術活動の発表機会の充実を図ります。
- 市民が気軽に文化芸術に親しめるよう、文化芸術の鑑賞・体験の機会を創出します。

(2) 文化・芸術団体の育成

- 地域の文化力の向上を図るため、地域で行われる文化活動などを支援します。
- 文化芸術活動を通じた市民、団体等の交流機会を創出することにより、担い手の確保・育成を推進します。

施策3 文化財の保護・活用

(1) 文化財の保護及び活用の推進

- 指定文化財の適切な保存・管理を実施するとともに、文化財の保存管理団体等に対する支援など、貴重な文化財の保護対策を推進します。また、ICTも活用して文化財の周知を図りながら、失われつつある貴重な文化財の収集を行います。
- 地域全体で文化財の保存・活用を図り、確実な継承に取り組みます。

(2) 伝統文化の保存・継承

- 地域に残されている伝統行事や祭りなどを守り、それらを生かした地域文化の継承と振興を図ります。

(3) 埋蔵文化財の調査・保存

- 埋蔵文化財の包蔵地の周知を図るとともに、埋蔵文化財の調査及び整理作業を推進し、その保存・活用に取り組みます。

(4) 歴史・文化の活用

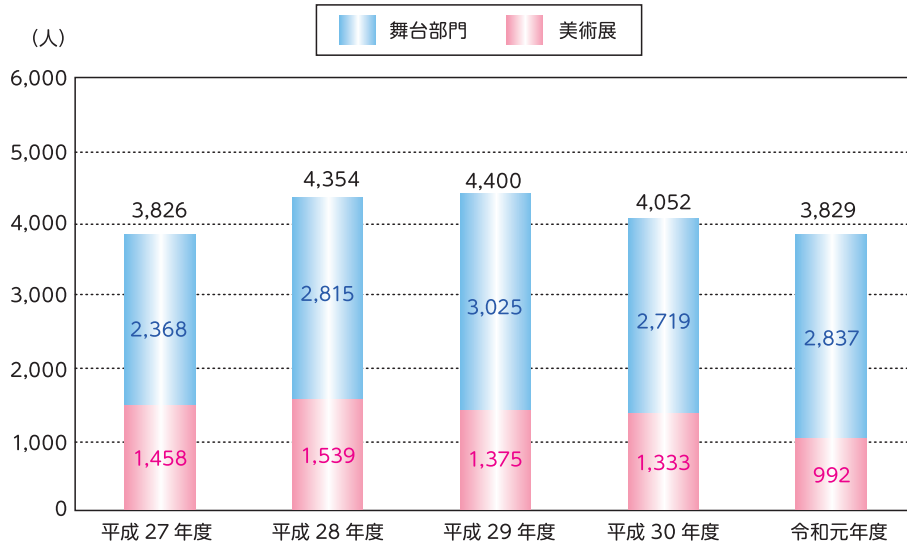
- 郷土の歴史・文化の保存・管理・展示を通じて、地域の魅力向上に資する博物館を整備し、本市の魅力を市内外に発信します。
- 富士宮市史を刊行し、富士宮市の豊かな歴史・文化を後世に伝えます。

施策4 施設の整備・充実

(1) 施設の整備・充実

- 文化・芸術に対するニーズに対応するため、市民文化会館をはじめとする活動発表の場の整備・充実を図ります。

市民芸術祭鑑賞者数



みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
市民芸術祭の鑑賞者を増やします。	3,994 人	3,829 人	4,400 人

主要な事業

事業名	事業内容
世界遺産推進事業	世界遺産富士山の文化的価値に関する情報発信の推進
富士山世界文化遺産富士宮市行動計画推進員活動事業	行動計画推進員の活動に対する支援、協働による推進員相互の連携の促進
世界遺産構成資産環境整備事業	構成資産（富士山本宮浅間大社、山宮浅間神社、村山浅間神社、人穴富士講遺跡、白糸ノ滝）の整備
市民芸術祭事業	市民芸術祭の充実
市民文化祭事業	市民文化祭の充実
史跡大鹿窪遺跡整備事業	国指定史跡「大鹿窪遺跡」の整備
文化財保存活用地域計画策定事業	文化財保存活用地域計画の策定
埋蔵文化財保存活用事業	埋蔵文化財の調査・保存・活用
(仮称) 郷土史博物館事業	博物館の整備
市史編さん事業	富士宮市史の刊行
市民文化会館リニューアル事業	耐震補強、長寿命化及び環境改善を図るリニューアル

序論

後期基本計画

基本構想

資料編



村山浅間神社での開山祭



市民文化祭



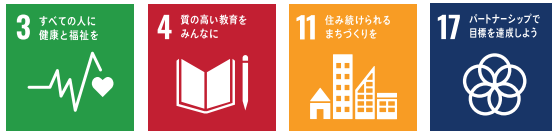
大鹿窪遺跡パース図

政策

6

スポーツによる健康づくりと人々の交流を創出するまち
(スポーツ・レクリエーション)

SDGs への貢献



基本方針

子どもから高齢者まで市民の健康増進を図るため、「市民ひとり1スポーツ」を推進し、気軽に参加のできるスポーツ教室の充実をはじめ、スポーツ・レクリエーションの場と機会を提供するとともに、各種スポーツの普及・推進のため指導者・団体の育成に努めます。また、市民が安全・安心に利用できる施設の整備を進めるとともに、大会等の誘致を推進するなどスポーツの振興と人々の交流の機会を創出します。

施策の内容

施策1 「市民ひとり1スポーツ」の推進

(1) 生涯スポーツの充実

- 市民レクスポ祭などを通じて、「いつでも、どこでも、だれでも」気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動を普及します。
- 指導者派遣事業や健康づくり事業を推進し、市民が地域でスポーツをする機会を増やすとともに、市が誘致する国際大会、全国大会などの観戦を通じて、健常者も、障がい者もスポーツに対する関心が一層高まり、スポーツの持つ素晴らしさを再認識し、より多くの市民のスポーツへの参加と技術力の向上につなげます。
- 一人ひとりの体力や好みに合わせて選択できる各種スポーツ教室やスポーツイベントの充実を図ります。
- 中・高齢者の健康づくり対策として、地域の公民館などを活用した中・高齢者向けのスポーツ教室の充実を図ります。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック開催で注目を集めたスポーツや今まで市内で競技されていなかったスポーツを普及し、スポーツ人口増加につなげます。

(2) 指導者・団体の育成

- 指導者養成講座や研修講座などを通じて、技術や健康、安全管理などについて適切な指導ができる人材の育成・確保を図ります。
- 自主的なスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、各種団体に対し指導や支援を行います。

(3) 国際大会、スポーツ合宿等の誘致・開催

- スポーツの楽しさを感じ、技術の向上を図るとともに、国際大会、全国大会などの誘致に取り組むことで、様々な国や地域の人々との交流を深め、スポーツへの興味を持つ機会の充実を図ります。
- スペイン空手道連盟の事前合宿受け入れで得た経験を生かし、スポーツ合宿等を積極的に誘致・開催し地域の活性化を図ります。

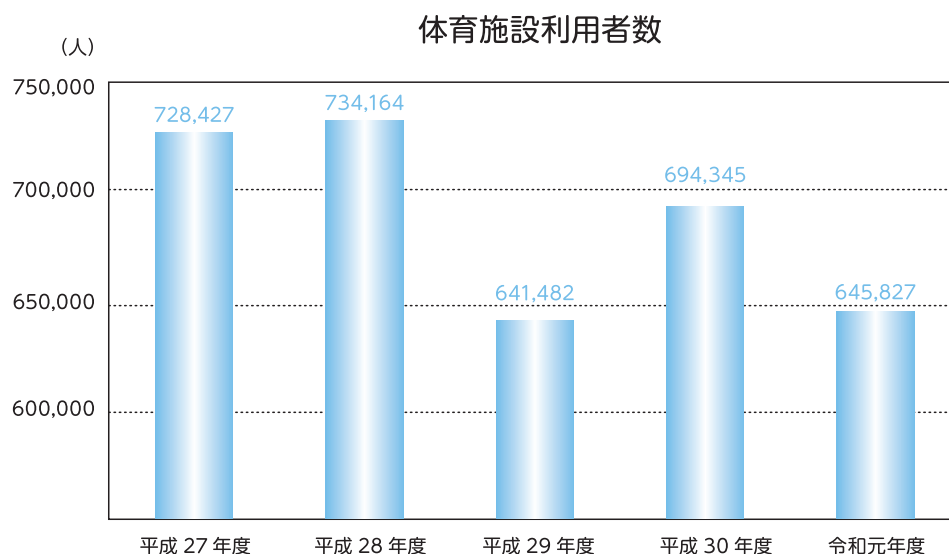
施策2 施設の整備・活用

(1) スポーツ施設の整備

- ストック適正化計画に基づき、計画的にスポーツ施設の整備・修繕などを行い施設の安全性・利便性の向上を推進し、安全・安心して使用できるよう、施設の充実を図ります。

(2) 施設の有効活用

- 気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる場として、小・中学校の体育施設を開放し、活用を図ります。
- スポーツ合宿やスポーツイベントなどを受け入れ、施設の有効活用を図ります。



みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
スポーツリーダー※を増やします。	239 人	262 人 →	315 人
体育施設の利用者を増やします。	712,982 人	645,827 人 →	730,000 人

主要な事業

事業名	事業内容
スポーツ大会誘致事業	国際大会、全国大会などの開催
体育施設整備事業	ストック適正化計画に基づく、計画的な体育施設の整備



市民レクスボ祭でポッチャの体験会



「市民ひとり1スポーツ」を（市民体育館）



富士山スタジアム（静岡県ソフトボール場）



※ **スポーツリーダー** ▶スポーツ指導やボランティアに関する基礎的な知識を身につけた、地域におけるスポーツグループやサークルなどのリーダーのこと。

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

富士山の魅力を発揮した快適なまちづくり

富士山の魅力を十分に発揮でき、景観保全を図る都市基盤整備を進め、人々が楽しく交流できる快適でにぎわいのあるまちづくりを進めます。

政策

1

富士山の歴史と文化が香るにぎわいのまち（市街地整備）

SDGs への貢献



基本方針

富士山の歴史と文化が香る魅力的なまちとして、富士山本宮浅間大社を中心に、富士山の湧水を水源とする神田川や文化財などの地域資源を生かし、景観とユニバーサルデザイン※に配慮した快適で機能的な市街地整備を積極的に推進します。

施策の内容

施策 1 良好な市街地の形成

（1）中心市街地の整備

- 歴史と文化を生かしたにぎわいのあるまちづくりを進めるため、中心市街地の拠点である富士山本宮浅間大社や富士山世界遺産センターを中心に、世界遺産のまちづくり整備事業を推進します。
- 誰もが富士山の恵みである湧水を感じられるよう、湧玉池を源流とする神田川の清流を生かした空間を創出し、世界遺産富士山の表玄関にふさわしい「清流の美」、「空間の美」、「庭園の美」をコンセプトとした庭園都市を目指します。


（2）住宅市街地の整備

- 地区計画などの活用や民間開発事業の適切な指導・誘導により、良好な住宅市街地の形成を図ります。

（3）市街地道路等の整備

- 都市機能が充実した市街地の形成を図るため、ユニバーサルデザインに配慮した市街地道路及び富士宮駅前広場の効果的な整備を進めます。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
バリアフリー歩道等（富士宮駅周辺地区）を整備します。（整備率※）	72.5%	73.8% 	74.5%

主要な事業

事業名	事業内容
富士山世界遺産センターから富士山本宮浅間大社までの参道軸創出事業	神田川の清流を生かした安全で快適な歩行者動線の確保と、景観に配慮したにぎわいの空間の創出
富士山本宮浅間大社西側市有地整備事業	民間活力の導入による飲食・物販施設の整備
富士山本宮浅間大社及び富士山世界遺産センター周辺歩道整備事業	富士山本宮浅間大社東側（県道富士宮富士公園線）及び富士山世界遺産センター南側（県道富士富士宮線）の歩道整備
富士宮駅前広場等施設整備事業	富士宮駅前広場及び周辺施設のバリアフリー化など



参道軸創出事業（イメージ図）



浅間町フレンドパーク



- ※ ユニバーサルデザイン ▶ すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境などのデザインのこと。
- ※ 整備率 ▶ 対象路線延長に対する歩道整備延長の割合を示す。
(整備率) = (歩道整備延長) ÷ (対象路線延長)

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

交通ネットワークが整備された便利なまち

(幹線道路・交通網)

SDGs への貢献



基本方針

総合的な交通ネットワークの充実を図るため、高速道路インターチェンジへ連絡する幹線道路や市街地における都市計画道路の整備を進めます。また、中部横断自動車道へのアクセスを含め、国道 469 号（富士南麓道路）等の機能強化を促進するとともに、市民に身近な移動手段として新幹線新富士駅と在来線との接続の実現に向けた取組に努めます。

施策の内容

施策 1 道路交通体系の確立

(1) 国土幹線・広域幹線道路の整備

- 隣接する市町などとの主要な連絡道路や、中部横断自動車道へのアクセス道路となる国道 469 号（富士南麓道路）の整備促進を関係機関に要請します。
- 市域幹線道路のネットワーク強化を図るため、高速道路インターチェンジへ連絡する主要地方道などの整備促進を県に要請します。

(2) 都市計画道路等の整備

- 市内の道路交通体系の骨格となる内環状道路など都市計画道路の計画的な整備を進め、円滑な交通を実現する道路交通ネットワークを形成します。
- 国道 139 号などに集中する交通を分散化し、周辺地域の混雑緩和などに資する岳南北部地区の幹線道路整備を進め、国道 139 号の有効な利活用について関係機関と検討を行います。

施策 2 広域的な公共交通の充実

(1) 広域的な公共交通の充実

- 岳南地域の広域的な振興・発展を図るため、新幹線新富士駅と在来線富士駅の接続について、新たな公共交通体系も含めた検討を関係機関と共に進めます。
- 市民の広域的な公共交通の利便性を図るため、富士宮駅と三島駅間の直通列車の増便の実現について、関係機関に要請します。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
広域幹線道路（岳南北部地区幹線道路）を整備します。（進捗率※）	0%	24.7%	100%

主要な事業

事業名	事業内容
都市計画道路整備事業	田中青木線の整備など
岳南北部地区幹線道路整備事業	1 級市道神成丸塚線・出水新梨線の改良工事



都市計画道路・阿幸地青見線



主要地方道・清水富士宮線（尾崎バイパス）



※ **進捗率** ▶ 対象事業の全体事業費に対する事業費実績の割合を示す。
 (進捗率) = (事業費実績) ÷ (対象事業の全体事業費)

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

SDGs への貢献



基本方針

市民生活に欠かせない快適な道路づくりとして、通学路の安全対策や、歩行者、自転車が安全・安心に利用できる通行帯の整備、防護柵の設置等、人にやさしい道づくりを進めます。また、交通インフラの効率的な機能維持を図るため、道路や橋りょう等の長寿命化対策を進めます。

施策の内容

施策1 市道の整備

(1) 市道の改良・維持補修

- 幹線道路とのネットワーク、地域間の連絡、緊急車両の通行、公共施設等へのアクセスなどを考慮して、計画的に整備を進めます。
- 日常的に道路パトロールを実施し、側溝、舗装、安全施設等の維持・管理、整備に努めます。

施策2 道路環境の整備

(1) 道路環境の整備

- 子どもや高齢者、障がいのある人なども安全に利用できるよう、区画線、路面標示、防護柵の設置等、視認性に優れた道路整備を進めます。
- 街路樹の植栽や案内標識などの適切な配置を進め、快適な道路環境の整備に取り組みます。

(2) 交通安全施設の整備

- 通学路及び未就学児が集団で日常的に移動する経路等を中心に、歩道、ガードレール、カーブミラー等の整備を進めます。

(3) 道路防災対策の推進

- 緊急輸送路の整備を進めるとともに、橋りょうの定期点検を実施し、修繕計画に基づき橋りょう長寿命化を推進します。
- 災害発生のおそれのある所については、道路パトロールによる点検を実施します。
- 道路附属物の点検を実施し、道路利用者の安全、円滑な道路交通の確保を推進します。

(4) 道路情報の確実な保管と活用

○災害等に備え、道路台帳などのデジタル化を進めるとともに、データを活用し、市民の利便性の向上を図ります。

施策3 自転車走行空間の整備

(1) 自転車走行空間の整備

○富士宮市自転車活用推進計画に基づき、自転車通行帯の設置など、安全な自転車走行空間の整備に取り組みます。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
市道を整備します。(改良率)	51.6%	53.3%	55.0%
橋の寿命を延ばします。(長寿命化修繕数)	6 橋	20 橋	47 橋

主要な事業

事業名	事業内容
道路舗装長寿命化修繕事業	道路の維持補修、長寿命化など
市道計画改良事業	通学路及び未就学児が集団で日常的に移動する経路の整備など
橋りょう長寿命化修繕事業	橋りょうの維持補修、耐震化、定期点検、計画策定、長寿命化など
道路附属物修繕事業	道路附属物の維持補修、定期点検など
市道新設改良事業	2 級市道黒田貫戸線の改良など



橋りょう長寿命化修繕事業 (狩宿大橋)



市道新設改良事業 (平山見返線)

SDGs への貢献



基本方針

「富士山の庭園都市」にふさわしい景観の形成を図るため、富士山にあるまちとして、本市の景観が市民共通の資産であることへの意識醸成や、受け継がれてきた景観を後世に向けて適切に保全するとともに、新たに良好な景観を創出します。

施策の内容

施策1 景観の保全

(1) 自然景観の保全

- 富士山や朝霧高原などの自然景観の保全と継承に努めます。
- 緑地や水辺、樹林地などの景観の保全に努めます。

(2) 歴史・文化景観の保全

- 寺社、仏閣をはじめとする貴重な文化財や歴史的建造物など、地域の景観資源の保全に努めます。

施策2 景観の創造

(1) 景観行政団体としての取組

- 「富士山の庭園都市」にふさわしい景観を形成するため、景観計画に基づき実効性のある景観誘導を図ります。
- 良好な景観を形成するため、富士宮市屋外広告物条例に基づく規制・誘導を図ります。

(2) 景観形成の誘導・啓発

- 市民・企業・行政が一体となって、景観上重要な地区の重点的な景観形成や建造物などの景観誘導に取り組みます。
- 優れた景観の形成に貢献している街並み・建築物などや良好な景観形成に資する活動団体を表彰する「富士宮市景観賞」を推進し、市民意識の高揚を図ります。

(3) 市街地の景観の形成

- 富士山本宮浅間大社の周辺では、門前町にふさわしい趣と落ち着きのある街並み景観の形成に努めます。
- 富士山本宮浅間大社、湧玉池、神田川の自然環境を守るとともに、まちなかの湧水や小水路などを生かしたやすらぎの景観づくりを進めます。
- 富士山の眺望や地域の景観特性の保全と活用に努めるとともに、富士山と住宅地との調和した街並みを形成するため、必要に応じて建築物の誘導などに関する諸法令に基づく地域地区制度などの導入を進めます。

(4) 公共施設などの景観の形成

- 公共的建造物や公園、道路、河川などの整備に当たっては、周辺地域の景観との調和や配慮に努めます。

(5) 無電柱化の推進

- 災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、富士宮市無電柱化推進計画に基づき、総合的かつ計画的に推進します。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
景観に重要な建造物を指定します。	1 か所	3 か所 ➡	5 か所
良好な景観形成に寄与した個人や団体を表彰します。	12 件	18 件 ➡	27 件

主要な事業

事業名	事業内容
景観形成推進事業	景観計画の推進など
無電柱化推進事業	無電柱化の推進



第7回富士宮市景観賞・最優秀賞
富士山南陵工業団地・周辺緑地
「富士山南陵の森」



第6回富士宮市景観賞・最優秀賞
「牧野酒造合資会社」

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

SDGs への貢献



基本方針

自然災害から市民の生命と財産を守り、被害を最小限に抑えるため、災害の発生が予測される地域の治山・治水対策を図ります。

施策の内容

施策1 治山対策の推進

(1) 治山事業の推進

- 市民の生命・財産を保全する森林・治山事業を国・県などと協働して推進します。
- 市内の至る所から眺望できる富士山の景観や水資源の確保、土砂崩れなどの災害防止、保健休養といった森林が持つ公益目的を達成するため、保安林の指定を国・県に要請します。

施策2 治水対策の推進

(1) 砂防事業の推進

- 大沢川源頭部崩壊地や扇状地などに代表される砂防指定地内の砂防施設整備推進を国・県に要請するとともに、砂防指定地外における危険度の高い河川・溪流についても、国・県と協議しながら整備を進めます。
- 富士山の噴火が起因となる土砂災害対策について、国に要請し対策の推進を図ります。

(2) 河川整備の推進

- 県管理の一級河川については、必要な個所の護岸工事などの整備を関係機関に要請するなど、治水対策の充実に努めます。
- 市管理の河川・水門については、計画的に改修を進め、緊急時により迅速に対応できるよう整備を行うとともに、適切な維持・管理に努めます。

(3) 雨水対策の推進

- 大雨などによる市街地の浸水被害に対応するため、公共下水道事業による雨水渠や都市下水路の整備及び監視体制の確立を進めます。

(4) 急傾斜地の防災対策の推進

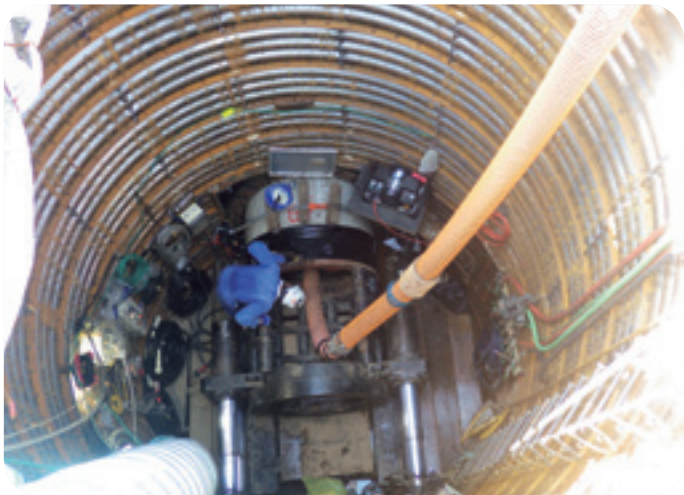
- 急傾斜地の崩壊対策については、県と連携しながら整備を進めます。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
市街地の治水対策を進めます。(公共下水道(雨水)認可区域内整備率)	26.6%	30.8%	34.4%

主要な事業

事業名	事業内容
公共下水道(雨水)事業	弓沢川右岸 10 号幹線・下川 2 号幹線改修工事など
市街地治水水門改修事業	市街地治水対策重要水門の改修及び遠隔操作装置や監視カメラの設置工事など



公共下水道事業下川 2 号幹線管渠新設工事



富士山土砂災害対策のための砂防工事

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

基本構想

資料編

基本構想

資料編

基本構想

資料編

基本構想

資料編

基本構想

資料編

基本構想

資料編

基本構想

資料編

基本構想

資料編

基本構想

資料編

基本構想

資料編

基本構想

資料編

基本構想

資料編

潤いと安らぎに満ちた花と緑と水のまち

(公園・緑地・水辺)

SDGs への貢献



基本方針

潤いと安らぎのある生活空間を確保するため、誰もが安全・安心に利用できる公園づくりを進めるとともに、水に親しむ河川環境整備に努めます。また、市民との協働により、花と緑があふれるまちの創出や、河川清掃活動等の河川愛護意識の高揚を図ります。

施策の内容

施策1 公園・緑地の整備

(1) 公園・緑地の整備

- 地域のニーズや利用目的等を考慮しながら、長寿命化計画に基づき老朽化した施設の更新を図ります。また、障がい者や高齢者など、誰もが安全に安心して利用できる公園となるように、バリアフリー化を進めます。
- 富士山の眺望や豊かな自然環境などの地域特性を生かすとともに、子どもから高齢者まで幅広い世代が気軽に訪れ、憩い楽しめる魅力ある公園づくりを進めます。

(2) 公園・緑地の維持・管理

- 安全に安心して利用できるように定期点検を実施するとともに、地域住民等の協力を得ながら美化活動を進めるなど、適切な維持・管理を図ります。

施策2 緑化の推進

(1) 花いっぱいのもちづくりの推進

- 花いっぱい運動を通して市民協働による花壇づくりやフラワーポッド設置などの緑化を継続し、彩りのある空間づくりを進めます。
- 出生記念樹の配布や生け垣づくりへの助成などにより、地域の緑化を進めます。

(2) 緑化活動の情報発信の充実

- 各種イベントの開催を継続し、花育による次世代の担い手育成を図るため、緑化に関する学習機会の提供や情報発信を進めます。

施策3 水辺空間の形成

(1) 親水空間の活用

○富士山からの豊かな湧水を保全・活用し、水に親しむことで安らぎや潤いを感じられ、市民の憩いの場となる坪庭や親水公園などの活用を進めます。

(2) 河川愛護意識の高揚

○河川愛護団体が行う清掃活動・啓発活動などを通して、愛護意識の高揚を図るとともに、県と連携しながら、河川愛護団体の取組を支援します。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
自然や緑・水に関する活動への関心を高めます。(緑化団体数)	96 団体	109 団体 →	112 団体
河川愛護活動に参加する人を増やします。	2,770 人	2,703 人 →	3,000 人

主要な事業

事業名	事業内容
美しい花いっぱい町づくり事業	緑化推進事業に対する助成、市街地の緑化の推進など
都市公園施設長寿命化及びバリアフリー化事業	都市公園施設の長寿命化及びバリアフリー化など
都市公園等整備事業	山本高原地区への都市公園新設及び明星山公園、城山公園、天母山自然公園等の整備



花いっぱいのまちづくり活動



外神東公園

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

豊かなコミュニティを持つ安全・安心なまちづくり

予測される南海トラフ巨大地震等の災害や事故から生命・財産を守るとともに、地域において生活しやすい環境を形成するため、コミュニティ豊かな安全で安心なまちづくりを進めます。

政策

1

自助、共助が実践される防災力の高いまち (防災)

SDGs への貢献



基本方針

地震、風水雪害等の災害による被害を最小限に抑えるため、日頃から建築物等の耐震化や非常用食料等の備蓄、自主防災会による防災訓練の実施等の「自助」「共助」の意識の高揚に努めます。また、施設や資機材、ネットワーク等の整備により、防災体制を充実させ、「防災力の高いまち」を目指します。

施策の内容

施策 1 防災意識の高揚

(1) 防災意識の高揚

○防災研修会、出前講座などを開催し、市民及び市職員の意識の高揚を図ります。

(2) 防災マップの配布

○市内危険箇所や避難所などを掲載した防災マップを全世帯に配布し、災害に対する知識の共有化を図ります。

施策 2 防災体制の充実

(1) 総合的な防災対策の推進

- 地震、風水雪害、富士山噴火など、様々な災害に対応した地域防災計画の見直しにより、総合的な防災対策に努めます。
- 国、県、他市町村、ライフライン*を管理する関係機関、協定団体、ボランティア組織などとの連携強化を図り、防災体制の充実に努めます。
- 湧水の異常出水対策を素早く実施するため、地下水位を常時観測し、異常出水時の体制移行に備えます。

(2) 自主防災組織の強化

- 自主防災会による各種防災訓練の実施を促進します。
- 防災資機材の整備や生活必需品などの備蓄を促進します。

(3) 災害予防対策の推進

- 市の各種計画の中で既に位置付けられた施策や事業等を国土強靱化の視点から仕分け整理し、富士宮市国土強靱化地域計画の重点化プログラムとして位置付けし、推進します。
- 地震による火災の発生を防ぐため、市民や事業所などに対し、火災予防指導を推進します。
- 地震による家屋倒壊、家具転倒などによる被災者を一刻も早く救出するため、「わが家は大丈夫！黄色いハンカチ作戦*」の周知を引き続き図ります。
- 地震の揺れに伴う電気機器からの出火及び停電復旧時に起こる火災の発生を防ぐため、各家庭における感震ブレーカーの設置を推進します。

施策3 防災施設等の整備

(1) 消防施設・設備の整備

(「消防」(127ページ)の項 参照)

(2) 防災情報ネットワークの整備

- 緊急通報システム*や被災者支援システム*、防災無線などにより、災害発生時の職員動員体制の強化と市民への災害情報の的確・迅速な伝達体制等の整備を図ります。

(3) 防災施設・資機材の整備

- 指定避難所の感染症への対策を実施するとともに、防災倉庫の増設、自主防災会からの要望による可搬ポンプの配備、防災倉庫の設置に努めます。

(4) 生活必需品などの確保

- 静岡県第4次地震被害想定 of 被災者数に必要な非常用食料を確保するとともに、トイレ、パーティションなどの備蓄や調達体制の確立に努めます。

施策4 建築物の耐震対策の推進

(1) 建築物の耐震対策の推進

- 昭和56年5月以前に建築された建築物の耐震診断や耐震補強を進めます。

(2) 被災建築物に対する安全対策の推進

- 余震等による2次災害を防止するため、速やかに危険度判定ができるよう、平常時から関係機関との訓練を通じて連携の強化を図ります。

施策5 国民保護法に基づく体制の整備

(1) 国民保護法に基づく体制の整備

- 武力攻撃等から市民を守るため、国民保護計画に基づき、必要な啓発、訓練、避難体制の整備を行います。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
防災訓練に参加する人の割合を増やします。	38.3%	44.7% →	46.0%
非常用食料の備蓄数を維持します。	15 万食	51.5 万食 →	51.5 万食
木造住宅の耐震補強工事を進めます。(実施率)	4.9%	6.8% →	10.1%

主要な事業

事業名	事業内容
防災用施設・資機材等整備事業	非常用食料の購入ほか
TOUKAI-0 事業	未耐震化住宅の個別訪問、建築物の耐震診断、耐震補強工事、ブロック塀改修など
防災都市づくり計画策定事業	防災都市づくり計画の策定



防災訓練（災害対策本部）

- ※ **ライフライン** ▶ 市民生活の基盤となる生命線。電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信などの生活に必要なインフラ設備のこと。
- ※ **わが家は大丈夫！ 黄色いハンカチ作戦** ▶ 災害時に「わが家は大丈夫」だから「他の人を助けてほしい」という目印として、道路から見える場所に黄色いハンカチを掲げ、安否確認を短時間で容易に行うもの。
- ※ **緊急通報システム** ▶ 災害発生時等に、職員等の携帯電話などに一斉通報を行い、災害時の初動体制を迅速にするためのシステムのこと。
- ※ **被災者支援システム** ▶ 災害発生時に自治体が担う復旧・復興業務を支援するための様々な機能が搭載されたシステムのこと。



政策

2

災害に迅速に対応する体制が充実したまち

(消防)

序論

後期基本計画

SDGs への貢献



基本方針

市民の生命、身体及び財産を守るため、災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化や高齢人口の増加等、環境の変化への確に対応する体制を充実します。また、消防団も含めた消防体制を強化するとともに、救急体制や火災予防体制の充実も図ります。

施策の内容

施策1 消防体制の強化

(1) 消防体制基盤の充実

- 分署出動隊の専任化を目指し、消防力の強化を図ります。
- 職員の資質向上を図るため、各種研修に参加するとともに、資格取得を促進します。

(2) 消防施設・設備の整備

- 更新計画に基づき、消防車両の更新に取り組みます。
- 災害の多様化に対応できる救急・救助用資機材等の整備を図ります。
- 消防水利が不足している地域に対して、重点的に耐震性防火水槽や消火栓を整備します。
- 災害発生時における迅速かつ的確な消防体制を維持するため、消防庁舎の整備について、移転を含め検討します。

(3) 住民サービスの維持向上

- 救急需要の増大や災害の多様化、大規模化に対応するため、富士市と共同運用している消防指令センターを有効活用した連携体制のより一層の強化充実について、調査・研究に取り組みます。
- 緊急性の高い救急事案にできるだけ早く救急車を投入できるよう「救急車の適正利用」について、周知を図ります。

基本構想

資料編

施策2 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

(1) 消防団の活性化

- 幼少期からの地域愛護の精神と地域防災の意識を育む施策を実施するとともに、消防団員が活動しやすい環境を整え、性別に関係なく、入団を促進します。
- 人口減少、少子高齢化を見据え、将来にわたり持続可能な消防団組織の構築を目指します。

(2) 団員の資質の向上

- 消防学校での教育訓練に積極的に参加します。
- 救命講習のほか各種講習会等に参加し、知識・技術の習得を促進します。

(3) 消防団施設・設備の整備

- 老朽化している消防団詰所の整備を進めます。
- 更新計画に基づき、消防車などの更新に取り組みます。
- 安全装備品や救助活動用資機材・地域特性を考慮した消火資機材の充実・強化を図ります。

施策3 火災予防の推進

(1) 防火対象物等の防火・防災安全対策への取組

- 建物（防火対象物）の利用者が安心して利用することができるよう、防火対象物への立入検査を実施し、防火管理体制、消防用設備、危険物施設等の適正な維持・管理の指導強化を図ります。
- 講習会の開催により防火管理者を育成し、適切な防火管理の指導強化を図ります。

(2) 住宅用火災警報器の設置率の向上

- 住宅用火災警報器の設置の普及を図るとともに、取扱方法や維持管理についての広報を実施します。

(3) 防火協力団体の育成強化

- 広報や各種イベントの開催を通じて防火意識の高揚を図り、各防火協力団体の育成と充実を図ります。

施策4 救急・救助体制の整備

(1) 救急体制の充実

- メディカルコントロール体制*を通じて、医療機関との連携を強化し、救急隊員の資質向上を図ります。
- 救急救命士の養成を図り、より高度な救急活動を推進します。

(2) 救助体制の充実

- 救助技術の高度化や特殊災害に対応できるよう、隊員の育成を図ります。
- あらゆる災害に対応できるよう、救助用資機材の整備を図ります。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
耐震性防火水槽を整備します。	660基	686基 →	717基
消防団員数を確保します。(充足率)	89.8%	86.0% →	100%
救急救命士を増やします。	21人	29人 →	41人

主要な事業

事業名	事業内容
消防団詰所整備事業	消防団詰所の建替え
消防車両等更新事業	消防車両等の更新
消防団救助活動用資機材整備事業	消防団への救助活動用資機材の強化充実
耐震性防火水槽設置事業	耐震性防火水槽の設置
消防指令センター整備事業	高機能指令システムの更新



保育園で消防団による花火教室



消防団操法大会



※ **メディカル
コントロール体制**

▶ 救急現場から医療機関へ搬送されるまでの間に、医学的観点から救急隊員が行う応急処置等の質を保証するため、医師等からの指示・指導・助言体制、救急活動の事後検証体制及び病院実習等の再教育体制を整備し運用していく体制のこと。

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

SDGs への貢献



基本方針

誰もが安全で安心して暮らせるよう、警察等の関係機関との協力関係を密にするとともに、市民協働により、多様化する犯罪を地域が一体となって防止する体制の強化を図ります。また、配偶者等からの暴力を容認しない地域づくりを推進するとともに、被害者が安心して相談できる体制を確保します。

施策の内容

施策1 防犯体制の強化

(1) 防犯活動の充実

- 地域における自主防犯組織の立ち上げや持続的な活動をサポートします。
- 警察、防犯協会、防犯活動団体並びに市それぞれの団体が事業の推進を図るとともに、連携を強化し、市民一丸となった防犯体制を強化します。
- 通学路の安全確保のために、自治会が防犯カメラを設置する活動を支援します。
- 犯罪にあわれた方々への支援の充実を図ります。

(2) 防犯施設の整備

- 夜間における歩行者などの安全確保のため、防犯灯の適正な配置と地域住民と連携した維持・管理に努めます。また、省エネルギーの推進と管理の効率化のため、LED灯などへの切替えや新設を促進します。
- 公共施設、通学路等における犯罪を未然に防ぐため、防犯カメラの設置を推進します。

施策2 暴力団追放運動の推進

(1) 暴力団追放運動の推進

- 「暴力団追放三^{プラスワン}ない運動 + 1^{*}」の周知に努めるとともに、警察や暴力団追放運動推進センターとの連絡を密にして、市民を暴力団の被害から守ります。
- 暴力団をはじめあらゆる暴力を社会から追放し、「明るく住みよい富士宮市」の建設を実現することを目的に、安全・安心まちづくり市民大会を実施し、市民意識の高揚を図ります。

施策3 青少年非行の未然防止**(1) 非行防止指導の強化**

〔「青少年健全育成」(101 ページ) の項 参照〕

施策4 配偶者等からの暴力のない地域づくりの推進**(1) DV※防止の広報・啓発**

- 広報紙、ホームページ、パンフレットなどにより DV の防止と早期通報を呼びかけるとともに、DV 相談窓口の周知と対応の充実に努めます。
- 市民向けの DV 防止講座、若い世代を対象にしたデート DV 防止講座などを実施し、「DV を許さない見逃さない地域づくり」に努めます。

(2) DV 被害者の支援体制の充実

- 専任の女性相談員を中心に、DV 被害者の立場と意思を尊重した相談支援を実施します。
- DV 被害者の保護及び生活再建に向けて、関係機関と連携した切れ目のない支援を実施します。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
防犯パトロール実施者を増やします。	155 人	284 人 →	350 人
市内における刑法犯認知件数を減らします。	843 件	509 件 →	460 件

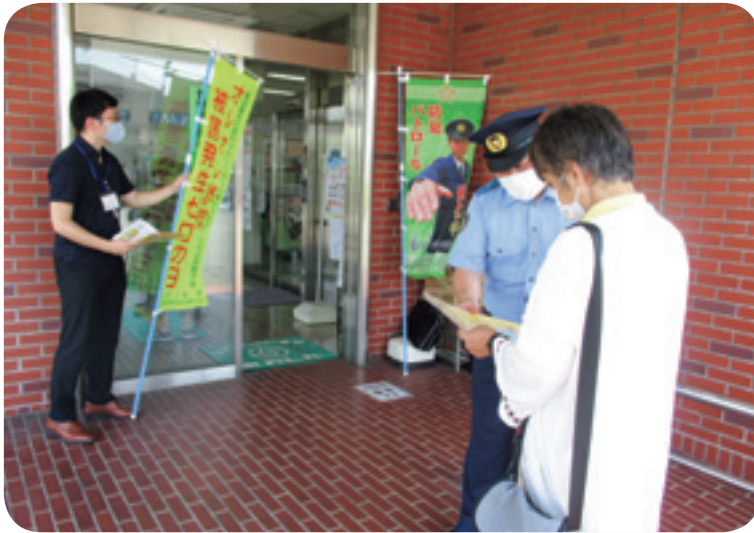
主要な事業

事業名	事業内容
防犯灯管理整備事業	自治会が管理する防犯灯の LED 化の支援
防犯カメラ設置事業	公共施設、通学路等における犯罪抑止のため、防犯カメラの設置を推進



※ 暴力団追放
三不運動+1
※ DV

▶ 「暴力を利用しない」「暴力を恐れない」「暴力団に金を出さない」の3つのスローガンに「暴力団と交際しない」を加えた暴力団追放運動のこと。
▶ 「Domestic Violence (家庭内暴力)」の略。配偶者や恋人など、親しい関係の人から加えられる暴力のこと。



特殊詐欺防止の街頭広報



子ども安全隊「ヨウチエンジャー」



全国地域安全運動出発式

政策

4

交通安全意識が高い事故のないまち

(交通安全)

序論

SDGs への貢献



基本方針

交通安全運動等を通して、交通安全意識を高めるとともに、交通指導の強化や交通安全施設の整備に努めます。また、道路施設のユニバーサルデザイン化や放置自転車を排除することによって、市民が安全に安心して利用できる道路環境を整備します。

施策の内容

施策1 交通安全意識の高揚

(1) 交通安全教育の強化

○意識の高揚を図るため、関係団体等と連携し、世代に応じた交通安全教育を強化します。

(2) 交通安全活動の充実

- 自治会、関係団体、警察などと協力し、交通安全運動を推進します。
- 構成員を対象とした研修会を通じて、交通安全協力団体の育成と活動の充実を図ります。
- 高齢者の運転免許証自主返納を促し、高齢ドライバーの交通事故削減を図ります。
- 自転車の交通ルールの遵守と運転マナー向上のため、関係団体と連携し、啓発活動を行います。

施策2 交通安全施設の整備

(1) 交通安全施設の整備

(「生活道路」(116ページ)の項 参照)

(2) 道路環境の整備

(「生活道路」(116ページ)の項 参照)

施策3 交通秩序の維持

(1) 交通指導・交通規制の強化

- 地域の実情に即した交通規制の実施について、関係機関と協議を行い、道路における安全性の確保を図ります。
- 交通指導員会や警察等と連携し、交通秩序の維持に努めます。
- 道路通行者の安全と良好な生活環境を確保するため、自転車の放置を防止します。

後期基本計画

基本構想

資料編

施策4 交通事故対策の充実

(1) 救助・救出体制の強化

- 交通事故現場における救助活動を迅速かつ確実に実施するため、隊員の知識・技術の向上と救助資機材の整備を図ります。
- 救急救命士の養成を図り、より高度な救急活動を推進します。

(2) 救済体制の強化

- 交通事故相談を充実するとともに、交通遺児に対する援護の充実に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
交通事故を減らします。	1,128件	873件	640件

主要な事業

事業名	事業内容
交通安全指導事業	登校時における交通安全街頭指導ほか



交通安全の街頭広報



飲酒運転撲滅の広報活動

政策

5

公共交通が整備された便利なまち

(公共交通)

序論

SDGs への貢献



後期基本計画

基本方針

民間のバス路線を交通体系の軸とし、宮バスによる都市交通の利便性向上と、宮タクによる地域の生活交通を確保することで、誰もが利用できる公共交通体系の維持整備に努めます。

施策の内容

施策1 公共交通の充実

(1) 公共交通機関の充実

- 民間のバス路線の維持及び宮バス・宮タクを運行することにより、市民の利便性を考慮した交通体系の整備に努めます。
- 宮タク未導入エリアの生活交通の利便性を向上させるため、宮タクの導入を検討します。
- 高齢者をはじめとする全ての市民の移動が円滑となるよう、国・県などとの連携・調整に努めます。

(2) 公共交通施設の充実

- 利用者への各種案内や車両及び交通関連施設のユニバーサルデザイン化を推進するため、関係機関と調整を図ります。

施策2 公共交通の利用促進

(1) 公共交通の啓発

- 公共交通の積極的な活用を促すため、利用方法などの周知に努めます。
- 市民が公共交通への関心を深め、その必要性を認識してもらえよう、生活の中に公共交通を取り込んでいく機会を提供します。

(2) 公共交通を支える仕組みづくり

- バス停オーナー制度をはじめ、市民や事業者が公共交通を支える制度、体制を推進します。

基本構想

資料編

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
宮バス・宮タクの利用を促進します。	宮バス 5.92 人 / 1 便	宮バス 6.20 人 / 1 便 →	宮バス 7.00 人 / 1 便
	宮タク 1.92 人 / 1 便	宮タク 1.57 人 / 1 便 →	宮タク 2.00 人 / 1 便

主要な事業

事業名	事業内容
生活交通確保対策事業	宮バス・宮タクの運行及び民間バス路線を維持するための助成など



市民の足「宮バス」



予約で使える乗合タクシー「宮タク」

政策

6

安心して長く暮らせる居住環境のよいまち

(住宅・住環境)

序論

後期基本計画

SDGs への貢献



基本方針

富士山の豊かな自然や景観のもと、潤いと安らぎを感じながら健やかに暮らすことができるよう、時代の変化に対応した住宅政策を推進するとともに、各種制度等を活用して、魅力あふれる居住環境の形成を図ります。

施策の内容

施策1 住宅の整備

(1) 市営住宅の適切な整備

- 耐用年数の経過により老朽化している市営住宅は、計画的な建替え又は長寿命化や用途廃止など適切な整備に取り組みます。
- 高齢者や障がい者等に配慮した市営住宅の整備を進めます。

(2) 民間住宅建設への支援

- 民間住宅の建築に係る相談・助言体制の充実に努めます。

施策2 宅地の整備

(1) 基盤整備の推進

- 安心して快適な居住環境の創出と災害に強いまちづくりを推進するため、住宅市街地の基盤整備を図ります。

(2) 宅地開発の指導・誘導

- 開発許可制度などに基づき、民間の宅地開発について、適切な指導・誘導を図ります。

施策3 居住環境の整備

(1) 魅力ある居住環境の形成

- 建築協定、緑化協定、地区計画などを活用し、「富士山の庭園都市」にふさわしい潤いとゆとりある良好な居住環境の形成を進めます。
- 家族がいつまでも安心して暮らせるよう、社会情勢や地域のニーズに適切に対応した居住環境の整備を図ります。

基本構想

資料編

(2) 公共施設の整備の促進

(「上下水道」(59 ページ)、「生活道路」(116 ページ)、「公園・緑地・水辺」(122 ページ)の項 参照)

(3) 狭あい道路の整備

○安全で安心な居住環境の確保と災害に強いまちづくりを推進するため、狭あい道路の整備を図ります。

施策4 空家の活用・管理

(1) 活用できる空家の有効な利用

- 空家の実態調査を行い、適切な管理と有効な利用を促進します。
- 実態調査により空家の利活用が進むよう、関係機関と連携を図ります。

(2) 特定空家等に対する対応

- 空家等対策の推進に関する特別措置法及び富士宮市空家等対策計画に基づき適切な措置を図ります。

施策5 集落拠点地域の形成

(1) 集落環境の維持向上

- 郊外部における既存中心集落の拠点性向上や、集落環境の整備を進めるとともに、地域の特性を生かした定住推進などを支援します。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
市営住宅の安全性を高めます。 (バリアフリー化率)	28.4%	62.5% →	95.1%
空家等に関する相談会・講座等の充実を図ります。	—	1回 →	5回

主要な事業

事業名	事業内容
市営万野住宅建替事業	市営万野住宅の建替え
市営住宅長寿命化事業	バリアフリー化など
空家対策総合支援事業	空家等除却工事費補助金など
第一種低層住居専用地域居住環境整備事業	土地利用現況調査結果に基づき、建ぺい率・容積率の緩和を進める

政策 7

コミュニティ豊かな地域活動が活発なまち (コミュニティ活動)

SDGs への貢献



基本方針

市民のコミュニティ意識の高揚と自治会への加入促進の支援を行います。また、自治会等の地域コミュニティ組織及びその指導者の支援・育成と組織間の連携を推進するとともに、活動の拠点となる集会施設の整備、子どもたちの安全な遊び場としてのコミュニティ広場等の取得に努めます。

施策の内容

施策1 地域活動の充実

(1) 組織・指導者の育成・支援

- 自治会の区長及び町内会長を対象とした視察や研修の実施による自治会指導者の育成、自治会間の意見交換などによる情報共有を行い、連携を強化します。
- 自治会で抱える問題等を把握し、解決に向けた支援を行います。
- 自治会運営における事務負担の軽減を図るため、ICTの利用を支援します。

(2) 活動への支援

- 地域活動への意識の高揚を図るため、体育祭や文化祭、防犯活動などを支援します。
- 市民によるコミュニティ活動が活発化し、安心して積極的に活動に取り組めるよう、市民活動災害補償制度を実施します。

(3) 自治会加入の促進

- 集合住宅等の着工時に、施主に依頼し、入居者の自治会加入を促進します。
- 転入者にチラシを配布し、自治会加入を促進します。
- 富士宮市区長会との協力により、未加入者に対し、共助による地域コミュニティの必要性などを呼び掛け、自治会の加入促進に努めます。

施策2 持続可能な地域コミュニティの推進

(1) 地域を担う人材育成

○地域の人材を活用しながら、次世代を担う若者が地域を知り、愛着を持てるような社会教育活動を推進し、地域づくりの担い手の育成や人と人とのつながりを進めます。

(2) 多様な団体との協働

○自治会等地域コミュニティ団体と、NPO 等民間団体との交流や協働を支援し、多様化した地域の課題解決につなげます。

施策3 施設の整備・充実

(1) 区民館等の整備の支援

○自治会が設置する区民館等の建設や修繕などの費用、コミュニティ広場等の用地取得費を支援します。

○施設整備を図る際に必要となるため、自治会が行う認可地縁団体の認可申請手続きを支援します。

(2) 地域交流拠点施設の整備

○地域の交流拠点施設である（仮称）富士根交流センターの整備を進め、地域での社会教育活動や交流活動の活性化を促進します。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
自治会加入世帯を増やします。	39,635 世帯	40,004 世帯 →	40,500 世帯

主要な事業

事業名	事業内容
地域コミュニティ施設整備事業	自治会が設置する区民館等の建設及び修繕などの費用並びにコミュニティ広場等の用地取得費用の補助
地域交流拠点施設整備事業	(仮称) 富士根交流センターの整備

政策

8

消費者が安全・安心に生活できるまち

(消費生活)

序論

SDGs への貢献



基本方針

消費者被害を未然に防止し、安全で安心な消費生活を営むことができるよう、消費生活センターを拠点に関係部門と連携し、消費者教育と相談体制の充実を図ります。また、消費に関する知識の普及・啓発とともに情報提供を行い、消費者団体の育成、支援を推進します。

施策の内容

施策1 消費者教育の推進

(1) 消費者意識の高揚

○悪質商法の手口は複雑・多様化し、被害が後を絶たないため、消費者教育推進計画に基づき、市民団体や高齢者などを対象に出前講座や消費者被害未然防止キャンペーン、市民生活講演会の開催などを通じて、消費者の意識の高揚を図ります。

(2) 消費者団体の育成・支援

○消費生活の安定及び向上を図る活動をする団体に対し、消費者被害未然防止キャンペーンへの参加等、協働しながら育成・支援します。

施策2 消費者の保護

(1) 消費生活・市民相談体制の充実

○複雑化・多様化する市民生活問題などに対応するため、消費生活相談員の研修を充実させ、相談体制の強化を図ります。

(2) 消費生活関連情報の収集・提供

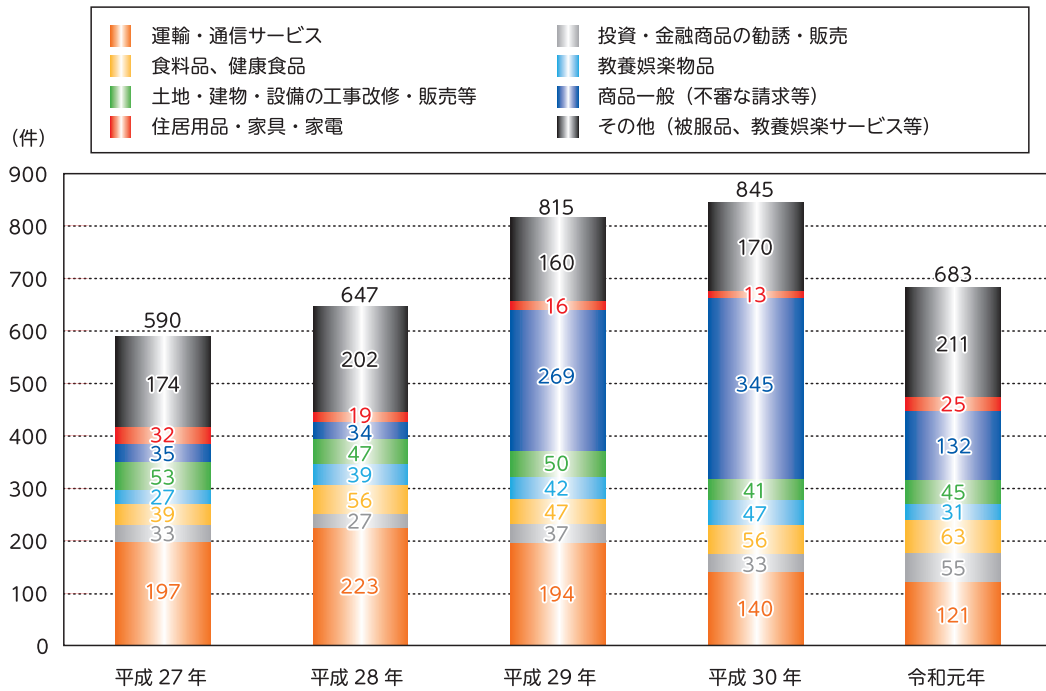
○国民生活センターや県民生活センターからの消費生活関連情報を収集し、相談業務に活用するとともに、消費者に必要な情報を提供します。

後期基本計画

基本構想

資料編

消費生活相談件数



みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
消費者相談の充実を図ります。 (相談件数)	605 件	683 件	700 件

主要な事業

事業名	事業内容
消費者教育推進事業	消費者教育の推進



市民生活展



消費生活の出前講座

政策

9

地域に生かす国際交流を推進するまち

(国際交流)

序論

後期基本計画

SDGs への貢献



基本方針

国際交流団体を中心として、友好都市との交流の深化や、市民の国際理解への意識高揚を図るとともに、地域の特性を生かし、地域活性化に寄与する国際交流活動の推進に努めます。また、外国人と地域の人たちがともに、安全に安心して暮らせる環境づくりを進めます。

施策の内容

施策1 国際交流の推進

(1) 地域の特性を生かした交流活動

○世界遺産富士山があるまちとして、世界中から訪れる人を富士宮らしくもてなし、交流する事業を実施します。

(2) 新たな国際交流活動の展開

○民間団体をはじめとする個人や企業などの多様な主体により、地域の活性化につながる新たな文化交流や経済交流を積極的に推進します。

(3) 国際化と情報発信機能の強化

(「観光」(76 ページ) の項 参照)

(4) 受入体制の確立

(「文化・芸術」(105 ページ) の項 参照)

施策2 国際理解への意識の高揚

(1) グローバル人材の育成

○異文化理解と日本人としてのアイデンティティー、国際社会における積極性や協調性及びコミュニケーション能力を持ったグローバル化に対応できる人材の育成を進めます。

○友好都市との交流事業や市内在住外国人と日本人が交流する事業を実施し、豊かな国際感覚を持つ人材が育つ環境づくりを進めます。

(2) 国際協力の推進

○国際協力理解のための講座等の開催や研修生の受入れなどを通じて、国際協力の意識の醸成を図ります。

基本構想

資料編

(3) 確かな学力が育つ授業の充実

(「義務教育」(98 ページ) の項 参照)

施策3 多文化共生社会の推進

(1) 外国籍市民への支援の充実

- 外国人相談窓口の充実を図ります。
- 外国人と地域の人が共に暮らしやすい多文化共生の地域づくりを目指し、ICT を利用した多言語、やさしい日本語などを活用した情報提供を行います。
- NPO 等民間団体と協力して日本語教室を開催するなど、外国人の日本語の習得を進めます。
- 日本語支援ボランティアなどと協力し、小・中学校での外国籍児童生徒を支援します。

(2) 地域の理解の促進

- 自治会や国際交流団体などと協力して、防災訓練などの地域や行政の活動に外国人も積極的に参加できる地域づくりを進めます。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
ホームステイボランティアを増やします。	26 世帯	47 世帯 	56 世帯
日本語ボランティアを増やします。	24 人	52 人 	75 人
日本語教室へ参加する外国人を増やします。	67 人	57 人 	85 人

主要な事業

事業名	事業内容
国際交流事業	新たな文化交流や経済交流の推進
中高生の海外派遣事業	友好都市や英語圏の都市への中高生の派遣
やさしい日本語普及事業	市民を対象とした、やさしい日本語の講座の実施



世界にはばたく子供たち育成事業



サンタモニカ親善訪問団



韓国栄州市との交流

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

市民と一緒に取り組むまちづくり

魅力はもとより、課題も市民と行政の双方が共有し、その実践についても一緒に取り組むまちづくりを進めます。

市民参加
行財政

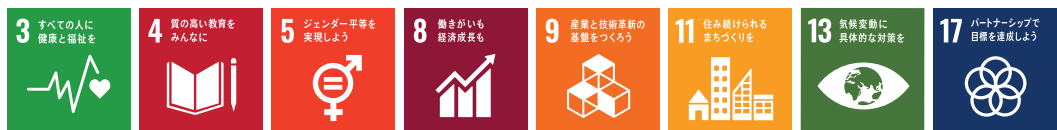
政策

1

未来の元気と活力を創出するまち

(地方創生)

SDGs への貢献



基本方針

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる施策を進めます。また、移住・定住の取組などによる人口減少の克服を目指します。

施策の内容

施策 1 結婚・子育ての思いが実る環境づくり

(1) 出会い・結婚の希望の実現

- 同世代・異業種の男女による交流の場を創出します。
- 結婚に対する意識の醸成を図るとともに、結婚を希望する人を支援します。

(2) 社会全体で支える子育ての推進

- 妊娠・出産・子育てについて、母親の視点に立った支援に取り組みます。
- 男性の育児に対する意識の醸成を図ります。また、若年層に対し、出産や子育てについての意識の啓発に取り組みます。
- 誰もが子育てを支援できる環境づくりに取り組みます。

(3) 母子保健の充実

(「健康づくり」(84 ページ) の項 参照)

施策 2 女性が活躍できる社会づくり

(1) 女性の活躍に向けての支援

- 女性応援会議を活用し、女性の活躍に係る施策の充実に努めます。
- 企業などにおける女性の子育て支援の充実を図ります。
- 社会のあらゆる分野において、指導的地位に立つ女性の割合を増やす取組を進めます。

施策3 移住・定住人口の拡大**(1) 関係人口※の創出**

○移住・定住人口の拡大に向け、ふるさと納税寄附者やキャンプ客などを対象に、まちの魅力を効果的に発信し、「関係人口」を創出します。

(2) 移住定住プロモーションの実施

○ポータルサイトやSNS等を活用し、本市での暮らしをイメージできる情報を発信するなど、移住定住プロモーションを効果的に展開します。

○テレワーク等の普及やライフスタイルの変化などによる地方への関心の高まりを踏まえ、移住希望者のニーズにあった支援を行います。

○若者の定住に向けて、多様な働き方の実現を促すため、地域で働く人が交流できる環境を創出します。

(3) 空家の活用

○インターネットにおいて、空家に関する情報提供に取り組みます。

○空家を活用して、移住者を受け入れる団体を支援します。

(4) 就業機会の拡大

(「労働・雇用」(78ページ)の項 参照)

(5) 雇用環境の整備

(「労働・雇用」(78ページ)の項 参照)

(6) 定住推進活動の支援

○地域住民や移住者、移住希望者の交流機会の充実を図るとともに、地域主体の移住定住推進活動を支援します。

施策4 SDGsの視点を取り入れた持続可能なまちづくりの推進**(1) 地方創生に向けたSDGsの推進**

○市民や企業などに向けて、『富士山を守り 未来につなぐ 富士山SDGs』の普及啓発を図るとともに、社会・経済・環境の3側面から地域課題の解決に向けた持続可能な取組を進めます。



富士山を守り、未来につなぐ。

富士山SDGs | SDGs
未来都市
富士宮市

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
ベビーステーションの登録施設を増やします。 (公共施設含む。)	0 か所	65 か所 →	83 か所
移住・定住推進活動団体数を増やします。	1 団体	3 団体 →	5 団体
県外からの移住者を増やします。 (平成 27 年度からの累計人数)	—	212 人 →	614 人

主要な事業

事業名	事業内容
妊娠・出産・子育てシェアサポート事業	母親の目線に立った子育て支援の充実
ふじのみやベビーステーション事業	ベビーステーションの登録・管理など
出会い・交流応援事業	出会い・交流の場の創出など
ハハラッチ事業	母親目線での情報発信
移住・定住促進事業	ポータルサイトによる移住・定住の促進など
地域間交流事業	地域資源を活用した地域内外の人が相互に交流する機会の創出
子育て応援事業	社会の育児意識の向上や子育て応援休暇制度の推進
総合戦略推進事業	第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗管理
地方創生に向けた SDGs 推進事業	SDGs の普及啓発、地域課題の解決に向けた SDGs の活用
結婚新生活支援事業	結婚新生活に向けた助成
少子化対策事業	働き方改革やワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れながら、官民連携で少子化対策について検討するワークショップやシンポジウムの開催
農村コミュニティ支援事業	農村地域の豊かな地域資源を活用した誘客イベント等への支援



ハハラッチライターを育成



出会い交流応援事業「みや恋」



図書館のSDGs 特設コーナー



移住・定住推進委員会の活動



※ 関係人口

▶市外在住でありながら、本市に何度も寄附をしてくれる人やまちづくりに意見をくれる人など、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。

男女ともに人権が尊重され個性と能力を発揮できるまち (男女共同参画)

SDGs への貢献



基本方針

男女ともに個人として尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画についての理解の促進と、男女共同参画施策の総合的推進に努めます。

施策の内容

施策1 男女共同参画についての理解の促進

(1) 男女共同参画についての理解の促進

- 男女共同参画の考え方を理解し、認識を深める学習を推進するとともに、広報・啓発活動を実施します。
- 性の多様性を正しく理解し、認め合えるような施策に取り組みます。

施策2 男女共同参画施策の総合的推進

(1) 男女共同参画プランの推進

- 男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組みます。
- 市民や企業と協働で、男女共同参画、女性活躍、ワーク・ライフ・バランスなどの活用を検討し普及につなげます。

(2) 男女共同参画センターの活用

- 男女共同参画センターを拠点として活動する団体の相互の交流や活動を支援するとともに、フォーラムを開催し、男女共同参画の考え方の理解を深めます。
- 女性のための相談事業を充実します。

施策3 人権の尊重**(1) 人権啓発の推進**

○市民一人ひとりが人権への理解を深め、互いの人権を尊重し合えるよう、人権の啓発を推進します。

(2) 性的マイノリティ※への支援

○性の多様性を正しく理解するための啓発、当事者に対する配慮や相談等の支援を行います。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
審議会等の委員に占める女性の割合を増やします。	27.7%	26.9% →	30.0%

主要な事業

事業名	事業内容
男女共同参画理解・意識啓発事業	小・中学校における男女共同参画理解・意識啓発講座の実施
性的マイノリティセミナー事業	性の多様性を理解するための講座等の実施



小学校講話



※ 性的マイノリティ ▶ LGBTQIA など、性のあり方が多数派と異なる人のこと。

政策
3

知恵と力を生かしともに輝く市民協働を進めるまち (市民協働)

SDGs への貢献



基本方針

市民が自主的・自発的に行う公益活動を促進するとともに、地域内にある魅力や課題を互いに共有し、ともに支え合う自立したまちづくりを進めます。また、市民、NPO、企業等の知識やアイデアを活用するとともに、参画の機会を更に拡充し、共助社会づくりを進めます。

施策の内容

施策1 市民との協働の推進

(1) 市民の公益活動を促す環境づくり

- 市民自らが地域内の魅力や課題を発見し、取り組む意識を高める講座や、NPO等市民活動団体等に関する情報提供を通じて、市民の自主的・自発的な活動を促進します。
- 市民の公益的な活動の活性化のために、相談や活動場所の整備等、支援の充実を図ります。

(2) 共助社会の体制づくり及び担い手の育成

- 共助社会づくりの担い手の育成を図るとともに、担い手支援にもつながる情報発信や体制づくりを進めます。
- 地域コミュニティやNPO等の市民活動団体、中小企業などの多様な担い手との協働を進め地域の魅力向上や課題解決に取り組みます。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
市民協働で進める事業を増やします。	113事業	177事業	180事業

主要な事業

事業名	事業内容
NPO等市民活動促進事業	NPO、ボランティア団体等への事業委託

序論

後期基本計画

基本構想

資料編



NPO 等市民活動促進事業
(スペイン空手ナショナルチーム市民交流)

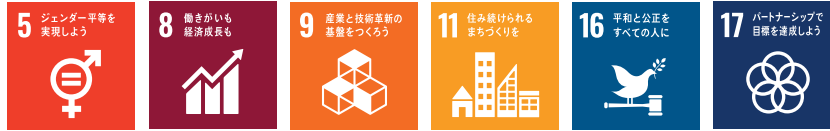


NPO 等市民活動促進事業
(高齢者健康事業)



富士宮駅前交流センター NPO 支援講座
「はじめてのZoom」

SDGs への貢献



基本方針

限られた財源や人員の中で、基礎自治体として行政能力及び職員資質の向上を図るとともに、計画的・効率的な行政運営を進めることにより、社会環境の変化や多様化・高度化する市民ニーズ等に的確に対応します。

施策の内容

施策1 総合的・計画的な行政の推進

(1) 総合的・計画的な行政の推進

○総合計画や各種個別計画に基づき、総合的・計画的な行政の推進を図ります。

施策2 効果的・効率的な行政運営

(1) 公共施設等の総合的・効率的な運営

○市の公共施設等の現状把握と人口動向、施設の利用需要、財政収支見込みなどの予測を基に策定した公共施設等総合管理計画により、公共施設等の更新、長寿命化、再編などを長期的な視点に立って計画的に推進します。

○個別施設計画に基づき、財政負担の軽減・平準化と公共施設等の総合的・効率的な整備・管理運営を行います。

(2) 行政事務の効率化・市民サービスの向上

○行政のデジタル化の推進に伴い、行政事務をより効率化させ、市民サービスの向上を図ります。

(3) 民間委託の推進

○市民サービスの維持、公共性等に配慮しながら、民間活力の導入により更なる市民サービスの向上や効率的な執行が可能となる業務について、民間委託を進めます。

(4) 官民連携の推進

○行政と民間との連携を深め、民間の力とノウハウを活用することにより、更なる行政サービスの向上を図ります。

施策3 適正な職員配置と人材育成**(1) 職員の適正配置**

○行政ニーズに応じた適正な職員配置を行うため、第1次富士宮市行政経営プランにおいて定めた職員数の適正管理の考え方にに基づき、病院部門及び配置基準のある職種を除く全フルタイム職員を総数管理し、年齢構成及び採用数の平準化を図るとともに、技術の継承などを視野に入れた計画的な職員採用・配置に取り組みます。

(2) 人材の育成

- 職員個々の適性・能力・実績を適正に評価し、処遇に反映する人事評価制度を通じて、職員の意識改革を図るとともに、組織力の向上に努めます。
- 研修等を通じて、知識・技術の習得、能力の向上を図るとともに、他市町の職員との交流・情報収集の機会を増やし、広い視野と柔軟な考えを持った職員の育成に努めます。

施策4 情報公開の推進と個人情報の適正な管理**(1) 情報公開の推進と個人情報の適正な管理**

- 市民の市政情報についての知る権利を保障するとともに、市民の理解と協力の下、信頼される開かれた市政の実現のため、情報公開を推進し、市政の透明性を高めます。
- 市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適正に管理します。

主要な事業

事業名	事業内容
公共施設等総合管理事業	公共施設等の更新・長寿命化・再編などの進捗管理
総合計画・実施計画推進事業	第5次総合計画の推進、第6次総合計画の策定
都市計画マスタープラン推進事業	都市計画マスタープランの推進
職員研修事業	各種職員研修の実施
人事管理事業	採用、異動、人事評価制度による昇格、昇給、分限処分への反映



包括連携協定

SDGs への貢献



基本方針

活力ある元気なまちを創造するため、地域の活性化対策など積極的な取組が行えるよう、徹底した事務・事業の見直しや事業の選択と集中による効率的な財政運営を推進するとともに、将来負担に配慮した財政規律を設定することで、持続可能な財政運営を確立します。

施策の内容

施策 1 持続可能で健全な財政運営

(1) 安定した財政運営が可能な財政基盤の構築

- 社会経済情勢の的確な把握により、中長期的展望に立った財政収支予測を行い、実施計画と連動した実現性の高い財政計画を策定します。
- 現役世代と将来世代における負担の公平性の観点から市債の有効活用を図るとともに、健全財政の適正な水準を確保するため、公債費の適正化に取り組みます。
- 発生主義、複式簿記による財務書類を作成し、各種財政指標の設定や適切な資産管理、事業別・施設別といったセグメント（管理事業）ごとのコスト分析に活用することによりマネジメント機能の強化に努めるとともに、市財政の状況を市民などに公表し、情報の共有を図ります。

(2) 適正な財源配分の推進

- 総合的視点から事業の選択と集中を実施し、事業効果や将来負担等に応じた適正な財源配分に努めることにより、多様化する行政需要への対応を図ります。
- 補助金交付に関する指針に基づき、補助金等の目的・必要性・効果・効率性を精査し、見直しを進めます。
- 行政コストに対する受益者負担の適正化の観点から、使用料・手数料の見直しを進めます。

施策2 公平・適切な歳入確保と効果的な資産活用

(1) 公平かつ効果的な財源調達の推進

- 賦課に関する課税物件等の正確な調査、把握等を行い、公平な課税に努めます。
- 滞納整理の強化や自主納付意識の啓発とともに納税手段の改革を行うことにより、市税等の未納・滞納を減少させ、収納率の向上を図ります。
- 市が所有する未利用財産の売却、貸付を積極的に行い、収益財産として利活用します。

施策3 ふるさと納税制度の活用

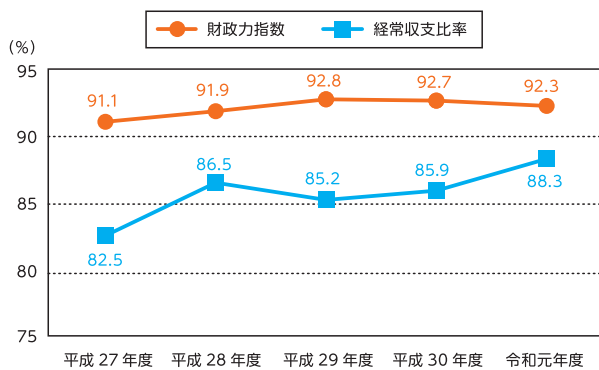
(1) ふるさと納税の推進

- ふるさと納税制度を活用し、個人からの寄附を募り、地域の活性化対策など積極的な取組を推進します。

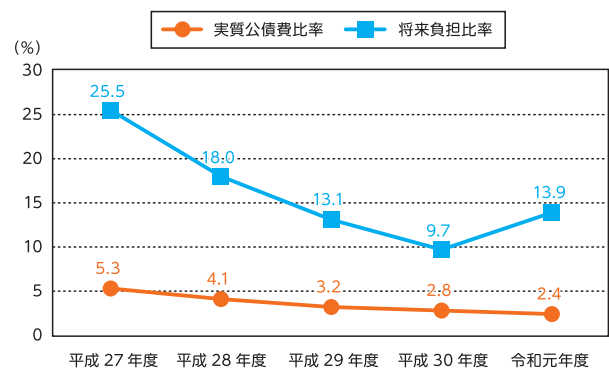
(2) 企業版ふるさと納税の推進

- 企業版ふるさと納税制度を活用し、企業からの寄附を募り、地域の活性化対策など積極的な取組を推進します。

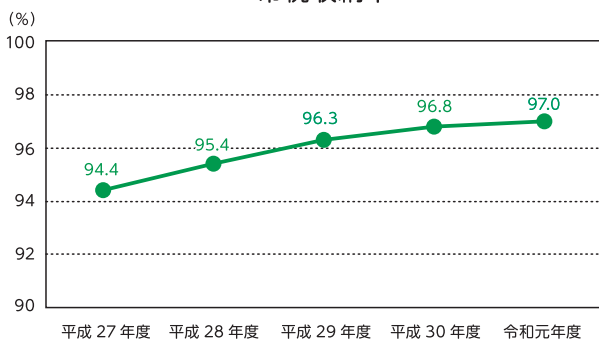
財政力指数と経常収支比率



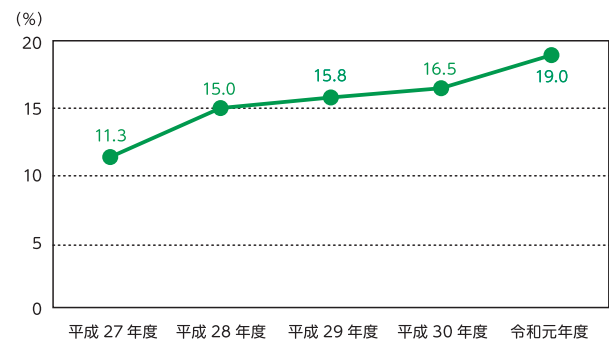
実質公債費比率と将来負担比率



市税収納率



財政調整基金現在高比率
(標準財政規模に対する財政調整基金現在高)



みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
経常収支比率※を抑制します。	82.5%	88.3% (県平均 88.5%)	県平均以下
実質公債費比率※を抑制します。	7.0%	2.4% (県平均 5.9%)	県平均以下
将来負担比率※を抑制します。	23.6%	13.9% (県平均 16.1%)	県平均以下
財政調整基金を積み立てます。 (標準財政規模に対する財政調整基金現在高)	14.4%	19.0% (県平均 13.2%)	県平均以上
市税収納率の向上を図ります。	93.9%	97.0% (県平均 97.8%)	県平均以上

主要な事業

事業名	事業内容
財政計画策定事業	中期的な財政収支計画の策定
地方公会計整備促進事業	マネジメント強化のための財務書類の作成と活用
市有財産管理事業	市有財産の有効活用
ふじのみや寄附金事業	ふるさと納税の募集及び市外寄附者に対する返礼品の提供

魅力的なふるさと納税返礼品



将棋の駒



パラグライダー体験



地場産品の詰合せ



- ※ 経常収支比率 ▶ 毎年度、経常的に支出される経費（人件費、扶助費、公債費〈市が借り入れた市債の元利償還金〉など）が経常的に収入される一般財源に対し、どの程度の割合かを示すもの。
- ※ 実質公債費比率 ▶ 市のすべての会計に一部事務組合なども含めた会計において、標準的な財政規模に対する実質的な公債費の比率を、過去 3 年間の平均で示したもの。
- ※ 将来負担比率 ▶ 市のすべての会計に一部事務組合や土地開発公社、振興公社なども含めた会計において、標準的な財政規模に対する負債（公債費、債務負担など）の比率を示したもの。

政策

6

広域連携で住みやすいまち

(広域行政)

序論

後期基本計画

SDGs への貢献



基本方針

近隣の市町や国・県との連携を強化し、広域的な行政サービスを研究・推進します。また、富士山の周辺にある自治体と連携して、共通の課題解決に努めます。

施策の内容

施策1 周辺市町との連携の強化

(1) 広域行政サービスの推進

- 広域的な課題や、生活圈・行動範囲の拡大などに適切に対応し、質の高い行政サービスを提供するため、富士山の周辺にある近隣市町との連携を進めます。
- 山梨県と隣接している地理的条件を生かし、県境を越えた市町村との連携についての研究・検討を進めます。

(2) 新たな連携方策の調査・研究

- 地域と地域の連携の構築として、連携中枢都市圏*や定住自立圏*といった広域連携のあり方や新たな連携方策についての調査・研究を進めます。

施策2 国・県との連携の強化

(1) 国・県との連携の強化

- 市民サービス向上のため、国・県からの情報を迅速・的確に把握するとともに、連携を更に強化します。

基本構想

資料編

主要な事業

事業名	事業内容
富士地区広域行政連絡会事業	富士地区（富士市及び富士宮市）が抱える広域にかかわる課題について共通認識の下に、解決に取り組む
富士山ネットワーク会議事業	富士山麓の4市1町（富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市及び小山町）が抱える広域に関わる課題について連携を図り、共通認識の下に、解決に取り組む
富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議事業	富士箱根伊豆交流圏の市町村が、圏域の自然環境、歴史、文化等を生かし守りながら、連携して交流を進め、課題の解決に取り組む



富士山ネットワーク会議で「ご当地ナンバー」を披露



図柄入富士山ナンバー



- ※ **連携中枢都市圏** ▶ 地域における中心市と近隣の市町村が、地方自治法に規定される連携協約を締結することで形成する一つの圏域のこと。
- ※ **定住自立圏** ▶ 医療や買い物など、住民生活に必要な機能について一定の集積がある中心市と近隣の市町村で形成される、地方において定住人口の受け皿となる圏域のこと。

政策
7

広聴広報の充実により広がりをもつまち (広聴広報)

SDGs への貢献



基本方針

多様化する市民ニーズに対応するため、ICT を積極的に利活用して、市民ニーズを的確に把握できる広聴活動を行うとともに、適時に適切な情報を発信し、市内外の関心を惹き付ける広報活動を行います。

施策の内容

施策1 市民との情報共有

(1) 市政に生かせる広聴の実現

- 市政モニター、高校生議会、市長への手紙など、広く市民の意見や要望を聴き、ICT を活用し双方向コミュニケーションを進め、施策に反映させます。
- 市民アンケートを活用し、定期的に市民の意識を調査するとともに、施策への意見を集めます。

(2) 市民に伝わる広報の実現

- 広報ふじのみやをはじめとする刊行物や市ホームページなどを誰にでも見やすくわかりやすく効果的に情報提供します。
- SNS やコミュニティ FM などを活用して、行政情報や災害情報をはじめとする地域の情報を迅速かつ適時適切に発信します。

(3) シビックプライド※の醸成

- 市民が地域のことを知り、関心を深めるために、まちの魅力や課題を取り上げ、市について考える機会を与える情報発信、情報提供を行います。
- 市のイメージの定着を図るため、市のキャラクター・キャッチフレーズを効果的に活用します。
- まちの魅力を市民・企業と連携して市内外に発信します。

施策2 まちの魅力を創造・発信

(1) 首都圏シティセールスの展開

○豊かな自然を生かしたワーケーションやエコツアーなど、ニューノーマル（新しい生活様式）に合った魅力を創造し、首都圏へ向けて発信します。

(2) 関係人口の創出

○関係人口を創出するため、市民や団体、企業などと連携してまちの魅力の発信に取り組みます。

(3) ふるさと納税の推進

（「財政運営」（157 ページ）の項 参照）

(4) 企業版ふるさと納税の推進

（「財政運営」（157 ページ）の項 参照）

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
市ホームページの内容を充実します。 (アクセス数)	430 万件	447 万件 →	530 万件
関係人口を増やします。 (SNS でつながる市外の登録者数)	—	0 人 →	5,500 人

主要な事業

事業名	事業内容
広報ふじのみや発行事業	広報紙「広報ふじのみや」の発行
首都圏シティセールス事業	魅力創出による市の知名度の向上及びまちづくり活動の活発化
ふじのみや寄附金事業	ふるさと納税の募集及び市外寄附者に対する返礼品の提供
情報発信推進事業	SNS 等を活用した情報発信



※ シビックプライド ▶市に対する市民の誇りのこと。まちを構成する一員であるという意識を持ってまちを愛する心。

政策
8情報通信技術を安全で有効に活用できるまち
(高度情報化)

SDGs への貢献



基本方針

ICTの活用を図り、行政事務の効率化と情報セキュリティ対策に努めます。また、情報を安全、迅速、確実に提供できる手段を構築するとともに、ICTを利活用した質の高い情報化社会を目指します。

施策の内容

施策1 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

(1) 行政のデジタル化の推進

- 行政手続のオンライン化を進め、市民の利便性を高めます。また、業務の効率化を進め、行政サービスの更なる向上を図ります。
- AI・RPAなどの新しいデジタル技術の調査研究を行い、スマート自治体を目指した職員のレベルアップを図ります。

(2) 地域社会のデジタル化の推進

- 国が目指す未来社会 Society5.0*の実現に向け、情報のオープンデータ化を進めるとともに、市民生活の向上や企業活動の活性化など、新たな価値創出につなげます。

(3) マイナンバーカード利用の普及

- 市民がマイナンバーカードの機能を利用した手続など利便性を実感できるよう、マイナンバーカードを活用した行政サービスの普及を進めます。

施策2 情報セキュリティの徹底

(1) 個人情報の保護対策

- 業務システムと運用の両面から、個人情報や特定個人情報*の適正な管理及び保護対策を徹底します。

(2) 情報システムのセキュリティ対策

- セキュリティインシデント防止のため、情報システムのセキュリティ対策を進めます。
- 情報システムのセキュリティに関する知識を持つ人材を育成します。

施策3 デジタルデバインド※対策の推進

(1) デジタルサポートとデジタルリテラシー※の向上

- 急速なデジタル化に伴い、市民がデジタル技術の利用に戸惑いなく、安全・有効に活用できるよう、市民にやさしいサービスの構築とサポートの向上を図ります。
- 日々進展する ICT 技術に対応できるよう、デジタルリテラシーの向上と専門的技術の習得に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
行政手続のオンライン化を進めます。	22 手続	72 手続 →	150 手続
情報セキュリティに関する知識を持つ人材を育成します。(研修参加者数)	223 人	1,047 人 →	1,200 人

主要な事業

事業名	事業内容
行政手続オンライン化推進事業	電子申請手続の拡大
マイナンバー制度活用事業	マイナンバーカードを活用した情報システムの整備
市民公開型地図情報整備事業	道路台帳などの地図情報の整備



ワクチン予約サポート



市公式 LINE 画面

※ Society5.0

▶ 仮想空間と現実空間を連携し、すべての物や情報、人を一つにつなぐとともに、AI 等の活用により経済発展と社会的課題の解決を両立する社会のこと。

※ 特定個人情報

▶ マイナンバー（個人番号）を含む個人情報のこと。

※ デジタルデバインド

▶ パソコンやインターネット等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる情報格差のこと。

※ デジタルリテラシー

▶ デジタル情報や通信について、それらを活用するパソコンやスマートフォンなどの機器やアプリについての知識、利用する能力のこと。



基本構想

- 第 1 章 将来都市像
- 第 2 章 将来都市像を実現するための3つの重点取組
- 第 3 章 将来都市像を実現するための
分野別の基本目標と政策
- 第 4 章 将来人口
- 第 5 章 土地利用構想
- 第 6 章 将来都市像の実現に向けたイメージ

基本構想は、本市が10年後の富士宮を見据えて掲げる「将来都市像」、将来都市像を実現するために分野別に取り組むための「基本目標」、まちづくりを進めるための「将来人口」、都市基盤整備の方向性を示す「土地利用構想」、そして分野別に更に細分化した取組を示す「政策の基本方針」を定め、総合的かつ計画的なまちづくりの指針とするものです。

第1章 将来都市像

現代社会の変化や情勢によって、私たちのライフスタイルや価値観が多様化しているとともに、人口減少や少子高齢化、更なる核家族化など、様々な問題を抱えています。一方で、東日本大震災をきっかけとして、家族や友人、地域などの絆やつながりなどが、改めて見直されています。

今こそ、市民・企業・行政が一体となり、将来に向かって誰もが輝く夢を持ち続けることができ、「住んでよし 訪れてよし」「出会うよし 結ばれてよし」「生んでよし 育ててよし」「学んでよし 働いてよし」のまちづくりの合言葉により、魅力あふれる富士宮の未来に向け、更に国際色豊かで文化的な都市を目指して、一歩ずつ歩みを進めていきます。

富士山の麓にあるまち富士宮で、生まれ、育ち、生活している私たちにとって、富士山はそこに悠然とあるもの、なくてはならない大事な世界の宝です。

この富士山の麓で、私たちが希望ある夢を描ける富士宮の未来を共に創りあげるため、本市が目指す将来都市像を、

富士山の恵みを活かした 元気に輝く国際文化都市



とし、その実現に向けて着実なまちづくりを進めていきます。

第2章 将来都市像を実現するための 3つの重点取組

将来都市像にふさわしい魅力あふれるまちづくりを進めるため、本市が総力を挙げて取り組む必要があるテーマについて、3つの取組を定め、この取組に沿って重点的に事業を進めていきます。

取組 1

恵み豊かな未来づくり

～世界遺産富士山の恵みを保全し、活用する～

世界遺産である富士山の豊かな恵みは、私たちが先人から受け継いだ大切な宝であり、これを次の世代へ受け継いでいくことが重要です。また、その宝を生かした富士宮を世界中にアピールすることが求められています。

そのため、富士山の山麓に広がる雄大な森林や豊かな湧水などの自然環境だけでなく、優れた歴史や文化、美しい景観を大切に保全して後世に引き継ぎ、その活用に努めます。

また、国際文化都市にふさわしい本市を築くため、古来の伝統や世界遺産といった「本物の良さ」を生かしたまちづくりを進め、世界に向けて情報を発信するとともに、富士山静岡空港などを利用した世界中からの来訪者を受入れる態勢を整えます。さらに、交通基盤が整い、魅力ある観光と産業が調和したまちを目指します。



白糸の滝



富士山本宮浅間大社

取組 2

いきいき元気な未来づくり

～安全・安心なまちで、健康を育み元気に暮らす～

家族や地域のあり方が変わり、コミュニティの希薄化が懸念されている中で、あらためて人と人との絆やつながりを見つめ直すことが重要です。

また、市民生活を守るための防災・減災対策や公共施設の長寿命化*対策は欠くことができません。

さらに、社会保障費の増大を抑えつつ、市民が健康に過ごすことのできる社会づくりが求められています。

そのため、地域コミュニティが活発に活動し、共に支え合い、互いの顔が見やすい安全なまちとともに、老朽化する施設の維持管理や耐震化といった防災・減災対策などにより、自然災害に備え、安心して暮らすことのできるまちを目指します。

また、福祉や医療を充実させる一方で、健康づくりの推進に努め、誰もが生きがいを持って元気に過ごすことのできるまちを目指します。



乳幼児を対象としたフッ素塗布



ショッピングセンター内でも介護予防事業



※ 公共施設の長寿命化 ▶ 高度経済成長時代に建設した公共施設が老朽化し、一斉に更新時期を迎えるため、劣化状況を的確に把握し、効率的な予防保全を実施すること。

取組 3

誰もが輝く未来づくり

～人とまちが輝き、人口減少社会に打ち克つ～

人口減少が全国的な課題となる中で、子どもを安心して産み、育てられる環境や社会づくりが重要であり、そのために就業の場の確保も必要です。

また、市民一人ひとりが地域を愛する心を醸成し、愛される富士宮を共に創り上げていくことが求められています。

そのため、安心して結婚や出産、子どもを育てることができる環境整備に努めるとともに、女性が持つ力を最大限に発揮できるまちを目指します。

また、誰もがいつまでもこの地域で誇りを持って働くことができ、ここで生まれた子どもたちが、ここに戻って働くことができる労働環境が整った地域を目指します。

さらに、子どもから大人まで、学びの機会を充実し、ふるさとを愛する心を育む取組を推進するとともに、本市の魅力を十分に発揮し、住みたい、訪れたいと思われるまちを目指します。



保育園での水遊び



複合遊具（白糸自然公園）

第3章 将来都市像を実現するための分野別の基本目標と政策

将来都市像の実現に向けて、次の7つの分野において基本目標を定めるとともに、それぞれの基本目標に基づいた政策を定め、効果的なまちづくりを進めていきます。

基本目標1 富士山の自然と調和した循環力があるまちづくり(環境)

富士山の優れた自然環境や景観を保全するとともに、自然との調和を図り、好循環をいつまでも持続させるまちづくりを進めます。

政策1 地球環境保全とエネルギーの有効利用を推進するまち(地球環境)

地球の環境を守るため、市民の環境保全意識を高め、環境保全活動につなげるように努めます。また、エネルギーの有効利用を推進するとともに、地球環境への負荷が少ないエネルギーの導入を推進します。

政策2 資源循環により物を有効に使うまち(資源循環)

循環型社会を形成するため、分別品目の拡大や市民及び事業者の積極的な協力を促し、自主的なリサイクル活動を推進するなど廃棄物の資源化を推進します。

政策3 いつまでもきれいなまち(生活環境)

生活環境を安全で快適に保つため、ごみ処理対策の充実及び不法投棄の防止を図るとともに、処理施設の適正な管理、公害防止対策の充実、環境美化の推進及び環境衛生の充実に努めます。

政策4 大切な自然環境を守り育てるまち(自然環境)

受け継いできた優れた自然について、自然保護・環境保全対策を積極的に推進します。特に、世界遺産となった富士山について、その恵みを後世に引き継ぐよう努めます。

政策5 限りある水資源を守り有効に活用するまち(水利用)

「水は限りある資源である」という考えのもと、水資源の調査、湧水池の巡回監視等続け、水資源をかん養し、水の有効かつ適正な利用を図ります。

政策6 安全な水で清潔・快適なまち(上下水道)

富士山からの豊富な地下水の清廉さを維持し、安全で安定した水の供給に努めます。また、河川水質を保全するために、下水道施設の計画的な施設整備や水洗化を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置促進等を徹底し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

基本目標 2 富士山の麓から創造力と活力がみなぎるまちづくり（産業）

富士山からの恵みである豊かな資源を活用した特色ある観光、農林水産業、商工業を創造し、国内はもとより世界の各地から多くの人が集まる元気なまちづくりを進めます。

政策 1 富士山と豊かな水に育まれた食のまち（食）

富士山麓の広大な森林・高原や豊富な湧水等の恵まれた自然環境に育まれて生産される、おいしく、安全で特色ある多様な食材の地産地消・地産外消を進め、農林水産業をはじめとする、観光、商業、工業等の産業振興とともに、心身の健康づくりや食育を推進します。

政策 2 美しい富士山と農林水産業が共存するまち（農林水産業）

担い手の育成や基盤整備の促進に努めるとともに、農地の保全と耕作放棄地の解消を図るため、鳥獣被害防止対策や新規就農者の支援のほか、農業生産法人等企業の農業参入について検討します。また、安全で安心な付加価値の高い農林水産物の生産を推進してブランド化を図るなど、農林水産業の振興に努めます。

政策 3 人と地域を生かした創造性豊かな産業のまち（工業）

特色ある産業基盤の構築を図るため、地域ブランドを発信する食品、医療、環境等の産業の誘致や留置を積極的に行うとともに、中小企業の支援のため、創造的人材の育成強化、知的財産の保護及び活用の推進に努めます。

政策 4 元気あり、笑顔あり、人が交わるにぎわいのまち（商業）

商業の振興を図るため、小売業、サービス業等の経営基盤の強化を支援します。また、中心商店街において、商品力・販売力・個店魅力などを向上させ、富士山本宮浅間大社、富士山世界遺産センターを中心に、にぎわいのあるまちづくりを進めます。

政策 5 訪れる人に感動を与えるおもてなしのまち（観光）

富士山を生かした新たな観光企画づくりに努め、ソーシャルネットワーキングサービスを活用した広報・宣伝活動を展開します。また、イベントや体験型観光を生かし、国内外から観光客の誘客を図ります。

政策 6 安心していきいきと働けるまち（労働・雇用）

勤労者の福利厚生の充実及び労働環境の改善のため、融資制度を通じて、勤労者の生活を支援します。また、すべての勤労者が安心して働けるように、就業の場の確保と安定した質の高い雇用の創出に努めます。

基本目標 3 みんなの幸せと潤いを創出するまちづくり（健康福祉）

生涯を通じて、切れ目のない支援体制の充実と住民主体による地域の充実により、誰もが幸せと潤いを感じて暮らせるまちづくりを進めます。

政策 1 子どもと親の笑顔があふれるまち（子育て）

すべての子どもが笑顔で成長し、すべての家庭で育てる喜びを感じながら安心して子育てができるよう、子育て支援施策の充実を図ります。また、身体に障がいがある子ども、発達が気になる子ども一人ひとりに応じた療育を行うなど、成長に応じて様々な機関と連携を図り、切れ目のない支援に努めます。

政策 2 ともに助け合い誰もが健康で安心して暮らせるまち（健康づくり）

市民一人ひとりの健康意識を高め、生涯にわたり心身ともに健康でいきいきとした生活が送れるよう、健康づくり施策の推進と、地域で健康づくりを担う人づくり、地域のコミュニティを生かした支援体制の充実を努めます。

政策 3 地域医療の充実により市民が健康に暮らせるまち（医療）

地域の中核病院として市立病院の機能の整備充実及び災害時に即時対応できる体制整備を進めるとともに、地域の診療所と病院による病診連携の強化を図ります。また、市民の健康と安心して受診できる医療の情報提供を実施します。

政策 4 地域で支えあいやさしい心を育むまち（地域福祉）

住み慣れた地域や家庭で誰もが安心して自立した生活ができるよう、地域のネットワークづくり、地域を担う人づくりにより、地域福祉の充実を図るとともに、地域住民、福祉団体等との協働により、住民主体の地域福祉活動を推進します。

政策 5 生きがいと尊厳を持って元気に暮らせるまち（高齢者福祉）

高齢者が充実した生活を送ることができるよう、地域活動等の生きがいづくりを推進します。また、その人らしく尊厳を持って元気に暮らせるように、多様な支援やサービスを柔軟に組み合わせた支援体制を整備します。

政策 6 自立と社会参加により自分らしく暮らせる思いやりのまち（障害者福祉）

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる社会、当たり前に関わる社会の実現を目指し、身近な場所で質の高い障害福祉サービスが利用できるよう、地域の理解・協力の一層の拡大に努め、更なる地域生活の実現と社会参加を推進します。

政策 7 充実した社会保障により安心して暮らせるまち（社会保障）

誰もが安心して生活し、医療・介護保険や要保護世帯への支援等、様々な社会保障制度の充実を図ります。また、公的な制度そのものの理解を進めるための情報提供の方法や相談体制を整え、多世代に対して理解を深めるための取組に努めます。

基本目標 4 郷土に学び郷土を愛する心豊かな人を育むまちづくり (教育文化)

世代を超えて郷土の自然、歴史、文化を学び、郷土に愛着を感じ、心豊かな人を育むまちづくりを進めます。

政策 1 誰でも生涯にわたり学習できるまち (生涯学習)

誰もが生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習を続けることができるように学習環境を整備するとともに、学習の成果を生かしたまちづくりを推進します。

政策 2 豊かな人間性や社会性を育むまち (義務教育)

「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」の育成を目指して、学校・家庭・地域が連携し、教育内容の充実と信頼関係の醸成を図り、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた生きる力を育みます。また、学校の施設・設備の充実と長寿命化を図るとともに、防災・防犯体制を充実させ、安全・安心で快適な教育環境づくりに努めます。

政策 3 地域ぐるみで心身ともに健全な青少年を育てるまち (青少年健全育成)

郷土に根差した心豊かなたくましい青少年を育てるために、社会及び自然体験を通じた学習・交流の場と機会を充実します。また、家庭や地域の教育力を向上させるため、家庭・学校・地域の連携を強化し、青少年のための教育相談・指導体制を充実します。

政策 4 豊かな心を育む学習環境の充実したまち (社会教育)

市民の学習ニーズに対応する学習機会を充実させ、成果を発表する場を提供するとともに、地域や関係団体等と連携して協働するネットワーク型の社会教育活動を促進します。また、図書館の資料、施設及び設備の整備に努め、情報提供機能の充実を図ります。

政策 5 世界遺産富士山の文化を創造・継承するまち (文化・芸術)

富士山周辺の豊かな自然や歴史、文化を背景とした多彩な活動を通じて、市民主体の文化・芸術の振興を図ります。また、富士山のもとに創られ、守られてきた歴史・文化を後世へ確実に継承するとともに、国内外からの来訪者に向けてその文化的価値の理解を深めるため、効果的な情報発信に努めます。

政策 6 スポーツによる健康づくりと人々の交流を創出するまち (スポーツ・レクリエーション)

子どもから高齢者まで市民の健康増進を図るため、「市民ひとり1スポーツ」を推進し、気軽に参加のできるスポーツ教室の充実をはじめ、スポーツ・レクリエーションの場と機会を提供するとともに、各種スポーツの普及・推進のため指導者・団体の育成に努めます。また、市民が安全・安心に利用できる施設の整備を進めるとともに、大会等の誘致を推進するなどスポーツの振興と人々の交流の機会を創出します。

基本目標 5 富士山の魅力を発揮した快適なまちづくり（都市整備）

富士山の魅力を十分に発揮でき、景観保全を図る都市基盤整備を進め、人々が楽しく交流できる快適でにぎわいのあるまちづくりを進めます。

政策 1 富士山の歴史と文化が香るにぎわいのまち（市街地整備）

富士山の歴史と文化が香る魅力的なまちとして、富士山本宮浅間大社を中心に、富士山の湧水を水源とする神田川や文化財などの地域資源を生かし、景観とユニバーサルデザインに配慮した快適で機能的な市街地整備を積極的に推進します。

政策 2 交通ネットワークが整備された便利なまち（幹線道路・交通網）

総合的な交通ネットワークの充実を図るため、高速道路インターチェンジへ連絡する幹線道路や市街地における都市計画道路の整備を進めます。また、中部横断自動車道へのアクセスを含め、国道 469 号（富士南麓道路）等の機能強化を促進するとともに、市民に身近な移動手段として新幹線新富士駅と在来線との接続の実現に向けた取組に努めます。

政策 3 安全で快適な道が整備されたまち（生活道路）

市民生活に欠かせない快適な道路づくりとして通学路の安全対策や、歩行者、自転車が安全・安心に利用できる通行帯の整備、防護柵の設置等、人にやさしい道づくりを進めます。また、交通インフラの効率的な機能維持を図るため、道路や橋りょう等の長寿命化対策を進めます。

政策 4 富士山が美しく映えるまち（景観）

「富士山の庭園都市」にふさわしい景観の形成を図るため、富士山にあるまちとして、本市の景観が市民共通の資産であることへの意識醸成や、受け継がれてきた景観を後世に向けて適切に保全するとともに、新たに良好な景観を創出します。

政策 5 自然災害から市民の生活を守るまち（治山・治水）

自然災害から市民の生命と財産を守り、被害を最小限に抑えるため、災害の発生が予測される地域の治山・治水対策を図ります。

政策 6 潤いと安らぎに満ちた花と緑と水のまち（公園・緑地・水辺）

潤いと安らぎのある生活空間を確保するため、誰もが安全・安心に利用できる公園づくりを進めるとともに、水に親しむ河川環境整備に努めます。また、市民との協働により、花と緑があふれるまちの創出や、河川清掃活動等の河川愛護意識の高揚を図ります。

基本目標 6 豊かなコミュニティを持つ安全・安心なまちづくり(市民生活)

予測される南海トラフ巨大地震等の災害や事故から生命、財産を守るとともに、地域において生活しやすい環境を形成するため、コミュニティ豊かな安全で安心なまちづくりを進めます。

政策 1 自助、共助が実践される防災力の高いまち(防災)

地震、風水害等の災害による被害を最小限に抑えるため、日頃から建築物等の耐震化や非常用食料等の備蓄、自主防災会による防災訓練の実施等の「自助」「共助」の意識の高揚に努めます。また、施設や資機材、ネットワーク等の整備により、防災体制を充実させ、「防災力の高いまち」を目指します。

政策 2 災害に迅速に対応する体制が充実したまち(消防)

市民の生命、身体及び財産を守るため、災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化や高齢人口の増加等、環境の変化への確に対応する体制を充実します。また、消防団も含めた消防体制を強化するとともに、救急体制や火災予防体制の充実も図ります。

政策 3 安全・安心に暮らせる犯罪のないまち(防犯)

誰もが安全で安心して暮らせるよう、警察等の関係機関との協力関係を密にするとともに、市民協働により、多様化する犯罪を地域が一体となって防止する体制の強化を図ります。また、配偶者等からの暴力を容認しない地域づくりを推進するとともに、被害者が安心して相談できる体制を確保します。

政策 4 交通安全意識が高い事故のないまち(交通安全)

交通安全運動等を通して、交通安全意識を高めるとともに、交通指導の強化や交通安全施設の整備に努めます。また、道路施設のユニバーサルデザイン化や放置自転車を排除することによって、市民が安全に安心して利用できる道路環境を整備します。

政策 5 公共交通が整備された便利なまち(公共交通)

民間のバス路線を交通体系の軸とし、宮バスによる都市交通の利便性向上と、宮タクによる地域の生活交通を確保することで、誰もが利用できる公共交通体系の維持・整備に努めます。

政策 6 安心して長く暮らせる居住環境のよいまち(住宅・住環境)

富士山の豊かな自然や景観のもと、潤いと安らぎを感じながら健やかに暮らすことができるよう、時代の変化に対応した住宅政策を推進するとともに、各種制度等を活用して、魅力あふれる居住環境の形成を図ります。

政策 7 コミュニティ豊かな地域活動が活発なまち(コミュニティ活動)

市民のコミュニティ意識の高揚と自治会への加入促進の支援を行います。また、自治会等の地域コミュニティ組織及びその指導者の支援・育成と組織間の連携を推進するとともに、活動の拠点となる集会施設の整備、子どもたちの安全な遊び場としてのコミュニティ広場等の取得に努めます。

政策 8 消費者が安全・安心に生活できるまち(消費生活)

消費者被害を未然に防止し、安全で安心な消費生活を営むことができるよう、消費生活センターを拠点に関係部門と連携し、消費者教育と相談体制の充実を図ります。また、消費に関する知識の普及・啓発とともに情報提供を行い、消費者団体の育成、支援を推進します。

政策 9 地域に生かす国際交流を推進するまち(国際交流)

国際交流団体を中心として、友好都市との交流の深化や、市民の国際理解への意識高揚を図るとともに、地域の特性を生かし、地域活性化に寄与する国際交流活動の推進に努めます。また、外国人と地域の人たちがともに、安全に安心して暮らせる環境づくりを進めます。

基本目標 7 市民と一緒に取り組むまちづくり（市民参加・行財政）

魅力はもとより、課題も市民と行政の双方が共有し、その実践についても一緒に取り組むまちづくりを進めます。

政策 1 未来の元気と活力を創出するまち（地方創生）

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる施策を進めます。また、移住・定住の取組などによる人口減少の克服を目指します。

政策 2 男女ともに人権が尊重され個性と能力を発揮できるまち（男女共同参画）

男女ともに個人として尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画についての理解の促進と、男女共同参画施策の総合的推進に努めます。

政策 3 知恵と力を生かしともに輝く市民協働を進めるまち（市民協働）

市民が自主的・自発的に行う公益活動を促進するとともに、地域内にある魅力や課題を互いに共有し、ともに支え合う自立したまちづくりを進めます。また、市民、NPO、企業等の知識やアイデアを活用するとともに、参画の機会を更に拡充し、共助社会づくりを進めます。

政策 4 効率的な行政運営による自立したまち（行政運営）

限られた財源や人員の中で、基礎自治体として行政能力及び職員資質の向上を図るとともに、計画的・効率的な行政運営を進めることにより、社会環境の変化や多様化・高度化する市民ニーズ等に的確に対応します。

政策 5 持続可能な財政運営の確立したまち（財政運営）

活力ある元気なまちを創造するため、地域の活性化対策など積極的な取組が行えるよう、徹底した事務・事業の見直しや事業の選択と集中による効率的な財政運営を推進するとともに、将来負担に配慮した財政規律を設定することで、持続可能な財政運営を確立します。

政策 6 広域連携で住みやすいまち（広域行政）

近隣の市町や国・県との連携を強化し、広域的な行政サービスを研究・推進します。また、富士山の周辺にある自治体と連携して、共通の課題解決に努めます。

政策 7 広聴広報の充実により広がりをもつまち（広聴広報）

多様化する市民ニーズに対応するため、ICT を積極的に利活用して、市民ニーズを的確に把握できる広聴活動を行うとともに、適時に適切な情報を発信し、市内外の関心を惹き付ける広報活動を行います。

政策 8 情報通信技術を安全で有効に活用できるまち（高度情報化）

ICT の活用を図り、行政事務の効率化と情報セキュリティ対策に努めます。また、情報を安全、迅速、確実に提供できる手段を構築するとともに、ICT を利活用した質の高い情報化社会を目指します。



ふじさん
ギャラリー
2



第4章 将来人口

1 将来推計人口

本市の将来人口は、住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を基礎として転入・転出による増減、死亡による減少、出生による増加の変化を勘案して、1歳階級別の1年ごとの推移を推計するコーホート要因法*により、次のとおり推計されます。

総人口は、平成17（2005）年に135,678人でしたが、平成22（2010）年に135,764人でほぼピークを迎えた後に減少に転じ、平成27（2015）年には134,866人になりました。今後も大都市への転出や出生数の低下等により徐々に減少し、令和7（2025）年には128,000人（平成27（2015）年比約5パーセント減少）になると推計されます。

世帯数については、核家族化の進行や高齢単身世帯の増加が予測されるものの、人口の減少に伴って世帯数も徐々に減少し、平成27（2015）年は53,852世帯ですが、令和7（2025）年には53,600世帯になると推計されます。

また、平成27（2015）年は高齢人口の割合が25.7パーセントですが、令和7（2025）年には29.8パーセントに増加します。一方で、年少人口の割合は、平成27（2015）年は13.6パーセントですが令和7（2025）年には12.1パーセントに減少し、少子高齢化が更に進むものと予測されます。

2 目標人口

今後10年で進むと予測される人口減少と少子高齢化は、本市の将来に様々な影響を与えることが想定されます。将来都市像を実現するために、重点的に人口減少対策に取り組み、人口減少を抑制することで、令和7（2025）年に131,200人の人口を維持することを目標とします。

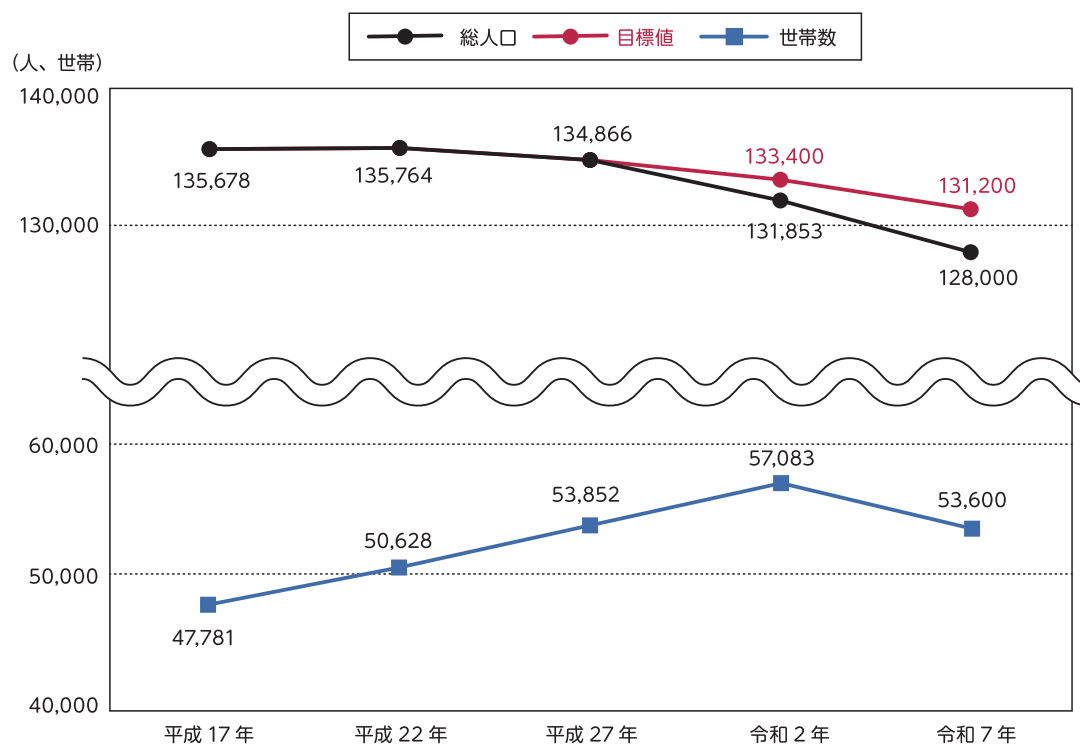
	実績値			実績値	目標値	推計値	目標値
	平成17年*	平成22年	平成27年	令和2年		令和7年	
総人口	135,678人	135,764人	134,866人	131,853人	133,400人	128,000人	131,200人
高齢人口 (65歳以上)	25,061人	29,591人	34,646人	38,233人	37,700人	38,100人	38,100人
	18.5%	21.8%	25.7%	29.0%	28.3%	29.8%	29.0%
生産年齢人口 (15～64歳)	90,827人	86,887人	81,859人	77,258人	77,800人	74,400人	75,600人
	66.9%	64.0%	60.7%	58.6%	58.3%	58.1%	57.6%
年少人口 (0～14歳)	19,790人	19,286人	18,361人	16,362人	17,900人	15,500人	17,500人
	14.6%	14.2%	13.6%	12.4%	13.4%	12.1%	13.3%
世帯数	47,781	50,628	53,852	57,083	-	53,600	-

*年齢構成別の割合は四捨五入しているため100パーセントにならない場合があります。

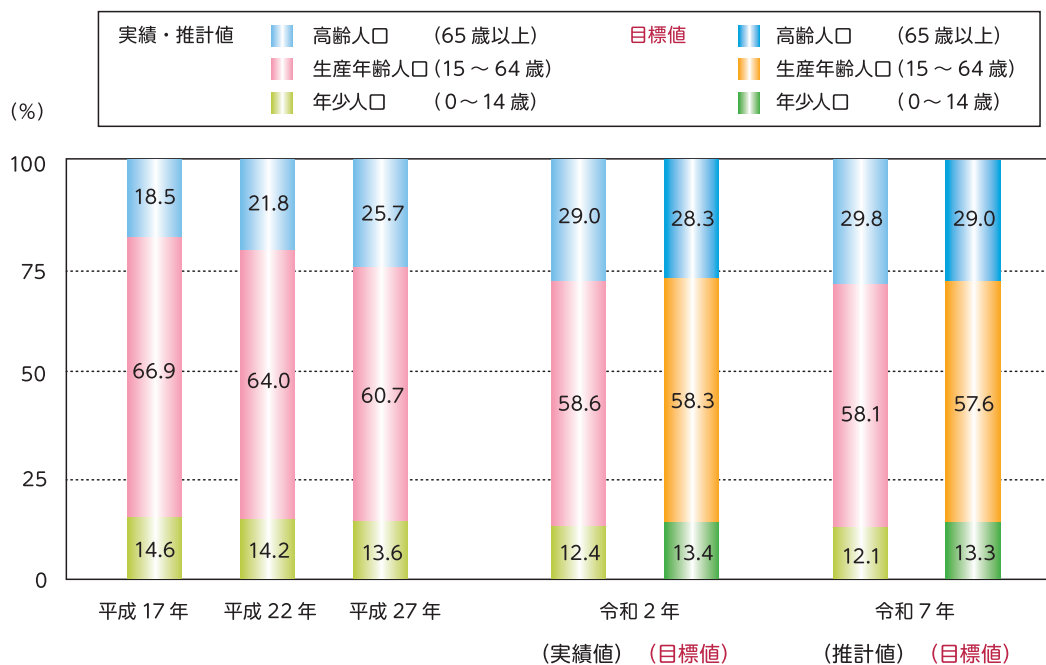
資料：住民基本台帳

*平成17年の旧芝川町分の外国人年齢別人口は推計値を使用。

総人口及び世帯数



年齢別人口構成



序論

後期基本計画

基本構想

資料編



※ コーホート要因法 ▶ 基準年次の男女別年齢別人口を出発点とし、これに仮定された男女年齢別生残率、男女年齢別社会人口移動率、女子の年齢別出生率及び出生性比を適用して将来人口を求める方法。

第5章 土地利用構想

1 土地利用の基本方針

将来都市像の実現に向けて、総合的かつ計画的な土地利用を図るため、次のとおり土地利用構想を定めます。

土地は、市民生活や産業活動を将来にわたって支えるかけがえのない資源であり、土地利用に当たっては、自然環境の保全と安全性の確保に努めながら地域の自然的、社会的、経済的、文化的な諸条件に配慮し、新東名高速道路、国道139号、国道469号（富士南麓道路）、国道52号等の主要幹線を最大限に生かした企業進出や住宅需要等、長期的な展望のもとに総合的かつ計画的な土地利用を図っていくことが必要です。

（1）総合的かつ計画的な土地利用の推進

本市は、富士山の南西麓の広大な裾野に位置し、正に富士山に抱かれた特徴ある土地条件を有しています。富士山麓や天子山系の雄大な自然環境、朝霧高原の広大な草原、富士山本宮浅間大社を中心とした市街地、旧町村役場等を中心とした集落地域、先人から引き継がれてきた田園地域等により構成されています。

市民がこのような土地の特徴を理解し、土地と人々との関わりの歴史を知り、そこから生まれた文化を学ぶことが土地利用計画を進めていく基礎となります。このため、市民の郷土意識を高めるとともに、適切な土地情報の提供を行います。

また、このような土地の特性を科学的に分析した土地分級を作成し、それに基づく土地利用診断を指針とした施策の展開を図りながら、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

（2）富士山、天子山系等の豊かな自然環境との共生

本市は、富士山麓と天子山系の雄大な自然環境の中、豊かな緑地と清らかな湧水に恵まれています。そして、そこには貴重な動植物が生息・生育するなど、富士山の恵みは、人々に憩いと安らぎを与えています。

また、富士山の恵みを土台にした農林水産業、良好な景観を生かした観光業、豊かな自然環境の中で操業する工業など、富士山麓で自然環境と産業が共存しています。

豊かな自然環境を保全するとともに、このような自然環境と共生した産業振興を図ります。

（3）安全・安心な土地利用の確立

豪雨により発生する河川の氾濫、急傾斜地の崩壊、地滑り、土石流の発生等は、市民生活を直ちに脅かすものです。また、富士山は豊かな恵みを私たちに与えてくれる一方、噴火という市民生活に深刻な被害をもたらす側面もあります。

自然災害から市民の生命と財産を守り、被害を最小限に抑えるために、自然災害の発生が予測される地域では、土地利用を適正に規制するとともに、治山・治水対策を図り、安全で安心な土地利用を推進します。

(4) 自然を活用した既存産業の育成と基幹道路を生かした産業基盤の整備

本市は、富士山の広大な土地と豊かな水資源を活用し、農林水産業の第1次産業や観光業などの第3次産業が営まれています。

第2次産業については、豊かな水を活用した化学、医療用機器から輸送用関連産業等の広がりのある構造となっています。

産業間の連携を強化するとともに、新たな産業用地を確保していくため、既存集落の維持に向けた住宅政策と併せ、インターチェンジ周辺への産業誘導を図ります。

(5) 魅力ある都市空間・生活空間の形成

本市の中心市街地は、富士山本宮浅間大社の門前町として繁栄してきた歴史を持ち、商店街や住宅地を形成してきました。

富士宮駅や富士山本宮浅間大社、更には世界遺産富士山の情報発信拠点である富士山世界遺産センターを核とし、本市の中心部にふさわしい都市機能の再構築や世界遺産にふさわしい魅力あふれるにぎわいの再生を図りながら、市街地のスプロール化の防止や計画的な市街地の整備を図ります。

さらに、市街地内の社寺林や市街地の周辺にある樹林地を適切に保存しながら、緑豊かな都市環境と富士山と調和した美しい景観の形成を図ります。

(6) 伝統・文化を引き継ぐ集落環境の維持

本市は、昭和17(1942)年に大宮町と富丘村の合併により誕生し、その後、昭和30(1955)年に富士根村、昭和33(1958)年に白糸村、上井出村、北山村、上野村と合併をしています。一方、芝川町では、昭和31(1956)年に芝富村と内房村の合併、昭和32(1957)年に柚野村の合併を経ています。

昭和から平成に移り、平成22(2010)年に芝川町と合併することで、現在の富士宮市となりました。このように、町村の合併を繰り返しながら、市域を拡大し、発展してきました。

これら旧町村役場等を中心とした集落地域には、地域の伝統文化が今日まで引き継がれています。しかし、近年の少子高齢化の影響を受け、各集落地域では地域の担い手や継承者が減少し、コミュニティの維持が懸念されているため、地域における人材の育成や郷土愛の醸成のほか、旧町村役場等を中心とした集落地域の拠点機能の強化を図りつつ、集落環境の整備や計画的な住宅地の確保を図ります。

さらに、集落にある樹林地や先人から引き継がれてきた田園風景を適切に保全しながら、富士山の景観と調和した緑豊かな集落環境の形成を図ります。

2 ゾーン別土地利用の方向

市全体が調和の保たれた発展を成し遂げられるよう、市域を5つのゾーンに区分し、各地域の特性を生かした土地利用の方向を定めます。

この土地利用の方向は、各ゾーンにおける保全、活用及び整備の概念を示すものであり、具体的な土地利用計画については、国土利用計画富士宮市計画、富士宮市土地利用事業の適正化に関する指導要綱、関係法令等により推進します。

(1) 自然環境保全ゾーン

地質、野生の動植物等学術上貴重な資源が存在する地域、災害防止や水源かん養等の公益的な役割を果たしている地域、富士山の景観上重要な地域等は、自然環境を保全するゾーンとし、現状の保存、森林資源の育成等に努めるとともに、自然林への復元、自然と親しむ施設の整備等を進めます。

(2) 景観活用交流ゾーン

朝霧高原の恵まれた自然環境や草原景観を保全するとともに、スポーツ・レクリエーション施設等の自然と共生し調和する施設や、農林水産業の生産と連携した新成長産業の振興のための活用を図ります。

柚野地区の田園風景を保全するとともに、交流、体験、学習施設等自然と歴史文化が共存する地区特性を生かした活用を図ります。

(3) 産業振興ゾーン

富士山の景観や自然との調和に配慮しながら、新東名高速道路、国道139号、国道469号（富士南麓道路）、国道52号等の広域幹線道路による都市発展軸を生かした活用を図ります。

既存の工業団地周辺、国道139号の北山インターチェンジ、上井出インターチェンジ周辺については、地域振興のための産業誘導を進めます。

新東名高速道路新富士インターチェンジ及び新清水インターチェンジ周辺地域については、交通利便性を生かし流通産業の導入を進めるとともに、優良農地や森林を適切に保全し、農林水産業との共存を図ります。

(4) 集落環境整備ゾーン

集落と農地が混在する市街地周辺の市街化調整区域は、集落環境の整備と農業生産性の向上、優良農地の保全、活用に努めます。

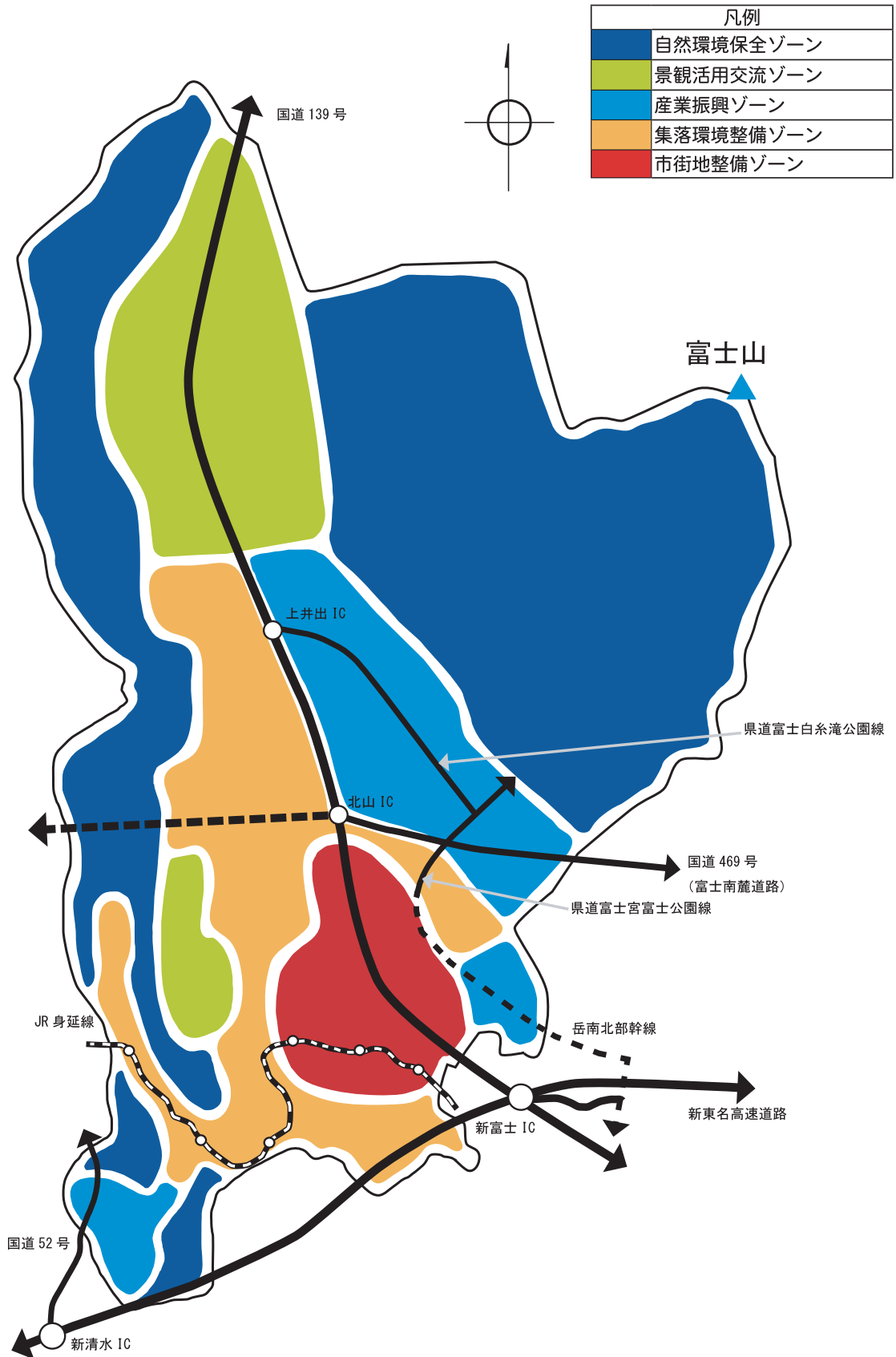
集落の拠点となる官公庁施設、文教厚生施設等の施設が集積している地域については、地域の利便性と自立性を高めるため、地域のコミュニティ機能の充実を図るとともに、地域特性を生かし、地場産業と連携した産業文化の創出を図ります。

総合福祉会館の周辺には、消防・保健・救急医療に係る施設が集積されていることから、これら施設の機能と連携した活用を図ります。

(5) 市街地整備ゾーン

世界遺産のまちづくり、良好な環境の住宅地、地域をネットワークする道路網等快適で機能的な都市環境を整備するゾーンとします。特に、富士山本宮浅間大社周辺については、にぎわいのある世界遺産富士山のまちとしてふさわしい整備を進めます。

■ ゾーン別土地利用概念図



序論

後期基本計画

基本構想

資料編

第6章 将来都市像の実現に向けたイメージ

将来都市像

富士山の恵みを活かした
元気に輝く国際文化都市

3つの重点取組

取組 1

恵み豊かな未来づくり

～世界遺産富士山の恵みを
保全し、活用する～

取組 2

いきいき元気な未来づくり

～安全・安心なまちで、
健康を育み元気に暮らす～

取組 3

誰もが輝く未来づくり

～人とまちが輝き、
人口減少社会に打ち克つ～

土地利用

基本目標

政策

環境

富士山の自然と調和した
循環力があるまちづくり

- (1) 地球環境保全とエネルギーの有効利用を推進するまち（地球環境）
- (2) 資源循環により物を有効に使うまち（資源循環）
- (3) いつまでもきれいなまち（生活環境）
- (4) 大切な自然環境を守り育てるまち（自然環境）
- (5) 限りある水資源を守り有効に活用するまち（水利用）
- (6) 安全な水で清潔・快適なまち（上下水道）

産業

富士山の麓から創造力と
活力がみなぎるまちづくり

- (1) 富士山と豊かな水に育まれた食のまち（食）
- (2) 美しい富士山と農林水産業が共存するまち（農林水産業）
- (3) 人と地域を生かした創造性豊かな産業のまち（工業）
- (4) 元気あり、笑顔あり、人が交わるにぎわいのまち（商業）
- (5) 訪れる人に感動を与えるおもてなしのまち（観光）
- (6) 安心していきいきと働けるまち（労働・雇用）

健康福祉

みんなの幸せと潤いを
創出するまちづくり

- (1) 子どもと親の笑顔があふれるまち（子育て）
- (2) とともに助け合い誰もが健康で安心して暮らせるまち（健康づくり）
- (3) 地域医療の充実により市民が健康に暮らせるまち（医療）
- (4) 地域で支えあいやさしい心を育むまち（地域福祉）
- (5) 生きがいと尊厳を持って元気に暮らせるまち（高齢者福祉）
- (6) 自立と社会参加により自分らしく暮らせる思いやりのまち（障害者福祉）
- (7) 充実した社会保障により安心に暮らせるまち（社会保障）

教育文化

郷土に学び郷土を愛する
心豊かな人を育むまちづくり

- (1) 誰でも生涯にわたり学習できるまち（生涯学習）
- (2) 豊かな人間性や社会性を育むまち（義務教育）
- (3) 地域ぐるみで心身ともに健全な青少年を育てるまち（青少年健全育成）
- (4) 豊かな心を育む学習環境の充実したまち（社会教育）
- (5) 世界遺産富士山の文化を創造・継承するまち（文化・芸術）
- (6) スポーツによる健康づくりと人々の交流を創出するまち（スポーツ・レクリエーション）

都市整備

富士山の魅力を発揮した
快適なまちづくり

- (1) 富士山の歴史と文化が香るにぎわいのまち（市街地整備）
- (2) 交通ネットワークが整備された便利なまち（幹線道路・交通網）
- (3) 安全で快適な道が整備されたまち（生活道路）
- (4) 富士山が美しく映えるまち（景観）
- (5) 自然災害から市民の生活を守るまち（治山・治水）
- (6) 潤いと安らぎに満ちた花と緑と水のまち（公園・緑地・水辺）

市民生活

豊かなコミュニティを持つ
安全・安心なまちづくり

- (1) 自助、共助が実践される防災力の高いまち（防災）
- (2) 災害に迅速に対応する体制が充実したまち（消防）
- (3) 安全・安心に暮らせる犯罪のないまち（防犯）
- (4) 交通安全意識が高い事故のないまち（交通安全）
- (5) 公共交通が整備された便利なまち（公共交通）
- (6) 安心して長く暮らせる居住環境のよいまち（住宅・住環境）
- (7) コミュニティ豊かな地域活動が活発なまち（コミュニティ活動）
- (8) 消費者が安全・安心に生活できるまち（消費生活）
- (9) 地域に生かす国際交流を推進するまち（国際交流）

市民参加・行財政

市民と一緒に取り組む
まちづくり

- (1) 未来の元気と活力を創出するまち（地方創生）
- (2) 男女ともに人権が尊重され個性と能力を発揮できるまち（男女共同参画）
- (3) 知恵と力を生かすともに輝く市民協働を進めるまち（市民協働）
- (4) 効率的な行政運営による自立したまち（行政運営）
- (5) 持続可能な財政運営の確立したまち（財政運営）
- (6) 広域連携で住みやすいまち（広域行政）
- (7) 広聴広報の充実により広がりをもつまち（広聴広報）
- (8) 情報通信技術を安全で有効に活用できるまち（高度情報化）

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

資料編

第5次富士宮市総合計画 後期基本計画策定の経緯・経過

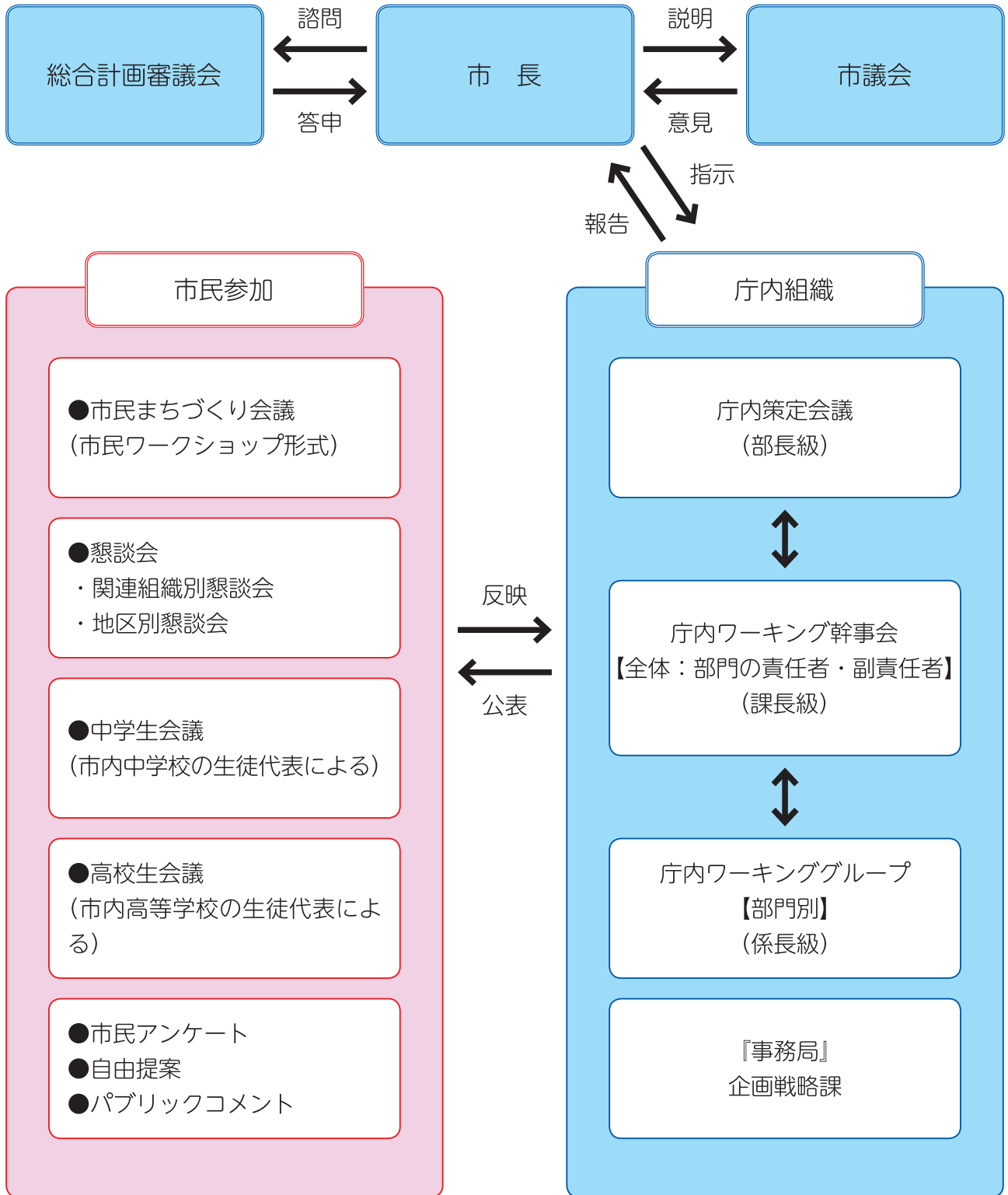
令和元年度		
R元.6.13	政策会議	策定方針の決定
R元.8.21	第1回策定会議の開催	策定方針の確認
R元.8.23	第1回ワーキング幹事会・ワーキンググループ合同会議の開催	基本的な考え方、策定組織体制、策定スケジュールの確認
R元.9.27 ～R元.10.15	市民アンケートの実施	3,000人対象、回収数1,666件 回答率55.5% (内訳：郵送回答1,453件、WEB回答213件)
R元.12.6	第2回ワーキンググループ会議の開催	会議の役割と進め方、基礎調査の報告、前期基本計画の取組状況と評価・検証について
R2.1.27 ～R2.1.28	第3回ワーキンググループ会議の開催	市民アンケート概要報告、前期基本計画の取組状況と評価・検証の共有
R2.2.13 ～R2.2.20	第4回ワーキンググループ会議（部門別）の開催	後期基本計画策定に向けた方向性等の共有
R2.3.25	第2回ワーキング幹事会の開催	前期計画の現状分析、ワーキンググループ会議の中間結果報告、今後の策定会議の進め方
R2.3.27	第2回策定会議の開催	前期計画の現状分析、ワーキング幹事会の中間結果報告、今後の策定会議の進め方

令和2年度		
R2.4.17	第5回ワーキンググループ会議事前リーダー打合せ	策定における留意点、グループ会議の進め方
R2.4.21 ～R2.4.27	第5回ワーキンググループ会議（部門別）の開催	策定に伴う課題整理、後期基本計画素案の検討
R2.8.5	政策会議	策定期間延長の決定
R2.8.24	全員協議会における説明	策定期間1年延長について説明
R2.11.17	第3回ワーキング幹事会・第6回ワーキンググループ合同会議の開催	策定スケジュール、関連組織別懇談会・地区別懇談会の開催について
R2.11.30 ～R2.12.23	関連組織別懇談会の開催	66団体 7回開催
R2.12.15 ～R3.3.15	自由提案の募集	応募総数 295件
R3.2.19 ～R3.3.11	地区別懇談会の開催	対象：126区 5回開催
R3.2.27 ～R3.3.6	中学生会議の開催	市内14校から中学2年生28人が参加 「私たちが考える【このような富士宮市】にしていこう」を検討
R3.3.13 ～R3.3.20	高校生会議の開催	市内6校から高校1～2年生18人が参加 「市の強みを生かした地域活性化」を検討

令和3年度		
R3.4.23	第4回ワーキング幹事会・第7回ワーキンググループ合同会議の開催	策定スケジュール、後期基本計画素案の検討（成果指標の設定、4か年主要事業の募集）
R3.4.27	第1回市民まちづくり会議の開催	計画概要と会議の進め方、重点取組の評価と論点の洗い出し
R3.4.28	第3回策定会議の開催	策定の進捗状況、策定スケジュールの確認
R3.5.17	第2回市民まちづくり会議の開催	これから強化すべき重点取組について検討
R3.5.31	第5回ワーキング幹事会・第8回ワーキンググループ合同会議の開催	後期基本計画素案の検討
R3.6.4	第3回市民まちづくり会議の開催	重点取組の推進主体・期待される効果・進める上での留意点の検討、提案報告会
R3.6.11	第1回審議会の開催 市長から審議会への諮問	前期基本計画の取組と成果、後期基本計画策定に向けての課題や視点の確認
R3.6.14	第4回策定会議の開催	前期基本計画の取組と成果、後期基本計画策定に向けての課題や視点の確認、後期基本計画素案の検討
R3.7.6	第2回審議会の開催	後期基本計画案の審議（基本目標1～4）
R3.7.12	第3回審議会の開催	後期基本計画案の審議（基本目標5～7）
R3.7.15	第6回ワーキング幹事会・第9回ワーキンググループ会議の開催	後期基本計画案（重点プロジェクト、土地利用計画、基本目標別計画）の検討
R3.7.26	第5回策定会議の開催	後期基本計画案（重点プロジェクト、土地利用計画、基本目標別計画）の検討
R3.8.4	第4回審議会の開催	後期基本計画案（重点プロジェクト、土地利用計画、基本目標別計画）に対する審議
R3.8.25	全員協議会における説明	後期基本計画案についての質疑、意見交換
R3.9.1 ～R3.9.30	パブリックコメントの実施	
R3.9.9	第7回ワーキング幹事会・第10回ワーキンググループ会議の開催	後期基本計画案（グラフ・写真）の検討
R3.9.24	第6回策定会議の開催	後期基本計画最終案の検討
R3.10.4	審議会正副会長会議の開催	答申案の作成
R3.10.13	第5回審議会の開催	後期基本計画最終案の審議、答申案の審議
R3.10.18	審議会から市長への答申	
R3.11.1	全員協議会における説明	後期基本計画最終案の説明
R3.11.26	第8回ワーキング幹事会・第11回ワーキンググループ書面会議	後期基本計画最終案の確認
R3.12.13	第7回策定会議の開催	後期基本計画最終案の確認

総合計画策定体制図

総合計画策定体制図



総合計画諮問・答申

富 企 第 38 号

令和3年6月11日

富士宮市総合計画審議会
会長 恒川 隆生 様

富士宮市長 須藤 秀忠

第5次富士宮市総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

令和4年度から令和7年度までの富士宮市の新たな指針として、別冊のとおり第5次富士宮市総合計画後期基本計画（案）を立案しましたので、富士宮市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、これを諮問いたします。

令和3年10月18日

富士宮市長 須藤 秀忠 様

富士宮市総合計画審議会
会長 恒川 隆生

第5次富士宮市総合計画後期基本計画（案）について（答申）

令和3年6月11日付け富企第38号で諮問のありました「第5次富士宮市総合計画後期基本計画（案）」について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、その内容は、概ね適当であると判断し、下記の意見を付して答申いたします。

なお、今回の計画見直しに当たり、当初計画策定時に想定した世界遺産富士山をはじめとする地域資源の保全と活用、人口減少社会における都市活力の維持、大規模自然災害等に対応した安全・安心なまちづくりなどは、見直し時点においても変わらず重要なものであることから、引き続き、市民・事業者・行政がそれぞれ自らの役割を自覚するとともに、自らの責任においてその役割を実践するほか、新型コロナウイルス感染症がもたらした新たな課題に対しては、迅速かつ柔軟に取組を進め、第5次富士宮市総合計画で定めた将来都市像「富士山の恵みを活かした元気に輝く国際文化都市」の実現に向けて、着実に推進されるよう併せて付言いたします。

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

記

1 総括的事項

- 人口減少の克服やポストコロナ社会における新しい生活様式への対応など、様々な課題の解決に向けて、常に問題意識を持ち、これまでのやり方にとらわれない新しい発想をもって具体的な施策に取り組むこと。
- 市民の誰もが生きがいや喜びを持って生活できる社会を築くとともに、富士宮市が誇る自然や歴史、文化を次の世代へ着実に継承していくため、市民をはじめ、事業者や市民団体、行政が協力して、SDGsの理念に基づく持続可能なまちづくりに取り組むこと。
- 計画の実効性を担保するため、行政にあっては、計画内容や事業の取組状況を、年代や性別を問わず、分かりやすく周知することにより、市民や事業者等に適切に伝わる広報となるよう努めること。
- 本計画の推進にあたり、審議過程や住民意識調査、各種市民会議等を通じて寄せられた市民ニーズは、それを十分に尊重し、施策へ反映させるとともに、事業を実施する際には、市民とともに取り組むこと。

2 3つの取組を推進するための重点プロジェクトについて

- 地球温暖化の防止に向けて、地域が一体となってゼロカーボンシティの実現を目指すとともに、行政にあっては、推進の機運を高めるため、市民及び事業者等への普及啓発や支援に努めること。
- グローバル化に対応できる人材の育成を目的に実施する中学生、高校生の海外派遣に、観光面から見た国際感覚の習得ができる環境づくりを検討すること。

3 土地利用計画について

- 産業立地の推進と幹線道路の渋滞緩和に向けた基幹道路の整備について、近隣都市や関係機関との連携を図ること。
- 郷土を知る機会の創出や伝統文化を引き継ぐ担い手の育成に向けて、子どもから大人までの市民全体を対象に、富士宮市の土地利用計画の周知に努めること。

4 富士山の自然と調和した循環力があるまちづくり（環境）について

- エネルギーの有効利用を推進するため、各種助成制度の充実と併せて、市民一人ひとりでできる省エネルギー行動の普及啓発に努めること。
- エネルギーの地産地消の推進に向けて、民間活力の導入による家畜、森林バイオマス等の活用を検討すること。
- 水質の保全や公衆衛生の向上を図るため、公共下水道の整備を促進するとともに、公共下水道事業基本計画の意義などを市民に周知し、その機運の醸成に努めること。

5 富士山の麓から創造力と活力がみなぎるまちづくり（産業）について

- 森林環境譲与税の用途や目標の設定を明確にするとともに、それを活用した森林整備の促進に取り組むこと。
- 耕作放棄地の解消に向けて、農地の荒廃が進む前に、次の世代へつないでいくための積極的な施策に取り組むこと。
- 特色ある産業基盤の構築に向けて、関係機関が連携して地元産業への支援に取り組むとともに、多様な雇用機会の創出や勤労者福祉の向上を図り、いきいきと働ける雇用環境の整備に努めること。
- 観光基盤の整備に向けて、市内を回遊できる二次交通の充実の具体的な方策を検討するとともに、新たな観光誘客の推進のための自然環境に留意した観光スタイルの構築に取り組むこと。

6 みんなの幸せと潤いを創出するまちづくり（健康福祉）について

- 児童館の活用之际して、児童福祉法に基づく世代を対象とした子どもの居場所の充実を図ること。
- コロナ禍において多様な子育てや働き方が進む中、その置かれている状況や就業条件などに合わせた制度の見直しを検討すること。
- 子育て支援拠点における施設間の連絡の強化や事業を現場で支える職員の研修の機会の充実を図るなど、地域における子育て支援の質の向上に努めること。
- 発達が気になる子の療育支援に向けて、幼・保・こども園から小学校への切れ目ない支援につながるための体制強化に努めること。
- 市内での出産施設が市立病院のみとなったことから、産婦人科の充実を地域医療体制の確保の観点から地域全体で検討すること。

7 郷土に学び郷土を愛する心豊かな人を育むまちづくり（教育文化）について

- 学校現場における教育 ICT 環境の整備と併せて、児童生徒が誰一人取り残されないよう学校教育の充実に取り組むこと。
- 特別支援や不登校など、悩みを抱える家庭が増えていることから、これまで以上に関係機関の縦・横のつながりを強化し、多様な教育相談等に対する支援体制の充実を図ること。
- 文化・芸術の振興、生涯スポーツの充実に向けて、子どもから大人までともに参加ができる文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の普及に努めること。
- 中学校におけるクラブ活動の適切な指導を図るため、指導者の確保に向けた地域の人材活用について検討すること。

8 富士山の魅力を発揮した快適なまちづくり（都市整備）について

- 道路環境の整備と自転車活用の推進に向けて、ガードレールの設置など、安全・安心な通学路、通勤路の確保に取り組むこと。
- 総合的な治山・治水対策を推進するため、将来に向けた災害防止対策と併せて、これまでに起きた災害の復興にも取り組むこと。

9 豊かなコミュニティを持つ安全・安心なまちづくり（市民生活）について

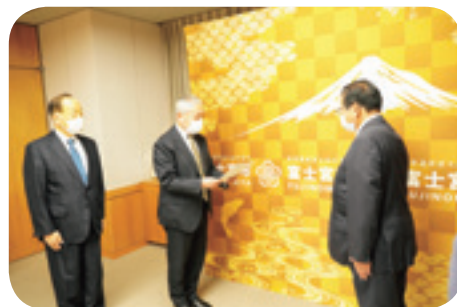
- あらゆる自然災害から市民の生命と財産を守るため、市民等から被災情報を収集する仕組みづくりを検討すること。
- 高齢者をはじめとする交通弱者の移動支援に向けて、生活交通の確保対策に取り組むこと。
- 自治会役員のなり手不足の現状を鑑み、行政にあっては、自治会に対する事務負担の軽減を図るとともに、自治会への加入促進のための支援に取り組むこと。

10 市民と一緒に取り組むまちづくり（市民参加・行財政）について

- 「富士山を守り 未来につなぐ 富士山SDGs」の実現に向けて、市の独自性を打ち出したSDGsの普及啓発に努めること。
- 女性の視点を地域課題の解決に生かせるよう、女性が地域社会のリーダーとして活躍できる環境の整備に取り組むこと。
- 性的マイノリティへの市民の理解が深まるよう、多様性を認めるという視点に立った啓発に努めること。



市長から諮問



会長から答申



総合計画審議会

富士宮市総合計画審議会条例

富士宮市総合計画審議会条例

昭和 48 年 6 月 30 日
富士宮市条例第 21 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、富士宮市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、富士宮市総合計画に関する重要な事項について調査、審議し、意見の答申を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 40 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 公共的団体等の役員及び職員
- (3) 知識経験者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る答申が終了する日までとする。

2 委員は、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、その職を失う。

3 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、市長から諮問をうけたとき又は会長が必要と認めたときは、市長と協議して会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会は、必要があると認める場合は、部会を設けることができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

(報酬等)

第 8 条 委員の費用弁償及び報酬並びに支給方法は、富士宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 45 年富士宮市条例第 12 号）中、専門委員の規定を準用する。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、企画部企画戦略課で処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

～改正附則一部省略～

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

富士宮市総合計画審議会委員名簿

役職等	氏名	備考
環境審議会委員	濱岡 節子	
静岡県富士農林事務所長	杉山 厚吉	
富士森林組合代表理事組合長	古川 日出男	
富士宮商工会議所会頭	河原崎 信幸	
富士宮市観光協会会長	小川 登志子	
富士宮地区労働者福祉協議会会長	小林 純一	
富士宮市社会福祉協議会会長	清 功	副会長
富士宮市医師会会長	永松 清明	
静岡県富士健康福祉センター所長	土屋 正純	
富士宮市社会教育委員（生涯学習委員会会長）	石川 俊秋	
富士宮スポーツ協会会長	伏見 由治	
富士宮市校長会会長	水村 裕子	
富士宮市都市計画審議会委員	渡井 政行	
国土交通省富士砂防事務所長	藤平 大	
静岡県富士土木事務所長	青木 直己	
富士宮市区長会長	大河原 忠	
富士宮警察署長	佐野 信浩	
富士宮市消費者連絡協議会会長	森岡 恵美子	
静岡大学名誉教授	恒川 隆生	会長
富士宮信用金庫理事長	山本 勝則	
富士宮農業協同組合代表理事組合長	稲葉 光泰	
市民まちづくり会議メンバー	朝日 康典	
市民まちづくり会議メンバー	小野 麗佳	
市民まちづくり会議メンバー	藁科 可奈	
	計	24人

関連組織別懇談会

市内で活動する関連団体を対象に、令和2年11月30日から12月23日までに全7回の懇談会を開催しました。総合計画の7分野ごとに開催し、団体の代表者など全66団体から、新型コロナウイルス感染症がもたらす現状と課題や、各団体が今後取り組みたいことなどについて意見をいただきました。市からは事務局以外にも関係課が出席し、いただいた意見を共有しました。

開催日・総合計画の7分野・団体名		
R2.11.30 (月)	環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじのみや市民環境会議 ・富士山の自然を守る会 ・NPO 法人ホールアース自然学校 ・富士宮市ごみ減量化等推進市民懇話会 ・NPO 法人富士山スマートエナジー ・静岡県 LP ガス協会富士宮地区会
R2.12.1 (火)	市民生活	<ul style="list-style-type: none"> ・富士宮市国際交流協会 ・富士宮市防災指導員 ・富士宮市消費者連絡協議会 ・富士宮安全・安心パトロール隊 ・富士宮市消防団 ・富士宮市交通安全対策委員会 ・反核富士宮市民のつどい実行委員会 ・富士宮防犯協会 ・富士宮市区長会
R2.12.11 (金)	市民参加・行財政	<ul style="list-style-type: none"> ・富士宮ロータリークラブ ・富士宮西ロータリークラブ ・富士宮ライオンズクラブ ・富士宮中央ライオンズクラブ ・女性応援会議 ・ふじのみや女性の会 ・富士宮青年会議所 ・富士宮地域女性連絡会 ・富士宮信用金庫
R2.12.15 (火)	都市整備	<ul style="list-style-type: none"> ・富士宮市緑化推進市民の会 ・富士宮市振興公社 ・富士建築士会 ・富士宮建設業協同組合 ・富士宮市地域公共交通活性化再生会議 ・富士宮市管工事協同組合
R2.12.22 (火)	健康福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・富士宮市手をつなぐ育成会 ・富士宮市身体障害者福祉会 ・ぬくもりの会 ・社会福祉法人富士旭出学園 ・社会福祉法人富士厚生会 ・富士宮市地域自立支援協議会 ・NPO 法人母力向上委員会 ・富士宮市障害福祉サービス事業者連絡協議会 ・ふじさんシニアクラブ富士宮 ・公益財団法人富士宮市シルバー人材センター ・富士宮市民間保育園園長会 ・富士宮っ子はぐくみ隊 ・富士宮市介護保険事業者連絡協議会 ・富士宮市民生委員児童委員協議会 ・富士宮市社会福祉協議会 ・富士宮市医師会 ・保健委員協議会 ・青少年就労支援ネットワーク静岡 ・富士宮市就労準備支援センター
R2.12.22 (火)	産業	<ul style="list-style-type: none"> ・富士開拓農業協同組合 ・富士養鱒漁業協同組合 ・富士宮商工会議所 ・芝川商工会 ・富士宮地区労働者福祉協議会 ・富士宮商店街連盟 ・富士宮市観光協会 ・富士森林組合 ・NPO 法人まちづくりトップランナー ・富士宮本舗 ・静岡県中小企業家同友会富士宮支部
R2.12.23 (水)	教育文化	<ul style="list-style-type: none"> ・富士宮市文化連絡協議会 ・富士宮市学校警察連絡協議会 ・富士宮市私立幼稚園協会 ・富士宮市青少年指導員協議会 ・富士宮市 PTA 連絡協議会 ・富士宮市母親クラブ連絡協議会 ・富士宮子どもと読書の会 ・NPO 法人富士宮市スポーツ協会



関連組織別懇談会

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

地区別懇談会

市内 126 区を対象に、令和 3 年 2 月 19 日から 3 月 11 日までに全 5 回の懇談会を開催しました。地区ごとに区長や地区役員など、合計 114 人の出席をいただき、新型コロナウイルス感染症がもたらす課題なども踏まえ、地域のまちづくりに対する考え方や、今後取り組みたいことなどについて意見をいただきました。

開催日	開催場所	対象支部	参加区	出席人数
R3.2.19 (金)	市民文化会館	大宮西支部 (13) 富丘支部 (6) 大富士支部 (7)	神立、羽衣、貴船、神賀、福地、野中 1、野中 2、野中 3、野中 4、星山 2、安居山 1、安居山 2、沼久保、淀師、淀橋、大中里、外神、青木平、宮原、万野 1、万野 2、万野 3、万野 4、万野希望、宮原 1、外神東	26 人
R3.2.24 (水)	上野会館	上野支部 (7) 北山支部 (7) 上井出支部 (7) 白糸支部 (4)	上条上、上条下、下条上、下条下、精進川上、精進川下、馬見塚、北山 1、北山 2、北山 3、北山 4、山宮 1、山宮 2、山宮 4、上井出、芝山、猪之頭、人穴、麓、根原、富士丘、内野、狩宿、半野、原	25 人
R3.3.2 (火)	富士根南公民館	富士根南支部 (15) 富士根北支部 (8)	小泉 1、小泉 2、小泉 3、小泉 4、小泉 5、小泉 6、上小泉、大岩 2、大岩 3、杉田 1、杉田 2、杉田 3、杉田 4、杉田 5、杉田 6、栗倉 1、栗倉 2、栗倉 3、舟久保、村山 1、村山 2、村山 3、栗倉南	23 人
R3.3.9 (火)	芝川公民館	芝川支部 (15)	西山、大久保、長貫、上羽鮎、下羽鮎、香葉台、大鹿窪、猫沢、上柚野、下柚野、鳥並、上稲子、内房第 2、内房第 3、内房第 4	15 人
R3.3.11 (木)	駅前交流センター きらら	大宮東支部 (13) 大宮中支部 (12)	日の出、瑞穂、大和、咲花、阿幸地、富士見ヶ丘、星山 1、山本、高原、高原 1、高原 2、源道寺、清水窪、常盤、浅間、神田、木の花、城山、高嶺、宮本、琴平、三園平、二の宮、ひばりが丘、神田川	25 人



地区別懇談会

市民まちづくり会議

これからの富士宮市のまちづくりを市民の目線で自由に話し合っただき、様々なご意見や提案を伺うことにより、今後の計画づくりに活かしていくことを目的に、市内在住・在学・在勤者から公募し、総勢 30 人の参加者により全 3 回の市民まちづくり会議を開催しました。

第 5 次富士宮市総合計画で定めた将来都市像を実現するための「3つの重点取組」をテーマに、これまでの取組の評価と後期基本計画策定に向けての意見・提案をグループワークの形で検討し、最終回には市長を始めとする市幹部職員に向けた報告会を実施しました。

開催日		テーマ	内容
第 1 回	R3.4.27 (火)	取組の評価と課題・改善点 (重要な論点)	【ガイダンス】 ・ 第 5 次富士宮市総合計画の概要 ・ 市民まちづくり会議の目的と進め方 【グループワーク】 ・ 重点取組の進捗状況説明 ・ 取組の評価と論点の洗い出し 「評価できる取組」「課題・改善点 (策定に向けた論点)」
第 2 回	R3.5.17 (月)	これから強化すべき重要取組	【グループワーク】 ・ これから強化すべき重点取組について強化する取組、新しく取り組むべき施策の提案、実行可能性や効果の検討
第 3 回	R3.6.4 (金)	重点取組の推進主体・期待される効果・進める上での留意点	【グループワーク】 ・ 重点取組の推進主体・期待される効果・進める上での留意点 【提案報告会】 ・ 重点取組ごとの提案報告

重点取組 1 恵み豊かな未来づくり (主な意見を抜粋)

- 安全で楽しく快適な参道軸づくり～大社一の鳥居から本殿までを誰もが安全かつ快適な歩行者空間に～
- やっぱり世界遺産富士山文化財散策で異文化体験
- いろんな角度から富士山を見てみよう!
- みんなで守ろう僕たち私たちの富士山

重点取組 2 いきいき元気な未来づくり (主な意見を抜粋)

- 市立病院の医師確保と安心して出産できる環境づくり
- 誰もが使いやすく、安心して利用できる公共施設の整備促進
- 自治会加入者を増やす新しい仕組みづくり

重点取組 3 誰もが輝く未来づくり (主な意見を抜粋)

- 多様な世代の交流と情報発信によるコミュニティづくり
- 健康・仕事・子育てに安心できる地域社会をつくる
- 自然環境と共存し、多様な働き方で住み続けることができる持続可能なまちづくり



第1回市民まちづくり会議
【副市長あいさつ】



第1回市民まちづくり会議
【第1グループのグループワーク】



第2回市民まちづくり会議
【第2グループのグループワーク】



第3回市民まちづくり会議
【第3グループの発表】



【提案報告会】



【グループごとの提案内容】



第3回市民まちづくり会議
【市長あいさつ】



第3回市民まちづくり会議
【集合写真】

中学生会議

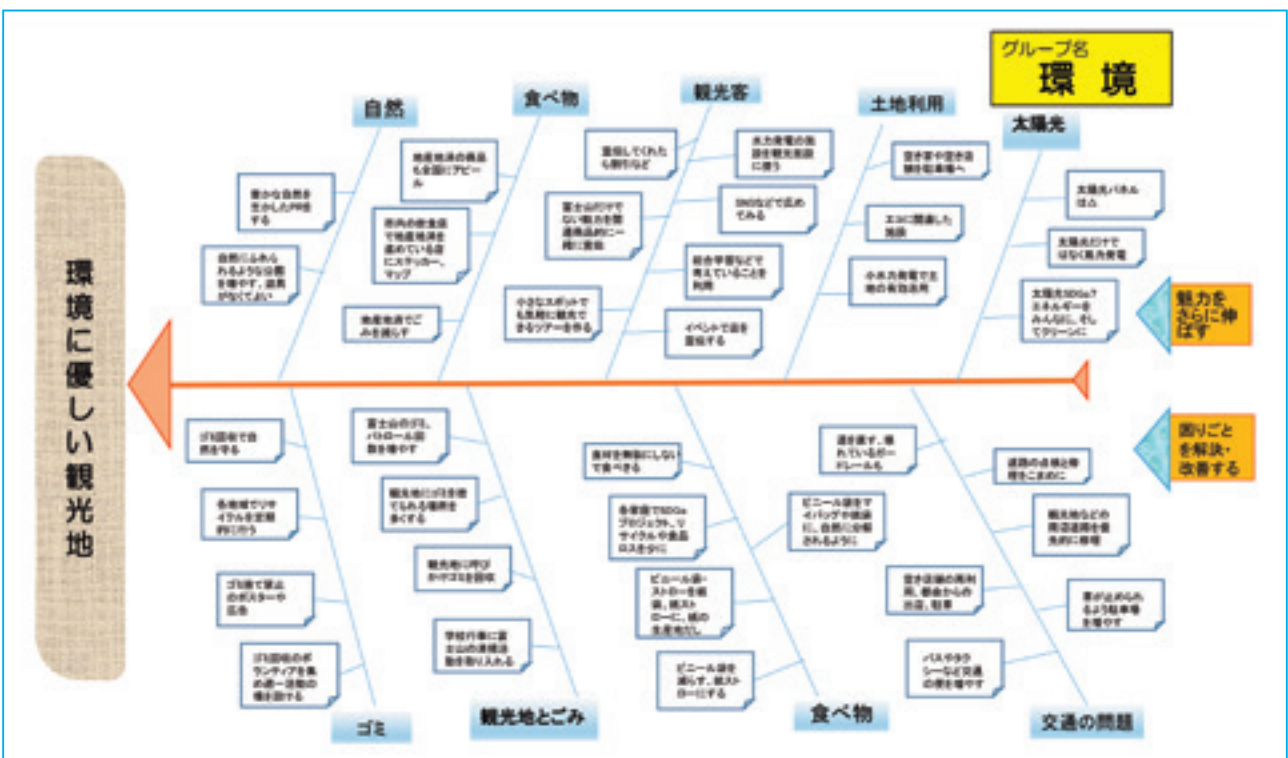
第5次富士宮市総合計画後期基本計画策定にあたり、市が取り組んできた課題について、これからの富士宮市を担う若い世代の意見を聞き取るとともに、今後の市政への参画意識を高めることを目的に、中学生会議を開催しました。

市内中学校 14 校から、各学校 2 人、合計 28 人が参加し、4 班に分かれて討議を行いました。

全 2 回の会議では、最初に、富士宮市の現状から「よいこと」「困りごと」を分析し、最後に、各グループで「私たちが考える【このような富士宮市】にしていこう」と提言にまとめ、教育長を招いて提案発表を行いました。

開催日		内容
第 1 回	R3.2.27 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ○市の取組について ○自己紹介、グループ名決定など ○グループワーク 「関心のある富士宮市の課題（グループで取り組むテーマの設定）」 「テーマについての現状（よいこと、困りごと等の洗い出し）」
第 2 回	R3.3.6 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ○グループワーク 「私たちが考える【このような富士宮市に】していこう」（伸ばしたい市の魅力、改善・解決したいことについてアイデアを出しまとめる） ○全体発表 ○教育長による講評 ○1分間スピーチ 「富士宮市に住んで通って思うこと」

【ワークシートのまとめ】

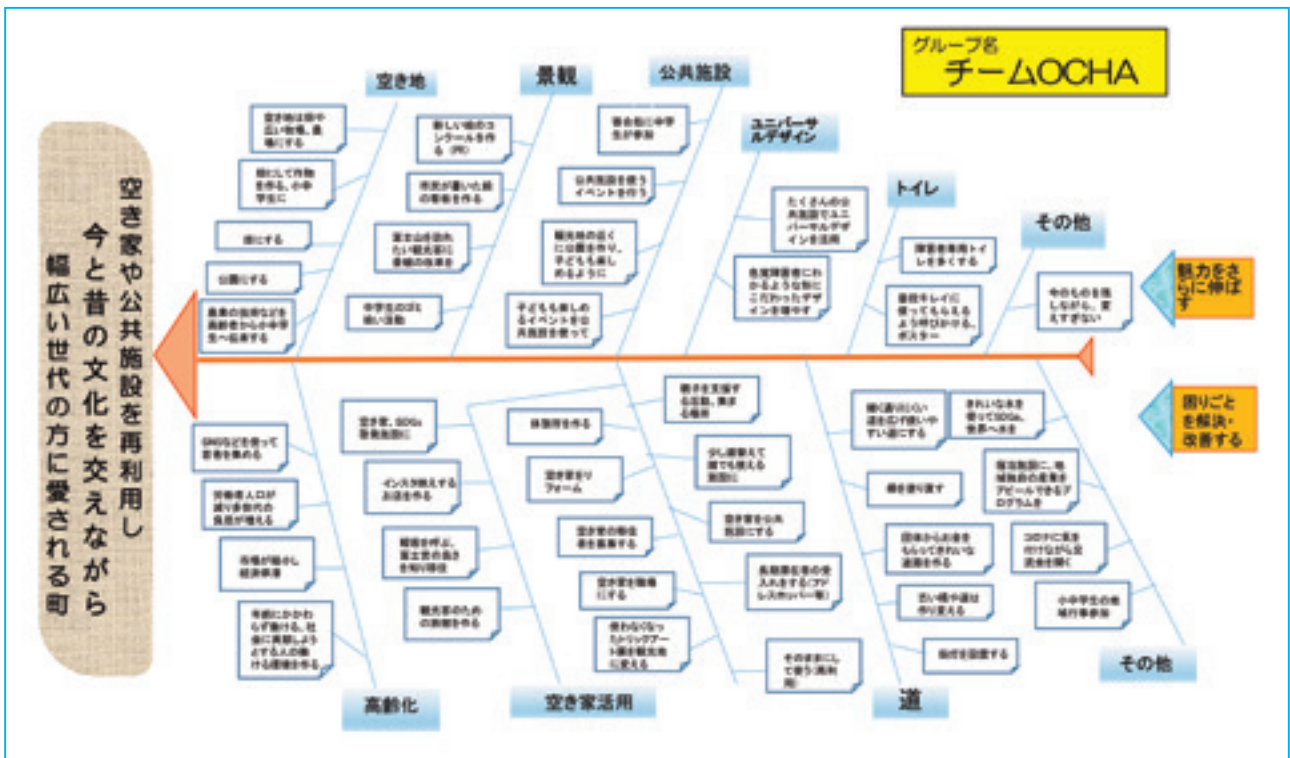
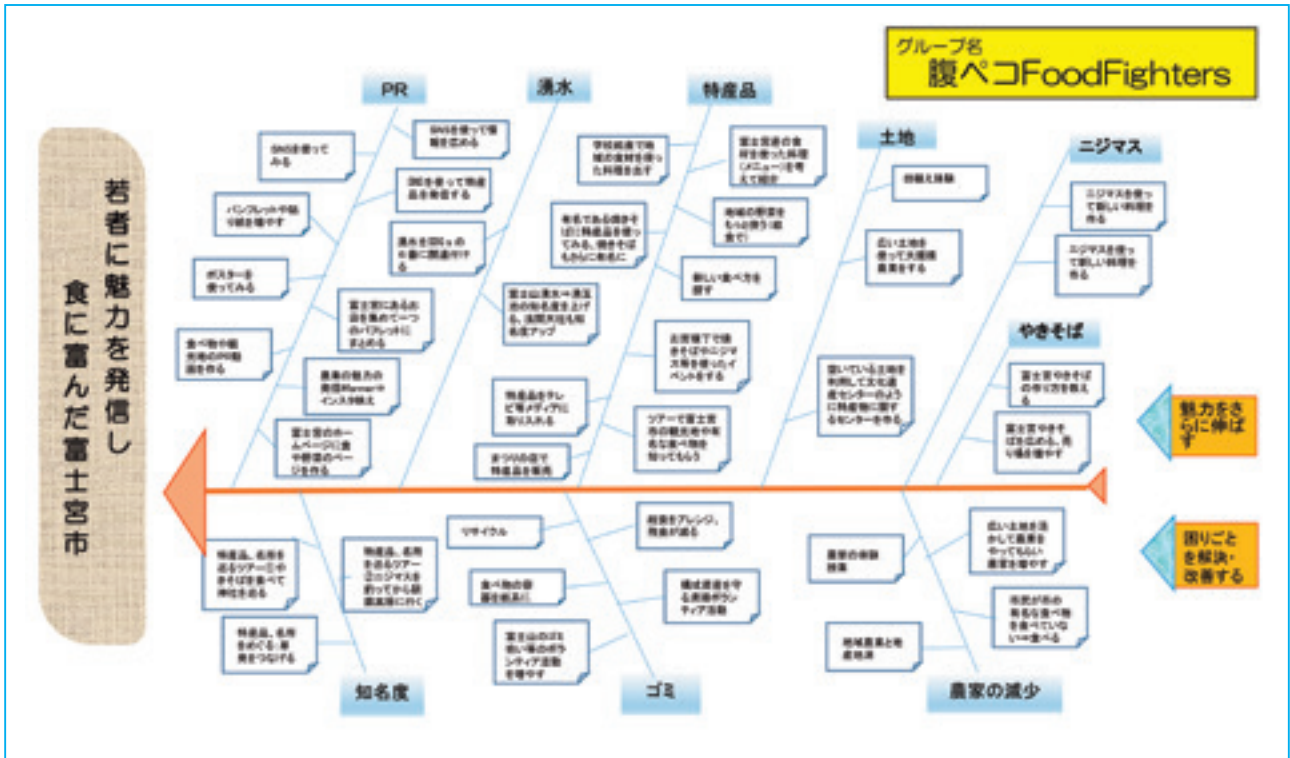


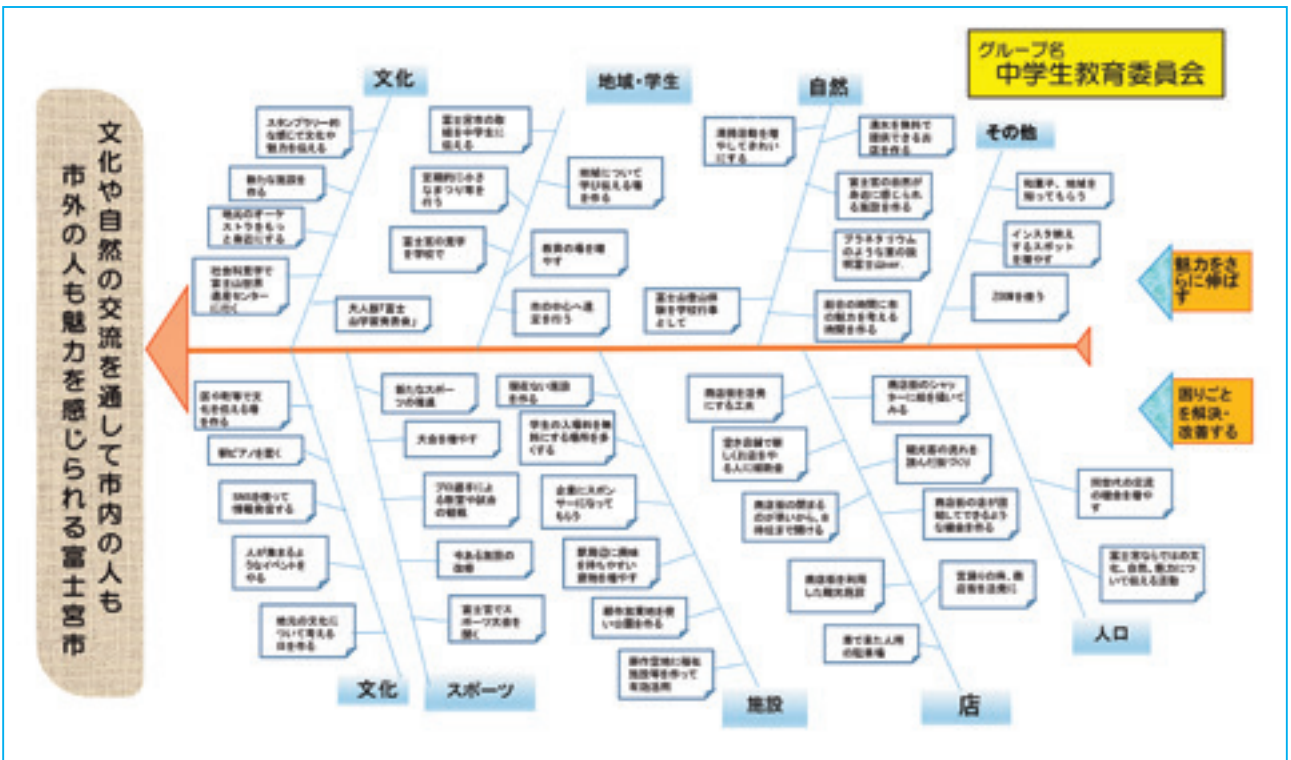
序論

後期基本計画

基本構想

資料編





序論

後期基本計画

基本構想

資料編

基本構想

資料編



市の取組を説明



ブレインストーミングによる意見交換



グループで出た意見を報告



最後にみんなで記念撮影

高校生会議

若い世代の定住化意識や市の施策に対する意見・提案を知ることによって計画策定の基礎資料とするとともに、これからの富士宮市を担う若い世代の今後の市政への参画意識を高めていただくことを目的に、初めて高校生会議を開催しました。

市内各高等学校及び高等専修学校の6校から各3人、合計18人が参加し、3班に分かれて討議を行いました。

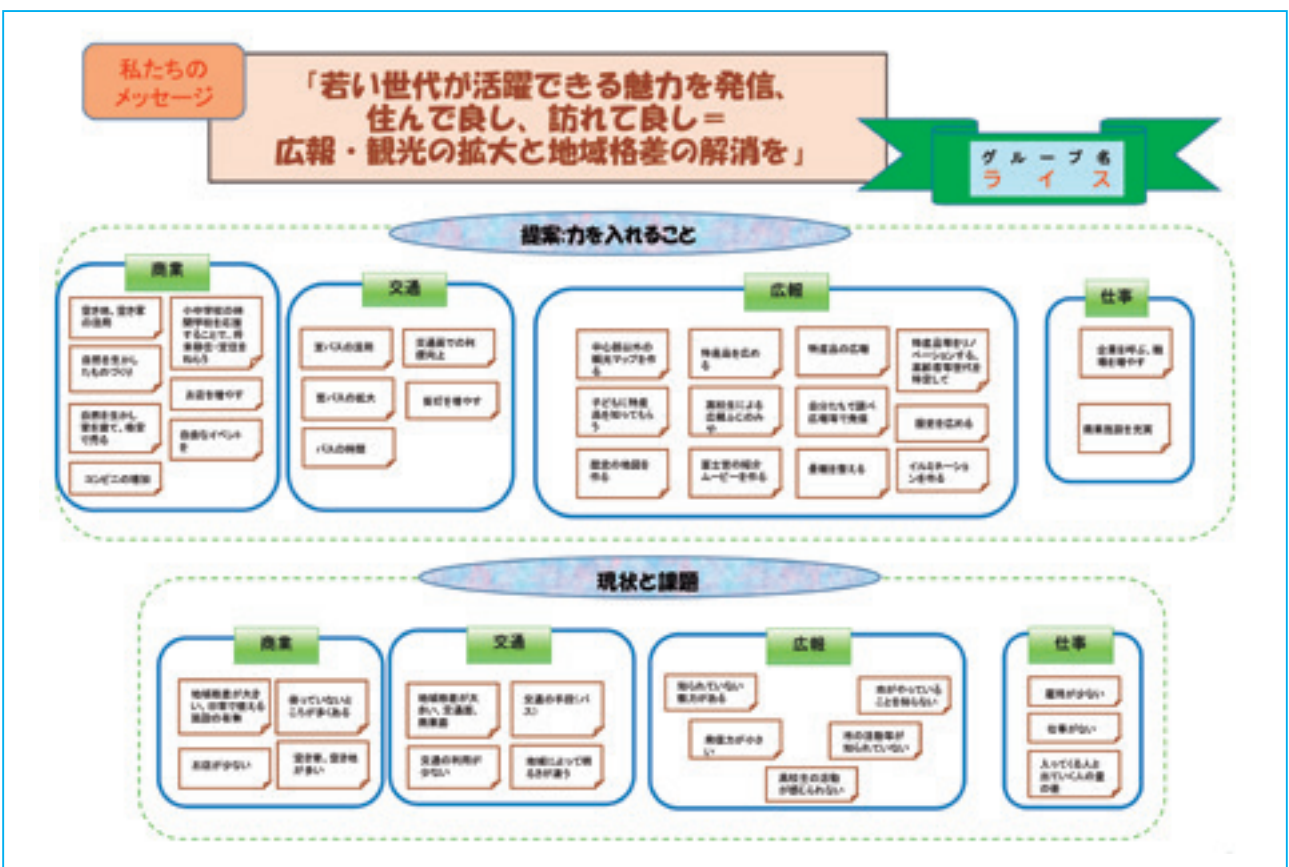
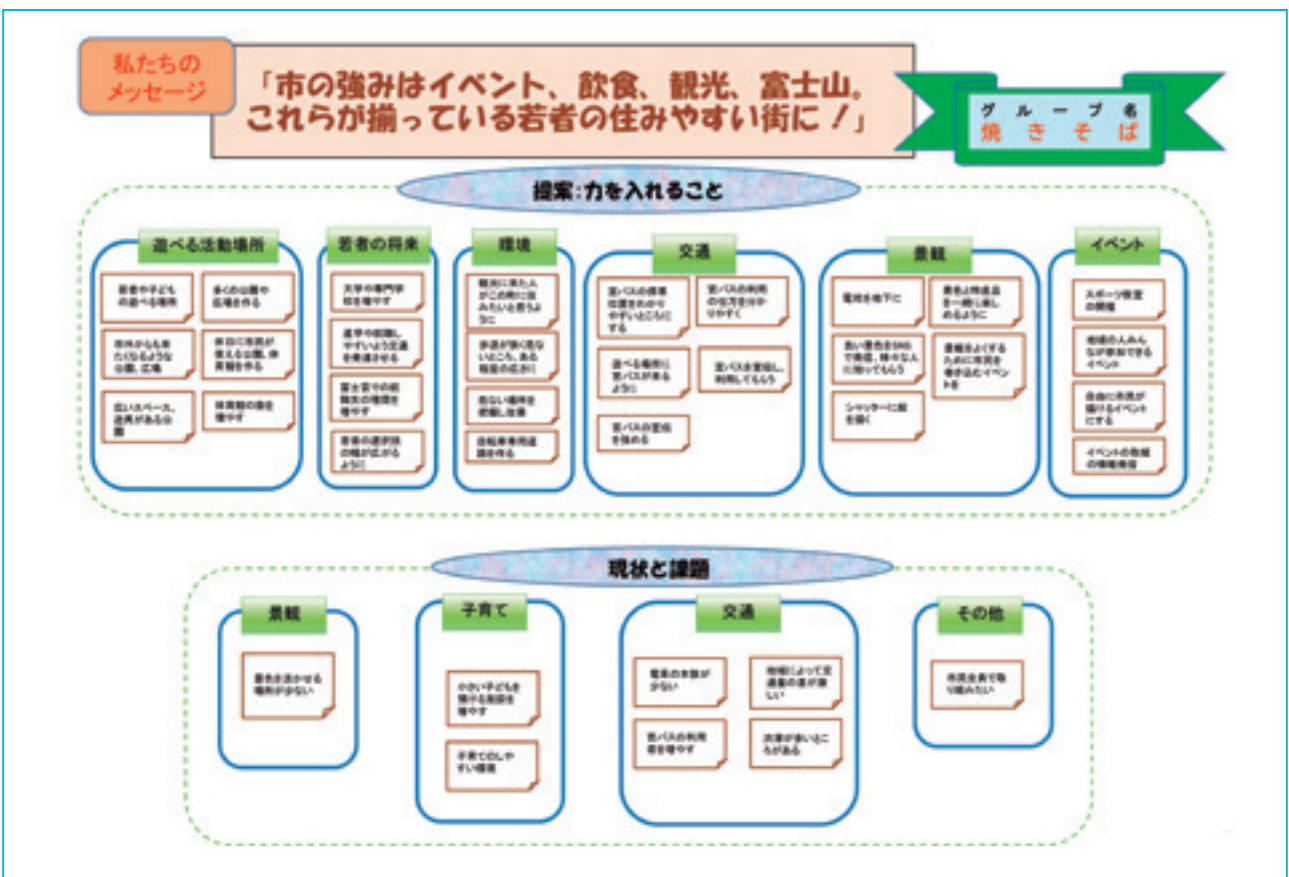
全2回の会議では、市の総合戦略から選んだテーマ「富士宮市の強みを生かした地域活性化」について、初めに現状・課題を分析し、最後に将来に向けての提案を考え、提言の方向性を示す「メッセージ」を発表しました。

開催日		内容
第1回	R 3.3.13 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ○富士宮市の取組について ○グループワーク(1) 「富士宮市の魅力と課題」 ○グループワーク(2) 「住み続けたいと思えるまちとは①」
第2回	R 3.3.20 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ○グループワーク(3) 「住み続けたいと思えるまちとは②」 方向性、現状、アイデア出し ○グループワーク(4) 「住み続けたいと思えるまちとは③」 市の強みを生かした地域活性化と『いつまでも住み続けられる私たちのまち』に向けてのメッセージ(提言)をつくる ○全体発表 ○1分間スピーチ 「高校生会議に参加して、25年後の自分」



第2回高校生会議 全体発表

【ワークシートのまとめ】



序論

後期基本計画

基本構想

資料編

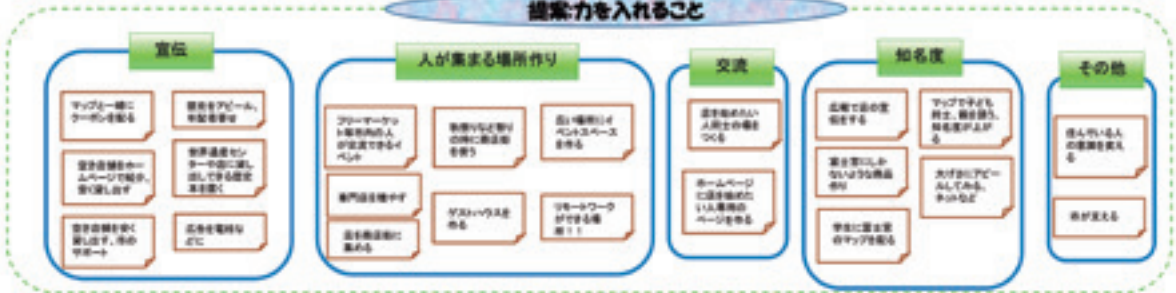
私たちの
メッセージ

「知名度、交流、場所づくり、宣伝＝
富士宮市民の意識を変えて知名度をあげる」

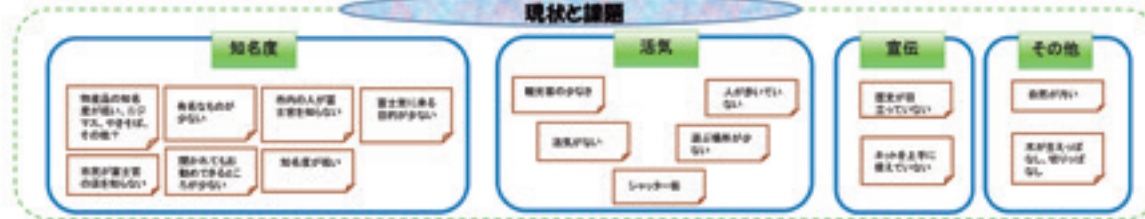
グループ名
なまむぎ

まずは、市の人が市を知ることから。アピール方法を工夫して人伝えに。マップやHPなどを活用する。市の人の交流が少ない。市を活性化させる上で同じ目的を持っている人が集まることできる場をつくる。老若男女が楽しみながら富士宮をアピールできる場所がない！商店街をリノベーション、イベントスペースやゲストハウス等を作る。

提案力を入れること



現状と課題



個人ワークの時間



グループで意見交換



最後にみんなで記念撮影

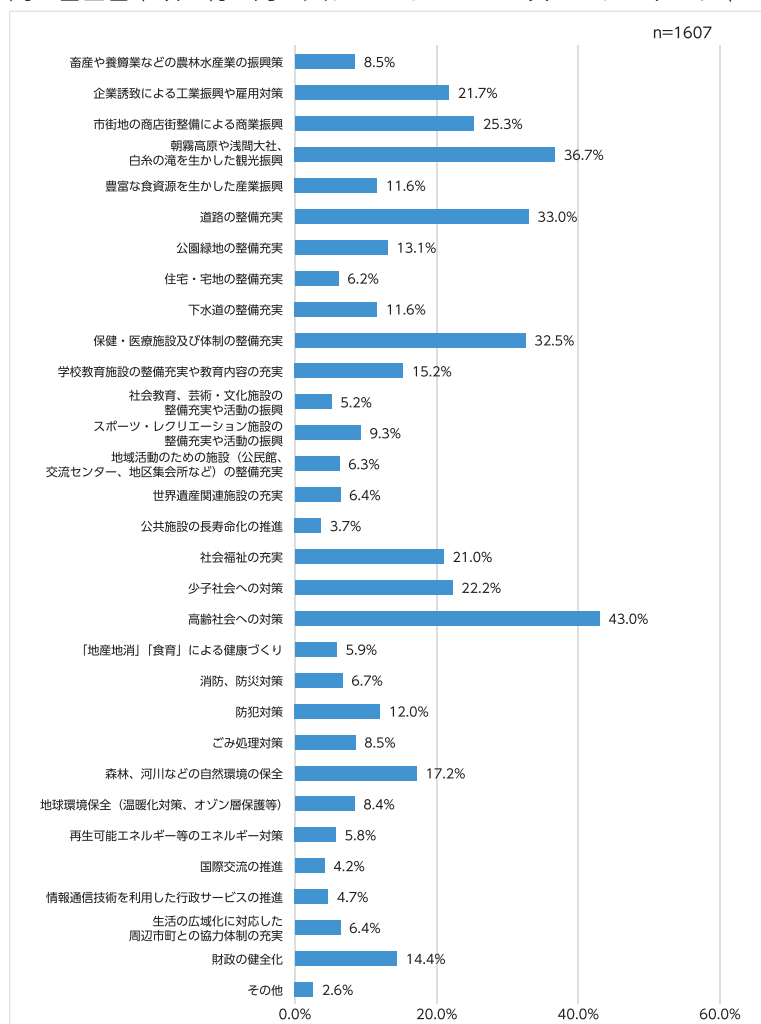
市民アンケート調査

幅広い市民のニーズやまちづくりの意向について意見を収集するために市民アンケート調査を実施しました。また、第5次富士宮市総合計画に沿ってこれまで進めてきた取組について、「満足度」と「充実希望度」の評価を伺いました。

調査方法				
調査名称	第5次富士宮市総合計画後期基本計画策定市民アンケート調査			
実施期間	令和元年9月27日(金)～令和元年10月15日(火)			
配布方法	郵送による調査票の配布			
回収方法	郵送またはWEB上の回答フォームより回収			
調査対象者	富士宮市に住民登録している18歳以上80歳未満の男女(無作為抽出)			
発送数	回収数	有効回答数	回収率	WEB回答
3,000	1,666	1,664	55.5%	うち12.8%(213件)

【アンケートからの抜粋】

あなたが、今後5年間で富士宮市政に特に力を入れてほしいことは次のどれですか。(五つまでに○)



「高齢社会への対策」が43.0%と最も多く、次いで「朝霧高原や浅間大社、白糸の滝を生かした観光振興」が36.7%、「道路の整備充実」が33.0%、「保健・医療施設及び体制の整備充実」が32.5%となっている。

自由提案

富士宮市の魅力を活かした、まちづくりのアイデアを募集しました。市内外を問わず、高校生から高齢者まで幅広い年代の方々から多くのご意見をいただきました。

自由提案	
対象者	富士宮市が好きな人、富士宮市を応援している人
募集期間	令和2年12月15日(火)～令和3年3月15日(月)
応募数	295件



パブリックコメント

令和3年9月1日から9月30日まで、市のまちづくりの基本構想に基づき、今後4年間で取り組むべき第5次富士宮市総合計画後期基本計画(案)について、意見を募集しました。結果、4件のご意見をいただきました。

パブリックコメント	
趣 旨	第5次富士宮市総合計画後期基本計画案を公表し、意見をいただくことを目的に実施しました。
実施期間	令和3年9月1日(水)～令和3年9月30日(木)
意見数	4件 内訳(窓口への直接提出1件、電子申請3件)

富士宮市

〒 418-8601 静岡県富士宮市弓沢町 150 番地
TEL : 0544-22-1113 FAX : 0544-22-1206
mail : kikaku@city.fujinomiya.lg.jp
ホームページ : <http://www.city.fujinomiya.lg.jp/>

発行 : 令和 4 年 3 月

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

